

ダイワ先進国株式インデックス (為替ヘッジあり)(投資一任専用) / (為替ヘッジなし)(投資一任専用)

追加型投信 / 海外 / 株式 / インデックス型

※課税上は株式投資信託として取扱われます。

投資信託説明書(請求目論見書)

2025年2月14日

本文書は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づき作成され、投資者の請求により交付される目論見書(請求目論見書)です。

本文書にかかる「ダイワ先進国株式インデックス(投資一任専用)」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により、有価証券届出書を2025年2月13日に関東財務局長に提出しており、2025年2月14日にその届出の効力が生じております。

発行者名	大和アセットマネジメント株式会社
代表者の役職氏名	取締役社長 小松 幹太
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当ありません。

大和アセットマネジメント

Daiwa Asset Management

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

ダイワ先進国株式インデックス（為替ヘッジあり）（投資一任専用）

ダイワ先進国株式インデックス（為替ヘッジなし）（投資一任専用）

（注1）以下「当ファンド」という場合、上記を総称して、またはそれぞれを指しているもの
とします。

（注2）上記を、それぞれ「為替ヘッジあり」、「為替ヘッジなし」という場合があります。

（注3）上記の総称を「ダイワ先進国株式インデックス（投資一任専用）」とします。

(2)【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託（契約型）の受益権です。

信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付はありません。また、提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付もありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(3)【発行（売出）価額の総額】

各ファンドについて10兆円を上限とし、合計で20兆円を上限とします。

(4)【発行（売出）価格】

1万口当たり取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

基準価額は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター） 0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

(5)【申込手数料】

取得申込時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。なお、申込手数料を徴収している販売会社はありません。

取得申込時の申込手数料については、販売会社にお問合わせ下さい。

申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されます。「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(6)【申込単位】

販売会社にお問合わせ下さい。

(7)【申込期間】

2025年2月14日から2025年8月13日まで（継続申込期間）

（終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。）

(8) 【申込取扱場所】

下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター） 0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

(9) 【払込期日】

受益権の取得申込者は、販売会社が定める期日（くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。）までに、取得申込代金（取得申込金額、申込手数料および申込手数料に対する消費税等に相当する金額の合計額をいいます。以下同じ。）を販売会社において支払うものとします。

販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

(10) 【払込取扱場所】

受益権の取得申込者は、取得申込代金を、申込取扱場所において支払うものとします。申込取扱場所については、前(8)をご参照下さい。

(11) 【振替機関に関する事項】

振替機関は下記のとおりです。

株式会社 証券保管振替機構

(12) 【その他】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

当ファンドは、先進国の株式に投資し、投資成果をMSCIコクサイ指数の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。

一般社団法人投資信託協会による商品分類・属性区分は、次のとおりです。

商品分類表

〈ダイワ先進国株式インデックス(為替ヘッジあり)(投資一任専用)〉

〈ダイワ先進国株式インデックス(為替ヘッジなし)(投資一任専用)〉

単位型投信・追加型投信	投資対象地域	投資対象資産(収益の源泉)	補足分類
単位型投信	国内	株式	インデックス型
追加型投信	海外	債券	
	内外	不動産投信	特殊型
		その他資産 ()	
		資産複合	

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

属性区分表 〈ダイワ先進国株式インデックス(為替ヘッジあり)(投資一任専用)〉

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式					
一般	年1回	グローバル (除く日本)			
大型株					
中小型株	年2回	日本			日経225
債券					
一般	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり (フルヘッジ)	
公債		欧州			
社債	年6回 (隔月)	アジア			TOPIX
その他債券 ()		オセアニア			
不動産投信	年12回 (毎月)	中南米			
その他資産 (投資信託証券) (株式 一般)	日々	アフリカ	ファンド・オブ・ ファンズ	なし	その他 (MSCIコクサイ 指数(配当込み、 円ヘッジ・ベース))
資産複合 ()	その他 ()	中近東 (中東)			
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

属性区分表〈ダイワ先進国株式インデックス(為替ヘッジなし)(投資一任専用)〉

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル (除く日本)			
債券 一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年2回	日本			日経 225
	年4回	北米	ファミリー ファンド	あり ()	
	年6回 (隔月)	欧州			TOPIX
	年12回 (毎月)	アジア			
不動産投信		オセアニア			
その他資産 (投資信託証券) (株式 一般)	日々	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし	その他 (MSCIコクサイ 指数(配当込み、 円ベース))
資産複合 ()	その他 ()	中近東 (中東)			
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング			

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

(注1) 商品分類の定義

単位型・ 追加型	単位型	当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行なわれないファンド
	追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行なわれ従来の信託財産とともに運用されるファンド
投資対象 地域	国内	目論見書または投資信託約款(以下「目論見書等」といいます。)において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	海外	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	内外	目論見書等において、国内および海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの
投資対象 資産	株式	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるもの
	債券	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるもの
	不動産投信(リート)	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券および不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるもの
	その他資産	目論見書等において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式、債券、不動産投信(リート)以外の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	資産複合	目論見書等において、株式、債券、不動産投信(リート)およびその他資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるもの

独立区分	MMF (マネー・マネージメント・ファンド)	「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMF
	MR F (マネー・リザーブ・ファンド)	「MMF等の運営に関する規則」に定めるMR F
	E T F	投資信託及び投資法人に関する法律施行令 (平成 12 年政令 480 号) 第 12 条第 1 号および第 2 号に規定する証券投資信託ならびに租税特別措置法 (昭和 32 年法律第 26 号) 第 9 条の 4 の 2 に規定する上場証券投資信託
補足分類	インデックス型	目論見書等において、各種指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	特殊型	目論見書等において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの

(注 2) 属性区分の定義

投資対象 資産	株式	一般	大型株、中小型株属性にあてはまらないすべてのもの
		大型株	目論見書等において、主として大型株に投資する旨の記載があるもの
		中小型株	目論見書等において、主として中小型株に投資する旨の記載があるもの
	債券	一般	公債、社債、その他債券属性にあてはまらないすべてのもの
		公債	目論見書等において、日本国または各国の政府の発行する国債 (地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含みます。) に主として投資する旨の記載があるもの
		社債	目論見書等において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるもの
		その他債券	目論見書等において、公債または社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるもの
		格付等クレジットによる属性	目論見書等において、特にクレジットに対して明確な記載があるもの
	不動産投信	目論見書等において、主として不動産投信 (リート) に投資する旨の記載があるもの	
	その他資産	目論見書等において、主として株式、債券、不動産投信 (リート) 以外に投資する旨の記載があるもの	
	資産複合	目論見書等において、複数資産を投資対象とする旨の記載があるもの	
	資産複合 資産配 分固定型	目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるもの	
	資産複合 資産配 分変更型	目論見書等において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないもの	
	決算頻度	年 1 回	目論見書等において、年 1 回決算する旨の記載があるもの
年 2 回		目論見書等において、年 2 回決算する旨の記載があるもの	
年 4 回		目論見書等において、年 4 回決算する旨の記載があるもの	
年 6 回 (隔月)		目論見書等において、年 6 回決算する旨の記載があるもの	
年 12 回 (毎月)		目論見書等において、年 12 回 (毎月) 決算する旨の記載があるもの	
日々		目論見書等において、日々決算する旨の記載があるもの	

	その他	上記属性にあてはまらないすべてのもの
投資対象 地域	グローバル	目論見書等において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	日本	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	北米	目論見書等において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	欧州	目論見書等において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アジア	目論見書等において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	オセアニア	目論見書等において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中南米	目論見書等において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	アフリカ	目論見書等において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	中近東（中東）	目論見書等において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるもの
	エマージング	目論見書等において、組入資産による投資収益がエマージング地域（新興成長国（地域））の資産を源泉とする旨の記載があるもの
投資形態	ファミリーファン ド	目論見書等において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除きます。）を投資対象として投資するもの
	ファンド・オブ・ ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズ
為替ヘッ ジ	あり	目論見書等において、為替のフルヘッジまたは一部の資産に為替のヘッジを行なう旨の記載があるもの
	なし	目論見書等において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行なう旨の記載がないもの
対象イン デックス	日経 225	目論見書等において、日経 225 に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	TOPIX	目論見書等において、TOPIXに連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
	その他の指数	目論見書等において、上記以外の指数に連動する運用成果をめざす旨の記載があるもの
特殊型	ブル・ベア型	目論見書等において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行なうとともに各種指数・資産等への連動もしくは逆連動（一定倍の連動もしくは逆連動を含みます。）をめざす旨の記載があるもの
	条件付運用型	目論見書等において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果（基準価額、償還価額、収益分配金等）や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるもの
	ロング・ショート型 ／絶対収益追求型	目論見書等において、ロング・ショート戦略により収益の追求をめざす旨もしくは特定の市場に左右されにくい収益の追求をめざす旨の記載があるもの

	その他型	目論見書等において、特殊型のうち上記に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるもの
--	------	---

※商品分類・属性区分の定義について、くわしくは、一般社団法人投資信託協会のホームページ（アドレス <http://www.toushin.or.jp/>）をご参照下さい。

<信託金の限度額>

- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、各ファンドについて 5,000 億円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は、受託会社と合意のうえ、限度額を変更することができます。

1 当ファンドは、投資者と販売会社が締結する投資一任契約に基づいて、資産を管理する口座の資金を運用するためのファンドです。

- 当ファンドの購入の申込みを行なう投資者は、販売会社と投資一任契約の資産を管理する口座に関する契約および投資一任契約を締結する必要があります。

2 先進国の株式に投資し、投資成果をMSCIコクサイ指数の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。

- 以下の2つのファンドがあります。

為替ヘッジあり

MSCIコクサイ指数（配当込み、円ヘッジ・ベース）に連動する投資成果をあげることをめざして運用を行ないます。

- ◆ ポートフォリオの作成にあたっては、リスクモデル^(注1)を用います。

MSCIコクサイ指数（配当込み、円ベース）への連動性を随時チェックし、必要があればポートフォリオのリバランスを行ないます。なお、保有外貨建資産については、MSCIコクサイ指数（配当込み、円ヘッジ・ベース）の動きに連動させることをめざして為替ヘッジを行ないます。

※ 為替ヘッジを行なう際、日本円の金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。

為替ヘッジなし

MSCIコクサイ指数（配当込み、円ベース）に連動する投資成果をあげることをめざして運用を行ないます。

- ◆ ポートフォリオの作成にあたっては、リスクモデル^(注1)を用います。

MSCIコクサイ指数（配当込み、円ベース）への連動性を随時チェックし、必要があればポートフォリオのリバランスを行ないます。

※ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

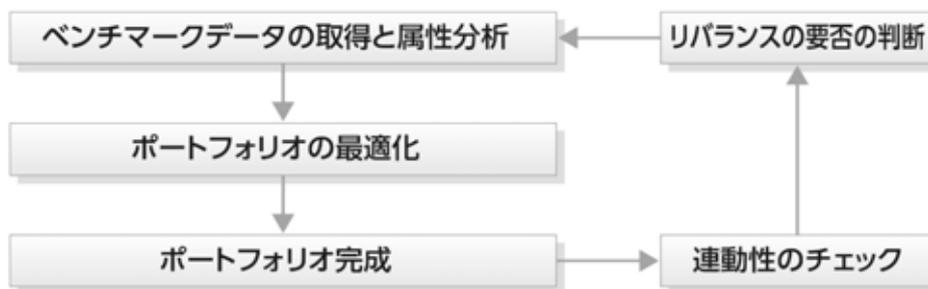
(注1) ポートフォリオ理論に基づき、株価変動に影響を与える複数の要素からポートフォリオのリスクを分析するモデルです。このモデルを用いることにより、さまざまな制約条件下で指数に最も連動すると推定されるポートフォリオを構築することができます。

(注) 「先進国」…日本を除きます。

「株式」…DR（預託証券）を含みます。

※ DR：Depositary Receipt の略で、ある国の株式発行会社の株式を海外で流通させるために、その会社の株式を銀行などに預託し、その代替として海外で発行される証券をいいます。DRは、株式と同様に金融商品取引所などで取引されます。また、通常は、預託された株式の通貨とは異なる通貨で取引されます。

運用プロセス



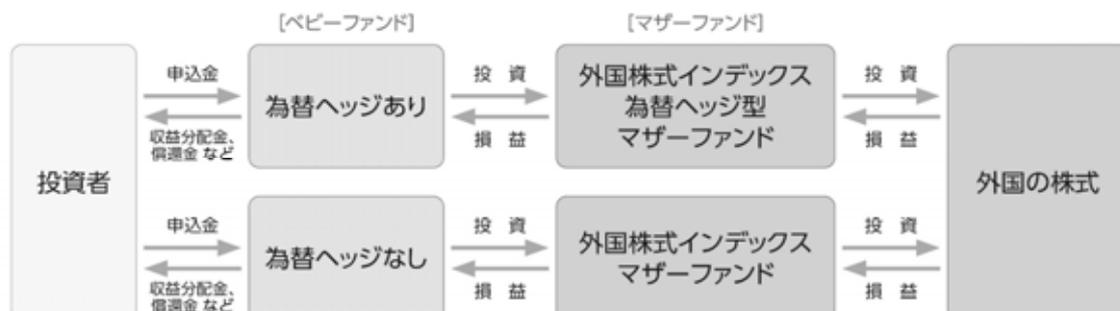
◆ MSCIコクサイ指数について

MSCIコクサイ指数は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界主要国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。

ファンドの仕組み

● 当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行ないます。

ファミリーファンド方式とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をまとめてベビーファンド（当ファンド）とし、その資金を主としてマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドで行なう仕組みです。



・マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。

・当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、ファンドの特色2.の運用が行なわれないことがあります。

分配方針

毎年11月20日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

（注）第1計算期間は、2022年11月20日（休業日の場合翌営業日）までとします。

〔分配方針〕

- ①分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ②原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。

※将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

主な投資制限

- マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- 株式という資産全体の実質投資割合には、制限を設けません。
- 投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

本ファンドは、MSCI Inc. (「MSCI」) によって保証、推奨、または宣伝されるものではなく、MSCIは本ファンドまたは本ファンドが基づいているインデックスに関していかなる責任も負いません。免責事項全文についてはこちらをご覧ください。

[<https://www.daiwa-am.co.jp/specialreport/globalmarket/notice.html>]

●基準価額の動きに関する留意点

各ファンドはMSCIコクサイ指数（配当込み、円ヘッジ・ベース）、MSCIコクサイ指数（配当込み、円ベース）の動きに連動する投資成果をあげることがめざして運用を行ないます。ただし、主として次の理由から、基準価額の動きが指数と完全に一致するものではありません。

- ・指数の構成銘柄のすべてを指数の算出方法どおりに組入れない場合があること
- ・運用管理費用（信託報酬）、売買委託手数料等の費用負担
- ・株式売買時の約定価格と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- ・指数の算出に使用する株価と基準価額の算出に使用する株価の不一致
- ・指数の算出に使用する為替レートと基準価額の算出に使用する為替レートの不一致
- ・株価指数先物と指数の動きの不一致（先物を利用した場合）
- ・株式および株価指数先物取引の最低取引単位の影響
- ・株式および株価指数先物の流動性低下時における売買対応の影響
- ・指数の構成銘柄の入替えおよび指数の算出方法の変更による影響

(2) 【ファンドの沿革】

2022年2月18日

信託契約締結、当初自己設定、運用開始

(3) 【ファンドの仕組み】

受益者	お申込者
	収益分配金（注）、償還金など↑↓お申込金（※3）
お取扱窓口	販売会社 受益権の募集・販売の取扱い等に関する委託会社との契約（※1）に基づき、次の業務を行ないます。 ①受益権の募集の取扱い ②一部解約請求に関する事務 ③収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務 など
↑↓※1	収益分配金、償還金など↑↓お申込金（※3）
委託会社	大和アセットマネジメント株式会社 当ファンドにかかる証券投資信託契約（以下「信託契約」といいます。）（※2）の委託者であり、次の業務を行ないます。 ①受益権の募集・発行 ②信託財産の運用指図 ③信託財産の計算 ④運用報告書の作成 など
↓運用指図↑↓※2	損益↑↓信託金（※3）
受託会社	三井住友信託銀行株式会社 再信託受託会社： 株式会社日本カストディ銀行 信託契約（※2）の受託者であり、次の業務を行ないます。なお、信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。また、外国における資産の保管は、その業務を行なうに十分な能力を有すると認められる外国の金融機関が行なう場合があります。 ①委託会社の指図に基づく信託財産の管理・処分 ②信託財産の計算 など
	損益↑↓投資
投資対象	先進国（日本を除きます。）の株式（DR（預託証券）を含みません。） など (ファミリーファンド方式で運用を行ないます。)

(注) 「分配金再投資コース」の場合、収益分配金は自動的に再投資されます。

※1：受益権の募集の取扱い、一部解約請求に関する事務、収益分配金、償還金、一部解約金の支払いに関する事務の内容等が規定されています。

※2：「投資信託及び投資法人に関する法律」に基づいて、あらかじめ監督官庁に届け出られた信託約款の内容に基づき締結されます。証券投資信託の運営に関する事項（運用方針、委託会社および受託会社の業務、受益者の権利、信託報酬、信託期間等）が規定されています。

※3：販売会社は、各取得申込受付日における取得申込金額の総額に相当する金額を、追加信託

が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込みます。

◎委託会社および受託会社は、それぞれの業務に対する報酬を信託財産から收受します。また、販売会社には、委託会社から業務に対する代行手数料が支払われます。

<委託会社の概況（2024年11月末日現在）>

・資本金の額 414億2,454万1,896円

・沿革

1959年12月12日 大和証券投資信託委託株式会社として設立
 1960年 2月17日 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
 1960年 4月 1日 営業開始
 1985年11月 8日 投資助言・情報提供業務に関する兼業承認を受ける。
 1995年 5月31日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づき投資顧問業の登録を受ける。
 1995年 9月14日 「有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律」に基づく投資一任契約にかかる業務の認可を受ける。
 2007年 9月30日 「金融商品取引法」の施行に伴い、同法第29条の登録を受けたものとみなされる。
 （金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第352号）
 2020年 4月 1日 大和アセットマネジメント株式会社に商号変更
 2024年10月 1日 株式会社かんぽ生命保険と資本業務提携

・大株主の状況

名 称	住 所	所有 株式数	比率
株式会社大和証券グループ本社	東京都千代田区丸の内一丁目9番1号	株 2,608,525	% 80.00
株式会社かんぽ生命保険	東京都千代田区大手町二丁目3番1号	株 652,132	% 20.00

2【投資方針】

(1)【投資方針】

<為替ヘッジあり>

① 主要投資対象

外国株式インデックス為替ヘッジ型マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券を主要投資対象とします。

② 投資態度

イ. 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、先進国の株式（DR（預託証券）を含みます。）に投資し、投資成果をMSCIコクサイ指数（配当込み、円ヘッジ・ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。

ロ. マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。

ハ. マザーファンドにおいて、MSCIコクサイ指数（配当込み、円ヘッジ・ベース）の動きに連動させることをめざして、保有外貨建資産について為替ヘッジを行ないます。

ニ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

<為替ヘッジなし>

① 主要投資対象

外国株式インデックスマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

② 投資態度

イ. 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、先進国の株式（DR（預託証券）を含みます。）に投資し、投資成果をMSCIコクサイ指数（配当込み、円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。

ロ. マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。

ハ. 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行ないません。

ニ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

※指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映するための手法については、＜ファンドの特色＞をご参照下さい。

(2) 【投資対象】

＜各ファンド共通＞

① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをい、後掲(5)⑥、⑦および⑧に定めるものに限ります。）

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

② 委託会社は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された各マザーファンドの受益証券、ならびに次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）

6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）

8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）

9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）
および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前 1. から前 11. までの証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 10 号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券、新投資口予約権証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 11 号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 18 号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号で定めるものをいい、有価証券にかかるものに限ります。）
17. 預託証書（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 20 号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 受益証券発行信託の受益証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号で定めるものをいいます。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 16 号で定めるものをいいます。）
21. 外国の者に対する権利で、貸付債権信託受益権であって前 19. の有価証券に表示されるべき権利の性質を有するもの

なお、前 1. の証券または証書ならびに前 12. および前 17. の証券または証書のうち前 1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前 2. から前 6. までの証券ならびに前 14. の証券のうち投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券ならびに前 12. および前 17. の証券または証書のうち前 2. から前 6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前 13. の証券および前 14. の証券（新投資口予約権証券、投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

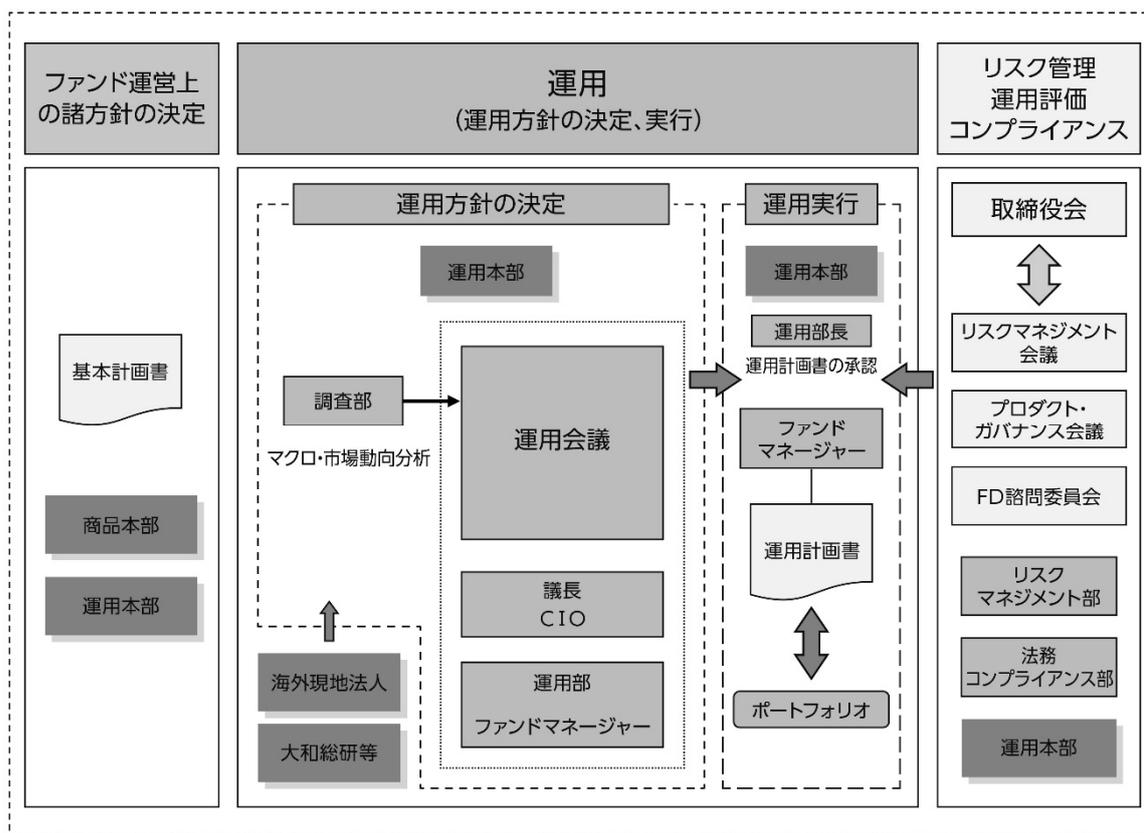
- ③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前 5. の権利の性質を有するもの

※指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映するための手法については、＜ファンドの特色＞をご参照下さい。

(3) 【運用体制】

① 運用体制

ファンドの運用体制は、以下のとおりとなっています。



② 運用方針の決定にかかる過程

運用方針は次の過程を経て決定しております。

イ. 基本計画書の策定

ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を商品担当役員の決裁により決定します。

ロ. 基本的な運用方針の決定

CIO が議長となり、原則として月 1 回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ハ. 運用計画書の作成・承認

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

③ 職務権限

ファンド運用の意思決定機能を担う運用本部において、各職位の主たる職務権限は、社内規則によって、次のように定められています。

イ. CIO (Chief Investment Officer) (1 名)

運用最高責任者として、次の職務を遂行します。

- ・基本的な運用方針の決定
- ・その他ファンドの運用に関する重要事項の決定

ロ. Deputy-CIO (0~5 名程度)

CIO を補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ハ. インベストメント・オフィサー (0~5 名程度)

CIO および Deputy-CIO を補佐し、その指揮を受け、職務を遂行します。

ニ. 運用部長 (各運用部に 1 名)

ファンドマネージャーが策定する運用計画を決定します。

ホ. 運用チームリーダー

ファンドの基本的な運用方針を策定します。

ヘ. ファンドマネージャー

ファンドの運用計画を策定して、これに沿ってポートフォリオを構築します。

④ リスクマネジメント会議、プロダクト・ガバナンス会議およびFD 諮問委員会

次のとおり各会議体等において必要な報告・審議等を行なっています。これら会議体等の事務局となる部署の人員は10~20名程度です。

イ. リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

ロ. プロダクト・ガバナンス会議

経営会議の分科会として、運用状況・商品性およびこれらの開示の適切性について検証結果の報告を行ない、対応方針を審議・決定したうえでその実行状況を確認します。加えて、その他当社が運用するプロダクトの品質の維持・向上に関する事項の審議・決定・報告を行ないます。

ハ. FD 諮問委員会

取締役会の諮問委員会として、ファンド組成・運用に関わる会議体等に対する牽制に資する事項について、取締役会に意見を述べます。

⑤ 受託会社に対する管理体制

受託会社に対しては、日々の純資産照合、月次の勘定残高照合などを行なっています。また、受託会社より内部統制の整備および運用状況の報告書を受け取っています。

※ 上記の運用体制は2024年11月末日現在のものであり、変更となる場合があります。

(4) 【分配方針】

<各ファンド共通>

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ③ 留保益は、前(1)に基づいて運用します。

(5) 【投資制限】

<各ファンド共通>

- ① マザーファンドの受益証券（信託約款）
マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- ② 株式（信託約款）
株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ③ 投資信託証券（信託約款）
イ. 委託会社は、信託財産に属する投資信託証券（マザーファンドの受益証券および金融商品取引所に上場等され、かつ当該取引所において常時売却可能（市場急変等により一時的に流動性が低下している場合を除きます。）な投資信託証券（以下「上場投資信託証券」といいます。）を除きます。）の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
ロ. 前イ. において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド

の受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

④ 投資する株式等の範囲（信託約款）

イ. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

ロ. 前イ. の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託会社が投資することを指図することができるものとし、

⑤ 信用取引（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができるものとし、

ロ. 前イ. の信用取引の指図は、次の1. から6. までに掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の1. から6. までに掲げる株券数の合計数を超えないものとし、

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前5. に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

⑥ 先物取引等（信託約款）

イ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）、および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）、ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとし、（以下同じ。）、

ロ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

ハ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

⑦ スワップ取引（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）、を行なうことの指図をすることができます。

ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、信託期間を超

- えないものとしします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ．スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとしします。
- ニ．委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとしします。
- ⑧ 金利先渡取引および為替先渡取引（信託約款）
- イ．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- ロ．金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、信託期間を超えないものとしします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ．金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとしします。
- ニ．委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとしします。
- ⑨ デリバティブ取引等（信託約款）
- 委託会社は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑩ 有価証券の貸付け（信託約款）
- イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。
1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとしします。
 2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとしします。
 3. 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとしします。
- ロ．前イ．に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとしします。
- ハ．委託会社は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとしします。
- ⑪ 外貨建資産（信託約款）
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- ⑫ 特別の場合の外貨建有価証券への投資制限（信託約款）
- 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- ⑬ 外国為替予約取引（信託約款）
- イ．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。
- ロ．前イ．の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産にかかる為替の売予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとしします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ハ．前ロ．においてマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属す

るとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

ニ. 前ロ. の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は所定の期間内に、その超える額に相当する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

⑭ 信用リスク集中回避（信託約款）

一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ 100 分の 10、合計で 100 分の 20 を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

⑮ 資金の借入れ（信託約款）

イ. 委託会社は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

ロ. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間、または解約代金の入金日までの間もしくは償還金の入金日までの期間が 5 営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の 10% を超えないこととします。

ハ. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

ニ. 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

<為替ヘッジあり>

<参 考> マザーファンド（外国株式インデックス為替ヘッジ型マザーファンド）の概要

(1) 投資方針

① 主要投資対象

海外の金融商品取引所上場株式および店頭登録株式（上場予定および店頭登録予定を含みます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

② 投資態度

イ. 主として海外の株式（預託証券を含みます。）に投資し、投資成果をMSCI コクサイ指数（配当込み、円ヘッジ・ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行なうことを基本とします。

ロ. 保有外貨建資産については、MSCI コクサイ指数（配当込み、円ヘッジ・ベース）の動きに連動させることをめざして為替ヘッジを行ないます。

ハ. 運用の効率化を図るため、株式指数先物取引等を利用することがあります。このため、株式等の組入総額ならびに株式指数先物取引等の買建玉の時価総額の合計額が、信託財産の純資産総額を超えることがあります。

ニ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用

が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

- ① 当ファンドにおいて投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。
 1. 次に掲げる特定資産（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引にかかる権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをい、後掲(3)④、⑤および⑥に定めるものに限り。）
 - ハ. 約束手形
 - ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの
 2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形
- ② 委託会社は、信託金を、主として次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図することができます。
 1. 外国通貨表示の株券または新株引受権証券
 2. 国債証券
 3. 地方債証券
 4. 特別の法律により法人の発行する債券
 5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
 6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
 7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 外国通貨表示の新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みません。以下同じ。）および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前11.までの証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 18. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り。）
 19. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 21. 外国の者に対する権利で前20.の有価証券の性質を有するもの

なお、前 1. の証券または証書、前 12. ならびに前 16. の証券または証書のうち前 1. の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前 2. から前 6. までの証券および前 12. ならびに前 16. の証券または証書のうち前 2. から前 6. までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前 13. の証券および前 14. の証券（投資法人債券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ③ 委託会社は、信託金を、前②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第 2 条第 2 項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第 2 条第 1 項第 14 号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第 2 条第 2 項第 1 号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で前 5. の権利の性質を有するもの

(3) 主な投資制限

① 株式

株式への投資割合には、制限を設けません。

② 投資信託証券

投資信託証券（上場投資信託証券を除きます。）への投資割合は、信託財産の純資産総額の 5%以下とします。

③ 外貨建資産

外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

④ 先物取引等

イ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第 28 条第 8 項第 3 号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

ロ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引を行なうことの指図をすることができます。

ハ. 委託会社は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

⑤ スワップ取引

イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下、「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

ロ. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。

ハ. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。

ニ. スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。

- ホ. 委託会社は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。
- ⑥ 金利先渡取引および為替先渡取引
- イ. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。
- ロ. 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ハ. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額が、保有金利商品の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有金利商品の時価総額が減少して、金利先渡取引の想定元本の総額が保有金利商品の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ニ. 為替先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる為替先渡取引の想定元本の総額が、保有外貨建資産の時価総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、上記保有外貨建資産の時価総額が減少して、為替先渡取引の想定元本の総額が保有外貨建資産の時価総額を超えることとなった場合には、委託会社は、すみやかにその超える額に相当する為替先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ホ. 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ヘ. 委託会社は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めたときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

<為替ヘッジなし>

<参考> マザーファンド（外国株式インデックスマザーファンド）の概要

(1) 投資方針

① 主要投資対象

外国の株式（預託証券を含みます。）を主要投資対象とします。

② 投資態度

- イ. 主として外国の株式（預託証券を含みます。）に投資し、投資成果をMSCIコクサイ指数（配当込み、円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行なうことを基本とします。
- ロ. 保有外貨建資産について、為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは行ないません。なお、保有外貨建資産の売買代金、償還金、配当金等の受取りまたは支払いにかかる為替予約等を行なうことができるものとします。
- ハ. 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(2) 投資対象

① 委託会社は、信託金を、主として、次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

1. 外国通貨表示の株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人の発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
 8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）
 9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
 10. コマーシャル・ペーパー
 11. 外国通貨表示の新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
 12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前1.から前11.までの証券または証書の性質を有するもの
 13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
 14. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
 15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
 16. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
 17. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
 18. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
 19. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
 20. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
 21. 外国の者に対する権利で前20.の有価証券の性質を有するもの
 なお、前1.の証券または証書、前12.ならびに前16.の証券または証書のうち前1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、前2.から前6.までの証券および前12.ならびに前16.の証券または証書のうち前2.から前6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、前13.の証券および前14.の証券を以下「投資信託証券」といいます。
- ② 委託会社は、信託金を、前①に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前5.の権利の性質を有するもの
- (3) 主な投資制限
- ① 株式への投資割合には、制限を設けません。
 - ② 外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。

3 【投資リスク】

(1) 価額変動リスク

当ファンドは、株式など値動きのある証券（外国証券には為替リスクもあります。）に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益

および損失は、すべて投資者に帰属します。

投資信託は預貯金とは異なります。

投資者のみなさまにおかれましては、当ファンドの内容・リスクを十分ご理解のうえお申込み下さいますよう、よろしくごお願い申し上げます。

基準価額の主な変動要因については、次のとおりです。

① 株価の変動（価格変動リスク・信用リスク）

株価は、政治・経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動します。株価は、短期的または長期的に大きく下落することがあります（発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなることもあります。）。組入銘柄の株価が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

② 株価指数先物取引の利用に伴うリスク

株価指数先物の価格は、対象指数の値動き、先物市場の需給等を反映して変動します。先物を買建ている場合において、先物価格が上昇すれば収益が発生し、下落すれば損失が発生します（売建ている場合は逆の結果となります。）。

③ 外国証券への投資に伴うリスク

イ. 為替リスク

外貨建資産の円換算価値は、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。為替レートは、各国の金利動向、政治・経済情勢、為替市場の需給その他の要因により大幅に変動することがあります。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。

「為替ヘッジあり」において、保有実質外貨建資産については、為替変動リスクの低減のために、為替ヘッジを行いません。ただし、影響をすべて排除できるわけではありません。為替ヘッジを行なう際、日本円の金利が組入資産の通貨の金利より低いときには、金利差相当分がコストとなり、需給要因等によっては、さらにコストが拡大することもあります。

「為替ヘッジなし」において、保有実質外貨建資産の為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。そのため基準価額は、為替レートの変動の影響を直接受けます。

ロ. カントリー・リスク

投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。

④ その他

イ. 解約申込みがあった場合には、解約資金を手当てするため組入証券を売却しなければならないことがあります。その際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。

ロ. ファンド資産をコール・ローン、譲渡性預金証書等の短期金融資産で運用する場合、債務不履行により損失が発生することがあります（信用リスク）。この場合、基準価額が下落する要因となります。

(2) 換金性等が制限される場合

通常と異なる状況において、お買付け・ご換金に制限を設けることがあります。

① 金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生した場合には、お買付け、ご換金の申込みの受け付けを中止すること、すでに受け付けたお買付け、ご換金の申込みを取消すことがあります。

② ご換金の申込みの受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日のご換金の申込みを撤回することができます。ただし、受益者がそのご換金の申込みを撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日にご換金の申込み

を受付けたものとして取扱います。

(3) その他の留意点

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

※指数の変動をその基準価額の変動に適正に反映することができないことについては、＜ファンドの特色＞の「●基準価額の動きに関する留意点」をご参照下さい。

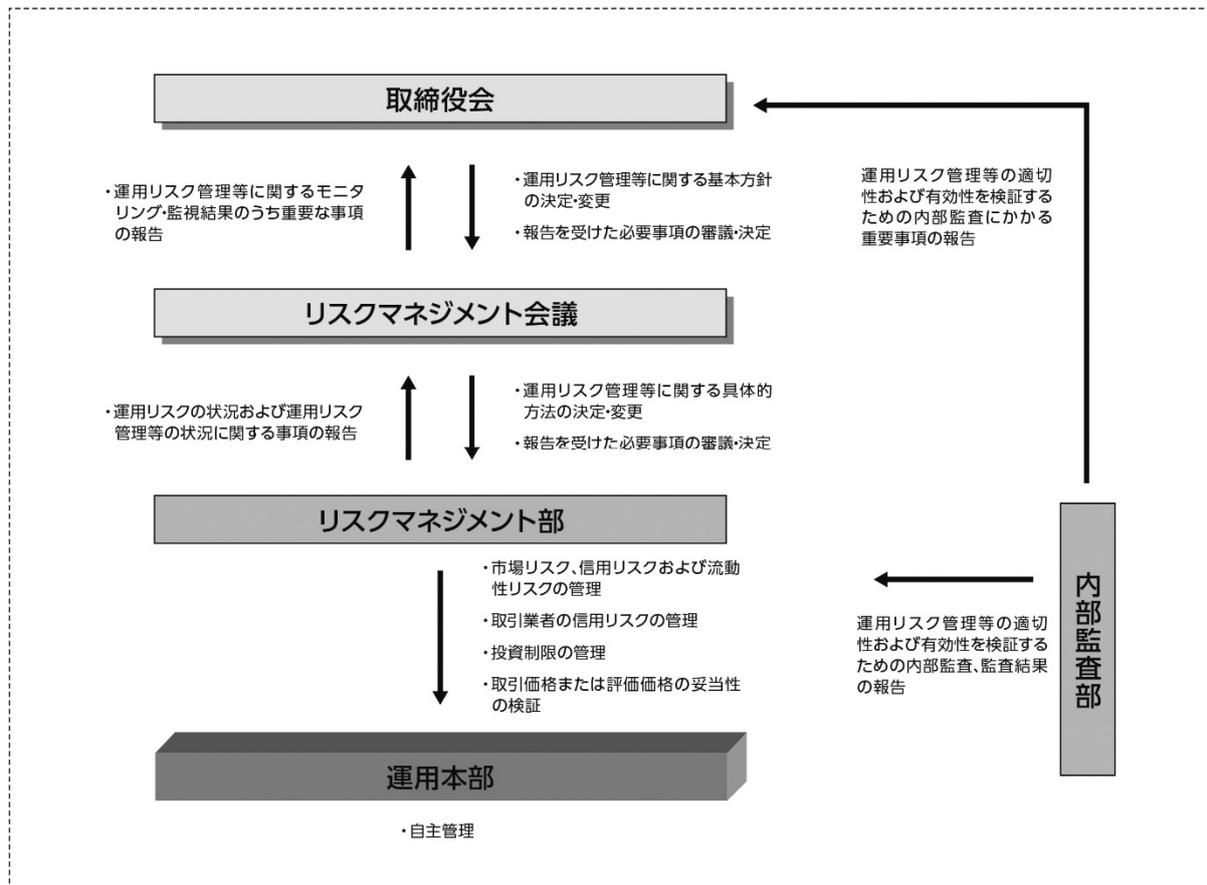
※ 流動性リスクに関する事項

- ・ 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。

これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

(4) リスク管理体制

運用リスク管理体制（※）は、以下のとおりとなっています。



※ 流動性リスクに対する管理体制

- ・ 委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行いません。
- ・ 取締役会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

参考情報

- 下記のグラフは、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。右のグラフは過去5年間に於ける年間騰落率（各月末における直近1年間の騰落率）の平均・最大・最小を、ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しています。また左のグラフはファンドの過去5年間に於ける年間騰落率の推移を表示しています。

ファンドの年間騰落率と分配金再投資基準価額の推移

他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較

【ダイワ先進国株式インデックス（為替ヘッジあり）（投資一任専用）】



【ダイワ先進国株式インデックス（為替ヘッジなし）（投資一任専用）】



※各資産クラスは、ファンドの投資対象を表しているものではありません。

※ファンドの年間騰落率は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

※ファンドの年間騰落率において、過去5年間分のデータが算出できない場合は以下のルールで表示しています。

- ①年間騰落率に該当するデータがない場合には表示されません。
- ②年間騰落率が算出できない期間がある場合には、算出可能な期間についてのみ表示しています。
- ③インデックスファンドにおいて、①②に該当する場合には、当該期間についてベンチマークの年間騰落率で代替して表示します。

※資産クラスについて

日本株：配当込みTOPIX

先進国株：MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）

新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）

日本国債：NOMURA-BPI国債

先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

新興国債：JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイド（円ベース）

※指数について

●配当込みTOPIXの指数値および同指数にかかる標準または商標は、株式会社J P X総研または株式会社J P X総研の関連会社（以下「J P X」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標準または商標に関するすべての権利はJ P Xが有します。J P Xは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。●MSCIコクサイ・インデックスおよびMSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc. (「MSCI」)が発行した指数です。本ファンドは、MSCIによって保証、推奨、または宣伝されるものではなく、MSCIは本ファンドまたは本ファンドに基づいているインデックスに関していかなる責任も負いません。免責事項全文についてはこちらをご覧ください。[<https://www.daiwa-am.co.jp/specialreport/globalmarket/notice.html>] ●NOMURA-BPI国債は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表する国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表す投資収益指数で、一定の組み入れ基準に基づいて構成された国債ポートフォリオのパフォーマンスをもとに算出されます。NOMURA-BPI国債の知的財産権とその他一切の権利は同社に帰属しています。また、同社は当該指数の正確性、完全性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。●FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。●JPモルガン ガバメント・ボンド・インデックスー エマージング・マーケット グローバル ダイバーシファイドは、信頼性が高いとみなす情報に基づき作成していますが、J.P. Morganはその完全性・正確性を保証するものではありません。本指数は許諾を受けて使用しています。J.P. Morganからの書面による事前承認なしに本指数を複製・使用・頒布することは認められていません。Copyright 2016, J.P. Morgan Chase & Co. All rights reserved.

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

取得申込時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとしします。なお、申込手数料を徴収している販売会社はありません。

取得申込時の申込手数料については、販売会社にお問合わせ下さい。

申込手数料には、消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）が課されます。「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

(2)【換金（解約）手数料】

- ① 換金手数料
ありません。
- ② 信託財産留保額
ありません。

(3)【信託報酬等】

- ① 信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率0.2915%（税抜0.265%）を乗じて得た額とします。信託報酬は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。信託報酬は、毎計算期間の最初の6か月終了日（6か月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ② 信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。
- ③ 信託報酬にかかる委託会社、販売会社、受託会社への配分は、次のとおりです。

委託会社	販売会社	受託会社
年率0.235% （税抜）	年率0.01% （税抜）	年率0.02% （税抜）

※上記の信託報酬の配分には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

- ④ 前③の販売会社への配分は、販売会社の行なう業務に対する代行手数料であり、委託会社が一旦信託財産から収受した後、販売会社に支払われます。

信託報酬を対価とする役務の内容は、配分先に応じて、それぞれ以下のとおりです。

委託会社：ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価

販売会社：運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価

受託会社：運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

(4)【その他の手数料等】

- ① 信託財産において資金借入れを行なった場合、当該借入金の利息は信託財産中より支弁します。
- ② 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。
- ③ 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要となる費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

- ④ 信託財産で有価証券の売買を行なう際に発生する売買委託手数料、当該売買委託手数料にかかる消費税等に相当する金額、先物取引・オプション取引等に要する費用、信託財産に属する資産を外国で保管する場合の費用は、信託財産中より支弁します。

(※)「その他の手数料等」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

＜マザーファンドより支弁する手数料等＞

信託財産に関する租税、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を支弁します。

(5) 【課税上の取扱い】

課税上は株式投資信託として取扱われます。

① 個人の投資者に対する課税

イ. 収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として課税され、20%（所得税 15%および地方税 5%）の税率による源泉徴収が行なわれ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

ロ. 解約金および償還金に対する課税

一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20%（所得税15%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）となります。

ハ. 損益通算について

一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等（特定公社債、公募公社債投資信託を含みます。）の譲渡益および償還差益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得および利子所得との損益通算も可能となります。また、翌年以後3年間、上場株式等の譲渡益・償還差益および配当等・利子から繰越控除することができます。一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損および償還差損との相殺が可能となります。

なお、特定口座にかかる課税上の取扱いにつきましては、販売会社にお問合わせ下さい。

※少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」について

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、少額上場株式等に関する非課税制度であり、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が無期限で非課税となります。

ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISAの適用対象となります。

当ファンドは、NISAの対象ではありません。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

② 法人の投資者に対する課税

法人の投資者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として課税され、15%（所得税15%）の税率で源泉徴収（※）され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金（特別分配金）には課税されません。ただし、2037年12月31日まで基準所得税額に2.1%の税率を乗じた復興特別所得税が課され、税率は15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）となります。なお、益金不算入制度の適用はありません。

※源泉徴収された税金は法人税額から控除されます。

<注1>個別元本について

- ① 投資者ごとの信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該投資者の元本（個別元本）にあたります。
- ② 投資者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該投資者が追加信託を行なうつど当該投資者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- ③ 投資者が元本払戻金（特別分配金）を受取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該投資者の個別元本となります。
- ④ 個別元本について、詳しくは販売会社にお問合せ下さい。

<注2>収益分配金の課税について

- ① 追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（投資者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。
- ② 投資者が収益分配金を受取る際、イ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本と同額の場合または当該投資者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、ロ．当該収益分配金落ち後の基準価額が当該投資者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

（※）外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

（※）上記は、2024年11月末日現在のもので、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

（※）課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

5 【運用状況】

【ダイワ先進国株式インデックス（為替ヘッジあり）（投資一任専用）】

(1) 【投資状況】（2024年11月29日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	2,998,669	99.98
内 日本	2,998,669	99.98
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	452	0.02
純資産総額	2,999,121	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) 【投資資産】（2024年11月29日現在）

① 【投資有価証券の主要銘柄】

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	外国株式インデックス為替ヘッジ型マザーファンド	日本	親投資信託受益証券	891,400	3.3215 2,960,789	3.3640 2,998,669	99.98

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	99.98%
合計	99.98%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② 【投資不動産物件】

該当事項はありません。

③ 【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1計算期間末 (2022年11月21日)	912,556	912,556	0.8782	0.8782
第2計算期間末 (2023年11月20日)	1,665,049	1,665,049	0.9444	0.9444
2023年11月末日	1,674,078	—	0.9490	—
12月末日	1,750,080	—	0.9915	—
2024年1月末日	2,483,009	—	1.0119	—
2月末日	2,422,908	—	1.0360	—
3月末日	2,507,501	—	1.0711	—
4月末日	2,600,473	—	1.0431	—
5月末日	2,714,796	—	1.0605	—
6月末日	2,796,753	—	1.0931	—
7月末日	2,754,532	—	1.0839	—
8月末日	2,880,341	—	1.1067	—
9月末日	2,934,638	—	1.1282	—
10月末日	2,927,629	—	1.1319	—
第3計算期間末 (2024年11月20日)	2,961,459	2,961,459	1.1450	1.1450
11月末日	2,999,121	—	1.1595	—

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	△12.2
第2計算期間	7.5
第3計算期間	21.2

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1計算期間	39,100	0
第2計算期間	726,849	2,892
第3計算期間	983,059	159,594

(注) 当初設定数量は1,000,000口です。

(参考) マザーファンド
 外国株式インデックス為替ヘッジ型マザーファンド

(1) 投資状況 (2024年11月29日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式	133,704,303,658	92.12
内 香港	632,007,774	0.44
内 シンガポール	544,851,123	0.38
内 イスラエル	314,522,900	0.22
内 ノルウェー	216,397,347	0.15
内 スウェーデン	1,234,259,856	0.85
内 デンマーク	1,114,298,967	0.77
内 イギリス	4,985,327,656	3.43
内 アイルランド	89,337,435	0.06
内 オランダ	1,445,019,855	1.00
内 ベルギー	317,409,767	0.22
内 フランス	3,428,931,551	2.36
内 ドイツ	2,933,284,609	2.02
内 スイス	3,252,938,079	2.24
内 ポルトガル	55,702,670	0.04
内 スペイン	886,182,816	0.61
内 イタリア	885,880,320	0.61
内 フィンランド	318,585,882	0.22
内 オーストリア	58,338,457	0.04
内 カナダ	4,164,868,727	2.87
内 アメリカ	104,369,507,173	71.91
内 オーストラリア	2,382,091,981	1.64
内 ニュージーランド	74,558,713	0.05
投資証券	2,741,284,331	1.89
内 香港	34,897,379	0.02
内 シンガポール	35,626,850	0.02
内 イギリス	38,236,662	0.03
内 ベルギー	7,968,278	0.01
内 フランス	47,012,858	0.03
内 カナダ	4,076,350	0.00
内 アメリカ	2,345,788,685	1.62
内 オーストラリア	227,677,269	0.16

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	8,698,943,974	5.99
純資産総額	145,144,531,963	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引(買建)	7,170,535,932	4.94
内 イギリス	238,405,050	0.16
内 ドイツ	975,064,623	0.67
内 カナダ	528,216,768	0.36
内 アメリカ	5,304,201,435	3.65
内 オーストラリア	124,648,056	0.09
為替予約取引(売建)	133,601,422,953	△92.05
内 日本	133,601,422,953	△92.05

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(注4) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産 (2024年11月29日現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	業種	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	APPLE INC	アメリカ	株式	情報技術	204,063	28,969.51 5,911,629,565	35,413.34 7,226,554,074	4.98
2	NVIDIA CORP	アメリカ	株式	情報技術	329,010	9,614.80 3,163,409,625	20,401.15 6,712,182,888	4.62
3	MICROSOFT CORP	アメリカ	株式	情報技術	94,566	57,564.13 5,443,618,983	63,761.51 6,029,671,201	4.15
4	AMAZON.COM INC	アメリカ	株式	一般消費 財・サービ ス	126,585	23,451.97 2,968,669,157	31,013.24 3,925,811,947	2.70
5	META PLATFORMS INC CLASS A	アメリカ	株式	コミュニケ ーション・サ ービス	29,367	57,660.46 1,693,315,859	85,801.20 2,519,724,075	1.74
6	ALPHABET INC-CL A	アメリカ	株式	コミュニケ ーション・サ ービス	78,668	21,686.81 1,706,064,180	25,509.73 2,006,799,455	1.38
7	TESLA INC	アメリカ	株式	一般消費 財・サービ ス	38,446	34,733.51 1,335,368,524	50,179.83 1,929,214,075	1.33

	銘柄名	地域	種類	業種	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
8	ALPHABET INC-CL C	アメリカ	株式	コミュニケ ーション・サ ービス	67,240	21,932.21 1,474,727,590	25,749.40 1,731,390,113	1.19
9	JPMORGAN CHASE & CO	アメリカ	株式	金融	37,969	26,711.27 1,014,204,005	37,653.34 1,429,659,841	0.98
10	BROADCOM INC	アメリカ	株式	情報技術	59,180	17,365.70 1,027,704,215	24,068.65 1,424,383,050	0.98
11	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	アメリカ	株式	金融	17,659	57,320.39 1,012,223,426	72,819.47 1,285,919,183	0.89
12	ELI LILLY & CO	アメリカ	株式	ヘルスケア	10,765	99,907.30 1,075,503,195	118,811.76 1,279,008,603	0.88
13	UNITEDHEALTH GROUP INC	アメリカ	株式	ヘルスケア	12,269	81,945.12 1,005,385,655	91,707.20 1,125,155,652	0.78
14	EXXON MOBIL CORP	アメリカ	株式	エネルギー	60,129	15,366.43 923,975,988	17,736.06 1,066,452,057	0.73
15	VISA INC-CLASS A SHARES	アメリカ	株式	金融	22,360	40,278.33 900,626,540	47,437.87 1,060,710,952	0.73
16	MASTERCARD INC - A	アメリカ	株式	金融	11,098	64,884.22 720,085,994	80,250.96 890,625,167	0.61
17	COSTCO WHOLESALE CORP	アメリカ	株式	生活必需 品	5,920	105,119.59 622,308,616	144,944.04 858,068,758	0.59
18	PROCTER & GAMBLE CO/THE	アメリカ	株式	生活必需 品	31,648	23,050.40 729,503,999	27,036.72 855,658,317	0.59
19	HOME DEPOT INC	アメリカ	株式	一般消費 財・サービ ス	13,254	52,747.24 699,113,627	64,394.62 853,486,301	0.59
20	WALMART INC	アメリカ	株式	生活必需 品	59,267	8,507.46 504,216,436	13,849.99 820,847,428	0.57
21	NETFLIX INC	アメリカ	株式	コミュニケ ーション・サ ービス	5,753	76,979.90 442,865,903	132,250.23 760,835,582	0.52
22	JOHNSON & JOHNSON	アメリカ	株式	ヘルスケア	32,194	24,361.99 784,311,123	23,424.99 754,144,321	0.52
23	NOVO NORDISK A/S-B	デンマーク	株式	ヘルスケア	44,069	16,103.37 709,660,340	15,953.78 703,067,307	0.48
24	BANK OF AMERICA CORP	アメリカ	株式	金融	94,349	5,191.33 489,802,028	7,200.84 679,392,978	0.47
25	ABBVIE INC	アメリカ	株式	ヘルスケア	23,659	25,102.73 593,905,724	27,597.47 652,928,760	0.45
26	SALESFORCE.COM INC	アメリカ	株式	情報技術	12,974	39,188.17 508,429,176	49,745.70 645,400,808	0.44
27	ORACLE CORP	アメリカ	株式	情報技術	22,220	16,624.66 369,402,511	27,540.19 611,943,200	0.42
28	CHEVRON CORP	アメリカ	株式	エネルギー	23,458	21,954.52 515,012,764	24,436.46 573,230,512	0.39

	銘柄名	地域	種類	業種	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
29	WELLS FARGO & CO	アメリカ	株式	金融	46,705	7,583.12 354,176,945	11,638.63 543,582,466	0.37
30	COCA-COLA CO/THE	アメリカ	株式	生活必需品	54,833	9,261.91 507,865,505	9,712.17 532,547,867	0.37

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	92.12%
投資証券	1.89%
合計	94.01%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
エネルギー	3.88%
素材	3.16%
資本財・サービス	9.67%
一般消費財・サービス	9.59%
生活必需品	5.85%
ヘルスケア	10.28%
金融	15.37%
情報技術	24.21%
コミュニケーション・サービス	7.31%
公益事業	2.52%
不動産	0.28%
合計	92.12%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
株価指数先物 取引	アメリカ	S&P500 EMINI DEC 24	買建	117	5,178,964,111	5,304,201,435	3.65%
	イギリス	FTSE 100 INDEX DEC 24	買建	15	236,555,496	238,405,050	0.16%
	オーストラ リア	SPI 200 DEC 24	買建	6	122,545,294	124,648,056	0.09%
	カナダ	S&P/TSE 60 INDEX DEC 24	買建	16	507,609,328	528,216,768	0.36%
	ドイツ	SWISS MKT IX DEC 24	買建	7	143,029,344	140,092,463	0.10%

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
		EURO STOXX 50 DEC 24	買建	110	861,724,924	834,972,160	0.58%
為替予約取引	日本	デンマーク・クローネ売/ 円買 2024年12月	売建	54,567,700	1,207,547,731	1,163,858,102	△0.80%
		ユーロ売/円買 2024年 12月	売建	67,685,000	11,168,295,740	10,768,270,621	△7.42%
		英ポンド売/円買 2024 年12月	売建	25,963,400	5,067,659,298	4,966,865,924	△3.42%
		米ドル売/円買 2024年 12月	売建	690,297,600	104,487,495,656	103,957,230,874	△71.62%
		イスラエル・シェケル売/ 円買 2024年12月	売建	3,671,800	148,594,441	151,255,762	△0.10%
		スウェーデン・クローネ 売/円買 2024年12月	売建	82,644,000	1,177,924,932	1,140,751,660	△0.79%
		スイス・フラン売/円買 2024年12月	売建	19,588,800	3,446,551,416	3,348,807,221	△2.31%
		ニュージーランド・ドル 売/円買 2024年12月	売建	803,800	72,633,985	71,367,553	△0.05%
		シンガポール・ドル売/ 円買 2024年12月	売建	4,100,300	470,802,596	460,435,807	△0.32%
		ノルウェー・クローネ売/ 円買 2024年12月	売建	16,274,600	223,938,496	221,928,582	△0.15%
		香港ドル売/円買 2024 年12月	売建	36,045,300	702,411,156	697,545,041	△0.48%
		豪ドル売/円買 2024年 12月	売建	26,340,000	2,620,750,980	2,580,053,046	△1.78%
		カナダ・ドル売/円買 2024年12月	売建	37,897,500	4,121,819,679	4,073,052,760	△2.81%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注4) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

(参考情報) 運用実績

●ダイワ先進国株式インデックス(為替ヘッジあり)(投資一任専用)

2024年11月29日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	11,595円
純資産総額	2百万円



基準価額の騰落率

期間	ファンド
1カ月間	2.4%
3カ月間	4.8%
6カ月間	9.3%
1年間	22.2%
3年間	-
5年間	-
設定来	16.0%

※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。
 ※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。
 ※基準価額の計算において運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

直近1年間分配金合計額: 0円 設定来分配金合計額: 0円

決算期	第1期 22年11月	第2期 23年11月	第3期 24年11月						
分配金	0円	0円	0円						

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

資産別構成	銘柄数	比率	通貨別構成	比率	株式業種別構成	比率	組入上位10銘柄	国・地域名	比率
外国株式・先物	1,158	97.0%	日本円	96.6%	情報技術	24.2%	APPLE INC	アメリカ	5.0%
外国リート	51	1.8%	米ドル	3.2%	金融	15.4%	NVIDIA CORP	アメリカ	4.6%
外国投資証券	3	0.1%	カナダ・ドル	0.2%	ヘルスケア	10.3%	MICROSOFT CORP	アメリカ	4.2%
外国ワラント	1	0.0%	英ポンド	0.1%	資本財・サービス	9.7%	S&P500 EMINI DEC 24	アメリカ	3.7%
コール・ローン、その他		6.0%	豪ドル	0.1%	一般消費財・サービス	9.6%	AMAZON.COM INC	アメリカ	2.7%
合計	1,213	-	シンガポール・ドル	0.0%	コミュニケーション・サービス	7.3%	META PLATFORMS INC CLASS A	アメリカ	1.7%
国・地域別構成			イスラエル・シケル	0.0%	生活必需品	5.8%	ALPHABET INC-CL A	アメリカ	1.4%
アメリカ		77.2%	ニュージーランド・ドル	0.0%	エネルギー	3.9%	TESLA INC	アメリカ	1.3%
イギリス		3.6%	ノルウェー・クローネ	0.0%	素材	3.2%	ALPHABET INC-CL C	アメリカ	1.2%
その他		18.1%	その他	-0.2%	公益事業、他	2.8%	JPMORGAN CHASE & CO	アメリカ	1.0%
合計		98.9%	合計	100.0%	合計	92.1%	合計		26.7%

※株式業種別構成は、原則としてS&PとMSCI Incが共同で作成した世界産業分類基準(GICS)によるものです。
 ※外国株式の国・地域名については、原則としてMSCI Incが提供するリスク所在国・地域に基づいて表示しています。
 ※先物の建玉がある場合は、資産別構成の比率合計欄を表示していません。

年間収益率の推移

当ファンドのベンチマークはMSCIコクサイ指数(税引後配当込み、円ヘッジ・ベース)です。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。ベンチマークの「年間収益率」は上記ベンチマークのデータに基づき当社が計算したものです。
 ・2022年※は設定日(2月18日)から年末、2024年は11月29日までの騰落率を表しています。
 ・当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績を表したものではありません。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

【ダイワ先進国株式インデックス（為替ヘッジなし）（投資一任専用）】

(1) **【投資状況】**（2024年11月29日現在）

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
親投資信託受益証券	104,969,892	99.99
内 日本	104,969,892	99.99
コール・ローン、その他の資産（負債控除後）	10,565	0.01
純資産総額	104,980,457	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(2) **【投資資産】**（2024年11月29日現在）

① **【投資有価証券の主要銘柄】**

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	外国株式インデックスマザーファンド	日本	親投資信託受益証券	15,080,581	7.0549 106,393,393	6.9606 104,969,892	99.99

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
親投資信託受益証券	99.99%
合計	99.99%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

② **【投資不動産物件】**

該当事項はありません。

③ **【その他投資資産の主要なもの】**

該当事項はありません。

(3) 【運用実績】

① 【純資産の推移】

	純資産総額 (分配落) (円)	純資産総額 (分配付) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配落)(円)	1口当たりの 純資産額 (分配付)(円)
第1計算期間末 (2022年11月21日)	15,978,901	15,978,901	1.0724	1.0724
第2計算期間末 (2023年11月20日)	60,880,527	60,880,527	1.3067	1.3067
2023年11月末日	59,985,206	—	1.2948	—
12月末日	63,093,589	—	1.3176	—
2024年1月末日	67,418,236	—	1.3978	—
2月末日	71,829,753	—	1.4651	—
3月末日	75,338,103	—	1.5256	—
4月末日	80,985,415	—	1.5456	—
5月末日	94,546,558	—	1.5818	—
6月末日	101,052,631	—	1.6778	—
7月末日	93,914,744	—	1.5841	—
8月末日	93,643,533	—	1.5563	—
9月末日	98,732,294	—	1.5740	—
10月末日	106,646,912	—	1.6930	—
第3計算期間末 (2024年11月20日)	105,813,041	105,813,041	1.7260	1.7260
11月末日	104,980,457	—	1.7028	—

② 【分配の推移】

	1口当たり分配金(円)
第1計算期間	0.0000
第2計算期間	0.0000
第3計算期間	0.0000

③ 【収益率の推移】

	収益率(%)
第1計算期間	7.2
第2計算期間	21.8
第3計算期間	32.1

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定数量(口)	解約数量(口)
第1計算期間	14,966,956	1,067,476
第2計算期間	35,880,884	4,188,762
第3計算期間	27,555,140	12,840,926

(注) 当初設定数量は1,000,000口です。

(参考) マザーファンド
 外国株式インデックスマザーファンド

(1) 投資状況 (2024年11月29日現在)

投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株式	639,015,732,616	94.72
内 香港	3,116,460,023	0.46
内 シンガポール	2,631,911,399	0.39
内 イスラエル	1,510,454,168	0.22
内 ノルウェー	1,007,078,378	0.15
内 スウェーデン	6,011,615,630	0.89
内 デンマーク	5,389,454,153	0.80
内 イギリス	22,832,996,330	3.38
内 アイルランド	426,280,543	0.06
内 オランダ	6,921,500,602	1.03
内 ベルギー	1,525,924,770	0.23
内 フランス	16,655,739,751	2.47
内 ドイツ	14,123,561,446	2.09
内 スイス	14,261,515,000	2.11
内 ポルトガル	264,891,931	0.04
内 スペイン	4,271,711,282	0.63
内 イタリア	4,245,551,871	0.63
内 フィンランド	1,526,009,243	0.23
内 オーストリア	279,149,159	0.04
内 カナダ	19,542,043,676	2.90
内 アメリカ	501,445,241,768	74.32
内 オーストラリア	10,672,440,280	1.58
内 ニュージーランド	354,201,213	0.05
投資証券	13,084,737,415	1.94
内 香港	160,992,205	0.02
内 シンガポール	163,147,149	0.02
内 イギリス	169,712,673	0.03
内 ベルギー	37,337,545	0.01
内 フランス	223,976,129	0.03
内 カナダ	23,545,706	0.00
内 アメリカ	11,282,110,279	1.67
内 オーストラリア	1,023,915,729	0.15

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	22,567,365,168	3.34
純資産総額	674,667,835,199	100.00

その他の資産の投資状況

投資資産の種類	時価(円)	投資比率(%)
株価指数先物取引(買建)	22,126,320,415	3.28
内 イギリス	1,525,792,320	0.23
内 ドイツ	3,909,301,765	0.58
内 カナダ	2,443,002,552	0.36
内 アメリカ	13,147,165,950	1.95
内 オーストラリア	1,101,057,828	0.16
為替予約取引(買建)	11,876,982,770	1.76
内 日本	11,876,982,770	1.76

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 投資資産の内書きの時価および投資比率は、当該資産の地域別の内訳です。

(注3) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(注4) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(2) 投資資産 (2024年11月29日現在)

① 投資有価証券の主要銘柄

イ. 主要銘柄の明細

	銘柄名	地域	種類	業種	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
1	APPLE INC	アメリカ	株式	情報技術	980,500	29,289.38 28,718,342,497	35,413.34 34,722,787,910	5.15
2	NVIDIA CORP	アメリカ	株式	情報技術	1,580,200	9,121.27 14,413,517,013	20,401.15 32,237,899,758	4.78
3	MICROSOFT CORP	アメリカ	株式	情報技術	454,400	58,488.92 26,577,372,780	63,761.51 28,973,231,325	4.29
4	AMAZON.COM INC	アメリカ	株式	一般消費 財・サービス	608,200	23,358.06 14,206,439,596	31,013.24 18,862,257,190	2.80
5	META PLATFORMS INC CLASS A	アメリカ	株式	コミュニケ ーション・サ ービス	140,700	55,436.74 7,799,955,227	85,801.20 12,072,229,966	1.79
6	ALPHABET INC-CL A	アメリカ	株式	コミュニケ ーション・サ ービス	377,000	21,088.82 7,950,517,957	25,509.73 9,617,168,285	1.43
7	TESLA INC	アメリカ	株式	一般消費 財・サービス	185,050	35,982.99 6,658,673,595	50,179.83 9,285,779,133	1.38

	銘柄名	地域	種類	業種	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
8	ALPHABET INC-CL C	アメリカ	株式	コミュニケー ーション・サ ービス	323,440	21,240.47 6,870,022,079	25,749.40 8,328,388,135	1.23
9	JPMORGAN CHASE & CO	アメリカ	株式	金融	183,070	24,829.89 4,545,624,906	37,653.34 6,893,197,796	1.02
10	BROADCOM INC	アメリカ	株式	情報技術	285,620	15,930.65 4,550,128,046	24,068.65 6,874,489,470	1.02
11	BERKSHIRE HATHAWAY INC- CL B	アメリカ	株式	金融	85,350	56,767.62 4,845,120,881	72,819.47 6,215,142,550	0.92
12	ELI LILLY & CO	アメリカ	株式	ヘルスケア	51,985	96,940.29 5,039,445,784	118,811.76 6,176,429,375	0.92
13	UNITEDHEALTH GROUP INC	アメリカ	株式	ヘルスケア	59,466	80,859.80 4,808,415,869	91,707.20 5,453,460,427	0.81
14	VISA INC-CLASS A SHARES	アメリカ	株式	金融	107,850	39,636.78 4,274,840,710	47,437.87 5,116,175,142	0.76
15	EXXON MOBIL CORP	アメリカ	株式	エネルギー	285,809	15,713.74 4,491,158,971	17,736.06 5,069,127,973	0.75
16	MASTERCARD INC - A	アメリカ	株式	金融	53,100	63,751.71 3,385,221,542	80,250.96 4,261,326,040	0.63
17	COSTCO WHOLESALE CORP	アメリカ	株式	生活必需品	28,560	96,524.39 2,756,738,185	144,944.04 4,139,601,982	0.61
18	HOME DEPOT INC	アメリカ	株式	一般消費 財・サービ ス	63,950	48,818.95 3,121,973,577	64,394.62 4,118,035,987	0.61
19	PROCTER & GAMBLE CO/THE	アメリカ	株式	生活必需品	151,167	23,279.23 3,519,067,011	27,036.72 4,087,060,820	0.61
20	WALMART INC	アメリカ	株式	生活必需品	284,500	8,429.83 2,398,302,342	13,849.99 3,940,322,496	0.58
21	NETFLIX INC	アメリカ	株式	コミュニケー ーション・サ ービス	27,690	77,646.32 2,150,027,548	132,250.23 3,662,008,913	0.54
22	JOHNSON & JOHNSON	アメリカ	株式	ヘルスケア	155,000	23,079.80 3,577,392,129	23,424.99 3,630,874,380	0.54
23	NOVO NORDISK A/S-B	デンマーク	株式	ヘルスケア	213,987	15,472.71 3,310,963,212	15,953.78 3,413,902,377	0.51
24	BANK OF AMERICA CORP	アメリカ	株式	金融	449,301	4,832.72 2,171,379,900	7,200.84 3,235,349,016	0.48
25	ABBVIE INC	アメリカ	株式	ヘルスケア	113,672	22,176.86 2,520,901,294	27,597.47 3,137,060,656	0.46
26	SALESFORCE.COM INC	アメリカ	株式	情報技術	61,566	36,138.85 2,224,934,173	49,745.70 3,062,644,222	0.45
27	ORACLE CORP	アメリカ	株式	情報技術	107,033	18,296.97 1,958,384,675	27,540.19 2,947,710,013	0.44
28	CHEVRON CORP	アメリカ	株式	エネルギー	111,818	21,909.15 2,449,839,802	24,436.46 2,732,436,241	0.41

	銘柄名	地域	種類	業種	株数、口数 または 額面金額	簿価単価 簿価 (円)	評価単価 時価 (円)	投資 比率 (%)
29	ASML HOLDING NV	オランダ	株式	情報技術	25,150	106,511.64 2,678,769,827	102,349.68 2,574,094,452	0.38
30	COCA-COLA CO/THE	アメリカ	株式	生活必需品	263,550	8,980.33 2,366,793,235	9,712.17 2,559,644,565	0.38

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価の比率です。

ロ. 投資有価証券の種類別投資比率

投資有価証券の種類	投資比率
株式	94.72%
投資証券	1.94%
合計	96.66%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の時価の比率です。

ハ. 投資株式の業種別投資比率

業種	投資比率
エネルギー	3.94%
素材	3.20%
資本財・サービス	9.96%
一般消費財・サービス	9.87%
生活必需品	5.98%
ヘルスケア	10.55%
金融	15.72%
情報技術	25.07%
コミュニケーション・サービス	7.54%
公益事業	2.59%
不動産	0.29%
合計	94.72%

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の時価の比率です。

② 投資不動産物件

該当事項はありません。

③ その他投資資産の主要なもの

(単位：円)

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
株価指数先物 取引	アメリカ	S&P500 EMINI DEC 24	買建	290	12,877,474,604	13,147,165,950	1.95%
	イギリス	FTSE 100 INDEX DEC 24	買建	96	1,526,366,599	1,525,792,320	0.23%
	オーストラリア	SPI 200 DEC 24	買建	53	1,070,830,969	1,101,057,828	0.16%
	カナダ	S&P/TSE 60 INDEX DEC 24	買建	74	2,306,413,299	2,443,002,552	0.36%
	ドイツ	SWISS MKT IX DEC 24	買建	77	1,590,441,298	1,541,017,093	0.23%

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量	簿価	時価	投資 比率
		EURO STOXX 50 DEC 24	買建	312	2,441,830,614	2,368,284,672	0.35%
為替予約取引	日本	英ポンド買/円売 2024年12月	買建	5,200,000	1,014,780,080	994,773,520	0.15%
		ユーロ買/円売 2024年12月	買建	5,100,000	834,415,630	811,378,890	0.12%
		スイス・フラン買/円売 2024年12月	買建	7,200,000	1,264,907,750	1,230,877,440	0.18%
		カナダ・ドル買/円売 2024年12月	買建	15,100,000	1,646,002,450	1,622,880,050	0.24%
		米ドル買/円売 2024年12月	買建	43,500,000	6,693,222,160	6,550,999,950	0.97%
		豪ドル買/円売 2024年12月	買建	6,800,000	677,856,840	666,072,920	0.10%

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(注3) 為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

(注4) 為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

(参考情報) 運用実績

●ダイワ先進国株式インデックス(為替ヘッジなし)(投資一任専用)

2024年11月29日現在

※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

基準価額・純資産の推移

基準価額	17,028円
純資産総額	1.0億円

基準価額の騰落率	
期間	ファンド
1カ月間	0.6%
3カ月間	9.4%
6カ月間	7.6%
1年間	31.5%
3年間	-
5年間	-
設定来	70.3%



※上記の「基準価額の騰落率」とは、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。 ※「分配金再投資基準価額」は、分配金(税引前)を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。 ※基準価額の計算において運用管理費用(信託報酬)は控除しています。

分配の推移(10,000口当たり、税引前)

決算期	直近1年間分配金合計額: 0円			設定来分配金合計額: 0円		
	第1期 22年11月	第2期 23年11月	第3期 24年11月			
分配金	0円	0円	0円			

※分配金は、収益配分方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

主要な資産の状況

※比率は、純資産総額に対するものです。

資産別構成	銘柄数	比率	通貨別構成	比率	株式業種別構成	比率	組入上位10銘柄	国・地域名	比率
外国株式・先物	1,158	98.0%	米ドル	78.3%	情報技術	25.1%	APPLE INC	アメリカ	5.1%
外国リート	51	1.9%	ユーロ	7.8%	金融	15.7%	NVIDIA CORP	アメリカ	4.8%
外国投資証券	3	0.1%	英ポンド	3.6%	ヘルスケア	10.6%	MICROSOFT CORP	アメリカ	4.3%
			カナダ・ドル	3.3%	資本財・サービス	10.0%	AMAZON.COM INC	アメリカ	2.8%
コール・ローン、その他		3.4%	スイス・フラン	2.4%	一般消費財・サービス	9.9%	S&P500 EMINI DEC 24	アメリカ	1.9%
合計	1,212	-	豪ドル	1.9%	コミュニケーション・サービス	7.5%	META PLATFORMS INC CLASS A	アメリカ	1.8%
国・地域別構成			デンマーク・クローネ	0.8%	生活必需品	6.0%	ALPHABET INC-CL A	アメリカ	1.4%
アメリカ		77.9%	スウェーデン・クローネ	0.8%	エネルギー	3.9%	TESLA INC	アメリカ	1.4%
イギリス		3.6%	香港ドル	0.5%	素材	3.2%	ALPHABET INC-CL C	アメリカ	1.2%
その他		18.4%	その他	0.7%	公益事業、他	2.9%	JPMORGAN CHASE & CO	アメリカ	1.0%
合計		99.9%	合計	100.0%	合計	94.7%	合計		25.8%

※株式業種別構成は、原則としてS&PとMSCI Inc.が共同で作成した世界産業分類基準(GICS)によるものです。 ※外国株式の国・地域名については、原則としてMSCI Inc.が提供するリスク所在国・地域に基づいて表示しています。 ※先物の建玉がある場合は、資産別構成の比率合計欄を表示していません。

年間収益率の推移

当ファンドのベンチマークはMSCIコクサイ指数(税引後配当込み、円ベース)です。



・ファンドの「年間収益率」は、「分配金再投資基準価額」の騰落率です。ベンチマークの「年間収益率」は上記ベンチマークのデータに基づき当社が計算したものです。 ・2022年※は設定日(2月18日)から年末、2024年は11月29日までの騰落率を表しています。 ・当該ベンチマークの情報はあくまで参考情報として記載しており、ファンドの運用実績を表したものではありません。

委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

(参考情報) ファンドの総経費率

	総経費率 (①+②)	運用管理費用の比率 ①	その他費用の比率 ②
ダイワ先進国株式インデックス (為替ヘッジあり) (投資一任専用)	0.33%	0.29%	0.04%
ダイワ先進国株式インデックス (為替ヘッジなし) (投資一任専用)	0.31%	0.29%	0.02%

※対象期間は2023年11月21日～2024年11月20日です。

※対象期間中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。）を、期中の平均受益権口数に期中の平均基準価額（1口当り）を乗じた数で除した値（年率）です。

※詳細につきましては、対象期間の運用報告書（全体版）をご覧ください。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

当ファンドには、収益分配金を税金を差引いた後無手数料で自動的に再投資する「分配金再投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者に支払う「分配金支払いコース」があります。

「分配金再投資コース」を利用する場合、取得申込者は、販売会社と別に定める積立投資約款にしたがい契約（以下「別に定める契約」といいます。）を締結します。

販売会社は、受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として販売会社が定める単位をもって、取得の申込みに応じることができます。

ただし、販売会社は、次のイ、またはロ、に掲げる日を取得申込受付日とする受益権の取得申込みの受け付けを行いません。

イ、ニューヨーク証券取引所の休業日と同じ日付の日

ロ、前イ、のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日

お買付価額（1万口当たり）は、お買付申込受付日の翌営業日の基準価額（当初自己設定については1万口当たり1万円）です。

お買付時の申込手数料については、販売会社が別に定めるものとします。申込手数料には、消費税等が課されます。なお、「分配金再投資コース」の収益分配金の再投資の際には、申込手数料はかかりません。

原則として、委託会社の各営業日の午後3時30分までに受付けた取得の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託会社が追加設定を制限する措置をとった場合には、販売会社は、取得申込みの受け付けを中止することができるほか、すでに受付けた取得申込みを取消することができるものとします。

取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設された当ファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行いません。受託会社は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行いません。

2【換金（解約）手続等】

原則として、委託会社の各営業日の午後3時30分までに受付けた換金の申込み（当該申込みにかかる販売会社所定の事務手続きが完了したものを）、当日の受付分として取扱います。この時刻を過ぎて行なわれる申込みは、翌営業日の取扱いとなります。なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

なお、信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の解約請求には制限があります。

<一部解約>

受益者は、自己に帰属する受益権について、最低単位を1口単位として販売会社が定める単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

ただし、販売会社は、次のイ、またはロ、に掲げる日を一部解約請求受付日とする一部解約の実行の請求の受け付けを行いません。

イ、ニューヨーク証券取引所の休業日と同じ日付の日

ロ、前イ、のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託会社が定める日

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。

解約価額は、一部解約の実行の請求受付日の翌営業日の基準価額とします。

解約価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

解約価額（基準価額）は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号（コールセンター） 0120-106212（営業日の9:00～17:00）

ホームページ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止することができるほか、すでに受け付けた一部解約請求を取消することができるものとします。一部解約の実行の請求の受け付けが中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該振替受益権の解約価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、当該計算日の翌営業日の基準価額とします。

一部解約金は、販売会社の営業所等において、原則として一部解約の実行の請求受付日から起算して5営業日目から受益者に支払います。

委託会社は、一部解約金について、受益者への支払開始日までに、その全額を委託会社の指定する預金口座等に払込みます。委託会社は、委託会社の指定する預金口座等の一部解約金を払込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかる信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

基準価額とは、信託財産の純資産総額を計算日における受益権口数で除した1万口当たりの価額をいいます。

純資産総額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価（注1、注2）により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額をいいます。

（注1）当ファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・マザーファンドの受益証券：計算日の基準価額で評価します。

（注2）マザーファンドの主要な投資対象資産の評価方法の概要

- ・外国の株式：原則として金融商品取引所または店頭市場における計算時において知りうる直近の日の最終相場または最終買気配相場で評価します。

なお、外貨建資産（外国通貨表示の有価証券（以下「外貨建有価証券」といいます。）、預金そ

の他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。また、予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

基準価額は、原則として、委託会社の各営業日に計算されます。

基準価額は、販売会社または下記にお問合わせ下さい。

大和アセットマネジメント株式会社

電話番号 (コールセンター)

0120-106212 (営業日の 9:00~17:00)

ホームページ

<https://www.daiwa-am.co.jp/>

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

無期限とします。ただし、(5)①により信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

(4) 【計算期間】

毎年 11 月 21 日から翌年 11 月 20 日までとします。ただし、第 1 計算期間は、2022 年 2 月 18 日から 2022 年 11 月 20 日までとします。

上記にかかわらず、上記により各計算期間終了日に該当する日 (以下「該当日」といいます。) が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

① 信託の終了

1. 委託会社は、受益権の口数が 30 億口を下ることとなった場合、もしくは信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届出ます。
2. 委託会社は、前 1. の事項について、書面による決議 (以下「書面決議」といいます。)を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の 2 週間前までに、信託契約にかかる知っている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
3. 前 2. の書面決議において、受益者 (委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本 3. において同じ。)は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、信託契約にかかる知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前 2. の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の議決権の 3 分の 2 以上にあたる多数をもって行ないます。
5. 前 2. から前 4. までの規定は、委託会社が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前 2. から前 4. までの手続きを行なうことが困難な場合も同じとします。
6. 委託会社は、監督官庁より信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
7. 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、②の書面決議で否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続

します。

8. 受託会社が辞任した場合または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更等

1. 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、信託約款を変更することまたは当ファンドと他のファンドとの併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届出ます。なお、信託約款は本②の1. から7. までに定める以外の方法によって変更することができないものとします。
2. 委託会社は、前1. の事項（前1. の変更事項にあっては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前1. の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
3. 前2. の書面決議において、受益者（委託会社および当ファンドの信託財産に当ファンドの受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託会社を除きます。以下本3. において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
4. 前2. の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
5. 書面決議の効力は、当ファンドのすべての受益者に対してその効力を生じます。
6. 前2. から前5. までの規定は、委託会社が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。
7. 前1. から前6. までの規定にかかわらず、当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一または複数の他のファンドにおいて当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
8. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいて信託約款を変更しようとするときは、前1. から前7. までの規定にしたがいます。

③ 反対受益者の受益権買取請求の不適用

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

④ 運用報告書

1. 委託会社は、運用経過のほか信託財産の内容、有価証券売買状況、費用明細などのうち重要な事項を記載した交付運用報告書（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第4項に定める運用報告書）を計算期間の末日および償還時に作成し、信託財産にかかる知れている受益者に対して交付します。また、電子交付を選択された場合には、所定の方法により交付します。
2. 委託会社は、運用報告書（全体版）（投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書）を作成し、委託会社のホームページに掲載します。
 - ・委託会社のホームページ
アドレス <https://www.daiwa-am.co.jp/>
3. 前2. の規定にかかわらず、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、これを交付します。

⑤ 公告

1. 委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.daiwa-am.co.jp/>

2. 前1.の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑥ 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間で締結される受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約は、期間満了の1か月（または3か月）前までに、委託会社および販売会社いずれからも何ら意思の表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

4 【受益者の権利等】

信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

受益者の有する主な権利の内容、その行使の方法等は、次のとおりです。

<収益分配金および償還金にかかる請求権>

受益者は、収益分配金（分配金額は、委託会社が決定します。）および償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。）に、原則として決算日から起算して5営業日までに支払います。

上記にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者については、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が再投資されます。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者となります。）に、原則として信託終了日から起算して5営業日までに支払います。

収益分配金および償還金の支払いは、販売会社の営業所等において行なうものとし、

受益者が、収益分配金については支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

<換金請求権>

受益者は、保有する受益権を換金する権利を有します。権利行使の方法等については、「2 換金（解約）手続等」をご参照下さい。

第3 【ファンドの経理状況】

【ダイワ先進国株式インデックス（為替ヘッジあり）（投資一任専用）】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第3期計算期間(2023年11月21日から2024年11月20日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年1月10日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋山 範之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 竹内 知明
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ先進国株式インデックス（為替ヘッジあり）（投資一任専用）の2023年11月21日から2024年11月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワ先進国株式インデックス（為替ヘッジあり）（投資一任専用）の2024年11月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

ダイワ先進国株式インデックス（為替ヘッジあり）（投資一任専用）

(1) 【貸借対照表】

	第2期 2023年11月20日現在 金額（円）	第3期 2024年11月20日現在 金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	2,420	4,658
親投資信託受益証券	1,664,799	2,961,010
未収入金	20	40
流動資産合計	1,667,239	2,965,708
資産合計	1,667,239	2,965,708
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	147	277
未払委託者報酬	1,860	3,788
その他未払費用	183	184
流動負債合計	2,190	4,249
負債合計	2,190	4,249
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	1,763,057	2,586,522
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△） ※2	△98,008	374,937
（分配準備積立金）	-	426,585
元本等合計	1,665,049	2,961,459
純資産合計	1,665,049	2,961,459
負債純資産合計	1,667,239	2,965,708

(2) 【損益及び剰余金計算書】

	第2期 自2022年11月22日 至2023年11月20日 金額(円)	第3期 自2023年11月21日 至2024年11月20日 金額(円)
営業収益		
有価証券売買等損益	89,150	480,434
営業収益合計	89,150	480,434
営業費用		
受託者報酬	191	464
委託者報酬	3,217	6,742
その他費用	364	366
営業費用合計	3,772	7,572
営業利益又は営業損失(△)	85,378	472,862
経常利益又は経常損失(△)	85,378	472,862
当期純利益又は当期純損失(△)	85,378	472,862
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	18	12,687
期首剰余金又は期首欠損金(△)	△126,544	△98,008
剰余金増加額又は欠損金減少額	357	12,770
当期一部解約に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	357	6,880
当期追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	-	5,890
剰余金減少額又は欠損金増加額	57,181	-
当期追加信託に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	57,181	-
分配金	※1	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	△98,008	374,937

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第3期 自2023年11月21日 至2024年11月20日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第2期 2023年11月20日現在	第3期 2024年11月20日現在
1. ※1 期首元本額	1,039,100 円	1,763,057 円
期中追加設定元本額	726,849 円	983,059 円
期中一部解約元本額	2,892 円	159,594 円
2. 計算期間末日における受益権の総数	1,763,057 口	2,586,522 口
3. ※2 元本の欠損	貸借対照表上の純資産額が元本総額を下回っており、その差額は98,008円であります。	—————

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第2期 自2022年11月22日 至2023年11月20日	第3期 自2023年11月21日 至2024年11月20日
※1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(0円)、投資信託約款に規定される収益調整金(0円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象額は0円(1万口当たり0.00円)であり、分配を行っておりません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(426,585円)、投資信託約款に規定される収益調整金(0円)及び分配準備積立金(0円)より分配対象額は426,585円(1万口当たり1,649.26円)であり、分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	第3期
	自2023年11月21日 至2024年11月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	第3期
	2024年11月20日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第2期	第3期
	2023年11月20日現在	2024年11月20日現在
	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)	当計算期間の損益に含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	89,131	466,998
合計	89,131	466,998

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第2期 2023年11月20日現在	第3期 2024年11月20日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第3期 自2023年11月21日 至2024年11月20日
市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第2期 2023年11月20日現在	第3期 2024年11月20日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	0.9444円 (9,444円)	1.1450円 (11,450円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	外国株式インデックス為替ヘッジ型マザーファンド	891,468	2,961,010	
親投資信託受益証券 合計			2,961,010	
合計			2,961,010	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「外国株式インデックス為替ヘッジ型マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「外国株式インデックス為替ヘッジ型マザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2023年11月20日現在 金額(円)	2024年11月20日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	382,748,342	409,117,871
コール・ローン	1,421,533,048	5,111,662,231
株式	100,349,289,740	135,042,241,000
投資証券	2,098,001,155	2,743,461,712
派生商品評価勘定	691,765,446	165,159,249
未収入金	587,227	561,421
未収配当金	125,144,268	130,822,452
差入委託証拠金	1,701,736,322	1,644,741,481
流動資産合計	106,770,805,548	145,247,767,417
資産合計	106,770,805,548	145,247,767,417
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	491,882,995	2,446,935,261
未払解約金	127,390,020	81,156,780
流動負債合計	619,273,015	2,528,092,041
負債合計	619,273,015	2,528,092,041
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	38,867,844,166	42,967,843,433
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	67,283,688,367	99,751,831,943
元本等合計	106,151,532,533	142,719,675,376
純資産合計	106,151,532,533	142,719,675,376
負債純資産合計	106,770,805,548	145,247,767,417

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2023 年 11 月 21 日 至 2024 年 11 月 20 日
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1)株式</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>(2)新株予約権証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>(3)投資証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券については外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。また、市場価格のない有価証券については投資法人が発行する投資証券の1口当たり純資産額に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
<p>2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1)先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>(2)為替予約取引</p>

区分	自 2023 年 11 月 21 日 至 2024 年 11 月 20 日
3. 収益及び費用の計上基準	<p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p> <p>受取配当金 原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。</p>
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	2023 年 11 月 20 日現在	2024 年 11 月 20 日現在
1. ※1 期首	2022 年 11 月 22 日	2023 年 11 月 21 日
期首元本額	31,119,989,052 円	38,867,844,166 円
期中追加設定元本額	13,337,971,454 円	15,154,478,456 円
期中一部解約元本額	5,590,116,340 円	11,054,479,189 円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
ダイワファンドラップ 外国株式 インデックス (為替ヘッジあ り)	26,236,883,428 円	28,303,828,677 円
ダイワファンドラップオンライ ン 外国株式インデックス (為替 ヘッジあり)	1,252,655,052 円	997,162,354 円
i F r e e 外国株式インデック ス (為替ヘッジあり)	3,300,713,636 円	3,740,160,639 円
ダイワ先進国株式インデックス (為替ヘッジあり) (投資一任 専用)	609,571 円	891,468 円
ダイワ外国株式インデックス (為替ヘッジあり) (ダイワ S MA 専用)	8,076,982,479 円	9,688,546,209 円

区分	2023年11月20日現在	2024年11月20日現在
外国株式インデックス為替ヘッジ型ファンドVA（適格機関投資家専用）	-円	237,254,086円
計	38,867,844,166円	42,967,843,433円
2. 期末日における受益権の総数	38,867,844,166口	42,967,843,433口

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	自2023年11月21日 至2024年11月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 信託財産の効率的な運用に資することを目的として、投資信託約款に従ってわが国の金融商品取引所（外国の取引所）における株価指数先物取引を利用しております。また、外貨建資産について為替変動リスクを回避すること、および外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	2024年11月20日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。

区分	2024年11月20日現在
	(2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。
	(3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)
売買目的有価証券

種類	2023年11月20日現在	2024年11月20日現在
	当期間の損益に含まれた評価差額(円)	当期間の損益に含まれた評価差額(円)
株式	10,317,839,023	21,015,535,558
新株予約権証券	△163,287	0
投資証券	△112,698,050	172,518,921
合計	10,204,977,686	21,188,054,479

(注)「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

1. 株式関連

種類	2023年11月20日現在				2024年11月20日現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引								
株価指数 先物取引								
買建	3,538,630,136	-	3,713,453,097	174,822,961	7,113,750,545	-	7,149,779,739	36,029,194
合計	3,538,630,136	-	3,713,453,097	174,822,961	7,113,750,545	-	7,149,779,739	36,029,194

- (注)
- 時価の算定方法
株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
 - 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
 - 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は期末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。
 - 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

2. 通貨関連

種類	2023年11月20日現在				2024年11月20日現在			
	契約額等		時価	評価損益	契約額等		時価	評価損益
	(円)	うち 1年超	(円)	(円)	(円)	うち 1年超	(円)	(円)
市場取引以外の取引								
為替予約取引								
売建	98,390,372,124	-	98,365,312,634	25,059,490	134,574,978,680	-	136,892,783,886	△2,317,805,206
アメリカ・ドル	73,515,836,997	-	73,001,736,480	514,100,517	104,151,698,266	-	106,383,462,641	△2,231,764,375
イギリス・ポンド	4,413,877,813	-	4,493,802,145	△79,924,332	5,063,801,444	-	5,089,817,485	△26,016,041
イスラエル・シケル	113,137,036	-	121,326,833	△8,189,797	148,594,441	-	151,711,065	△3,116,624
オーストラリア・ドル	2,083,637,481	-	2,126,989,479	△43,351,998	2,620,750,980	-	2,663,184,720	△42,433,740
カナダ・ドル	3,251,582,250	-	3,266,245,837	△14,663,587	4,121,819,679	-	4,199,800,950	△77,981,271
シンガポール・ドル	390,167,133	-	394,611,789	△4,444,656	470,802,596	-	474,426,441	△3,623,845
スイス・フラン	2,786,873,425	-	2,836,780,989	△49,907,564	3,446,551,416	-	3,437,076,313	9,475,103
スウェーデン・クローナ	888,921,206	-	936,656,700	△47,735,494	1,177,924,932	-	1,173,048,936	4,875,996
デンマーク・クローネ	1,002,202,106	-	1,026,425,221	△24,223,115	1,207,547,731	-	1,200,123,796	7,423,935
ニュージーランド・ドル	59,813,937	-	61,414,709	△1,600,772	70,841,803	-	71,728,673	△886,870
ノルウェー・クローネ	203,438,924	-	208,875,174	△5,436,250	223,938,496	-	229,525,566	△5,587,070
ユーロ	9,005,139,703	-	9,217,449,921	△212,310,218	11,168,295,740	-	11,102,729,280	65,566,460
香港・ドル	675,744,113	-	672,997,357	2,746,756	702,411,156	-	716,148,020	△13,736,864
合計	98,390,372,124	-	98,365,312,634	25,059,490	134,574,978,680	-	136,892,783,886	△2,317,805,206

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のよう
に評価しております。

- ① 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されている場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
- ② 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていない場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値を用いております。

(2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の
対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	2023年11月20日現在	2024年11月20日現在
1口当たり純資産額	2.7311円	3.3215円
(1万口当たり純資産額)	(27,311円)	(33,215円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIO	1,566	224.840	352,099.440	
	PALO ALTO NETWORKS INC	4,324	388.060	1,677,971.440	
	FIRST SOLAR INC	1,358	187.360	254,434.880	
	KEYSIGHT TECHNOLOGIES IN	2,316	152.130	352,333.080	
	BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	1,694	137.920	233,636.480	
	SYNCHRONY FINANCIAL	5,506	63.650	350,456.900	
	ABBOTT LABORATORIES	23,262	117.130	2,724,678.060	
	HOWMET AEROSPACE INC	5,151	116.000	597,516.000	
	VERISK ANALYTICS INC	1,935	281.640	544,973.400	
	LAS VEGAS SANDS CORP	5,159	49.180	253,719.620	
	AMPHENOL CORP-CL A	16,130	70.980	1,144,907.400	
	MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	619	585.870	362,653.530	
	FIDELITY NATIONAL INFO SERV	7,423	86.080	638,971.840	
	QORVO INC	1,347	66.280	89,279.160	
	AFLAC INC	7,241	111.130	804,692.330	
	DARDEN RESTAURANTS INC	1,570	160.850	252,534.500	
	LIVE NATION ENTERTAINMENT IN	2,095	134.440	281,651.800	
	ADOBE INC	5,894	499.610	2,944,701.340	
	CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	2,424	87.540	212,196.960	
	LULULEMON ATHLETICA INC	1,473	301.850	444,625.050	
	GARMIN LTD	2,084	207.370	432,159.080	
	AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	3,040	328.000	997,120.000	
	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	8,661	228.200	1,976,440.200	
	WR BERKLEY CORP	4,068	60.190	244,852.920	
	AUTOZONE INC	239	3,106.910	742,551.490	
	DOLLAR TREE INC	2,680	64.870	173,851.600	
	TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	16,065	16.810	270,052.650	
	CELANESE CORP	1,516	72.200	109,455.200	
	DR HORTON INC	3,956	162.300	642,058.800	
	AUTODESK INC	2,859	305.200	872,566.800	
	MOODY'S CORP	2,230	468.780	1,045,379.400	
	DEVON ENERGY CORP	8,716	37.910	330,423.560	
	ALBEMARLE CORP	1,589	106.450	169,149.050	
	ATMOS ENERGY CORP	1,983	146.780	291,064.740	
	ALLIANT ENERGY CORP	3,469	62.250	215,945.250	
	CITIGROUP INC	25,536	68.600	1,751,769.600	
	AUTOMATIC DATA PROCESSING	5,469	297.540	1,627,246.260	
	AMERICAN ELECTRIC POWER	7,135	96.700	689,954.500	
	DOMINO'S PIZZA INC	507	439.800	222,978.600	
	HESS CORP	3,730	146.230	545,437.900	
DAVITA INC	709	156.980	111,298.820		
DANAHER CORP	8,949	230.840	2,065,787.160		

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	FORTIVE CORP	4,657	74.500	346,946.500	
	INTERCONTINENTAL EXCHANGE IN	7,735	157.930	1,221,588.550	
	ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	6,606	52.990	350,051.940	
	APPLE INC	195,063	228.280	44,528,981.640	
	DISCOVER FINANCIAL SERVICES	3,419	172.500	589,777.500	
	BOEING CO/THE	9,842	145.600	1,432,995.200	
	CINCINNATI FINANCIAL CORP	2,113	150.580	318,175.540	
	BECTON DICKINSON AND CO	3,877	222.640	863,175.280	
	LEIDOS HOLDINGS INC	1,682	158.290	266,243.780	
	NISOURCE INC	6,111	37.110	226,779.210	
	C. H. ROBINSON WORLDWIDE INC	1,604	109.080	174,964.320	
	BANK OF NEW YORK MELLON CORP	9,884	77.610	767,097.240	
	VERIZON COMMUNICATIONS INC	56,367	41.930	2,363,468.310	
	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	17,659	468.860	8,279,598.740	
	ANSYS INC	1,167	339.520	396,219.840	
	TRUIST FINANCIAL CORP	17,886	46.630	834,024.180	
	BLACKSTONE GROUP INC/THE	9,632	184.910	1,781,053.120	
	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	27,175	58.230	1,582,400.250	
	JPMORGAN CHASE & CO	38,469	243.090	9,351,429.210	
	T ROWE PRICE GROUP INC	3,055	117.950	360,337.250	
	LKQ CORP	3,687	37.600	138,631.200	
	BROWN-FORMAN CORP-CLASS B	2,398	40.220	96,447.560	
	CADENCE DESIGN SYS INC	3,628	299.630	1,087,057.640	
	AMERIPRISE FINANCIAL INC	1,252	562.560	704,325.120	
	DOLLAR GENERAL CORP	2,977	76.500	227,740.500	
	SERVICENOW INC	2,730	1,022.100	2,790,333.000	
	CATERPILLAR INC	6,518	382.330	2,492,026.940	
	BROWN & BROWN INC	3,273	109.350	357,902.550	
	ESSENTIAL UTILITIES INC	3,306	38.950	128,768.700	
	CHARLES RIVER LABORATORIES	674	186.100	125,431.400	
	CMS ENERGY CORP	4,133	68.570	283,399.810	
	MOSAIC CO/THE	4,541	25.390	115,295.990	
	DELTA AIR LINES INC	2,019	64.750	130,730.250	
	CORNING INC	10,870	47.290	514,042.300	
	CISCO SYSTEMS INC	53,980	57.010	3,077,399.800	
	MORGAN STANLEY	16,288	132.240	2,153,925.120	
	DECKERS OUTDOOR CORP	2,000	176.290	352,580.000	
	MSCI INC	1,080	597.130	644,900.400	
	FAIR ISAAC CORP	299	2,284.430	683,044.570	
	LENNOX INTERNATIONAL INC	370	623.590	230,728.300	
	MANHATTAN ASSOCIATES INC	800	270.740	216,592.000	
	SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	2,998	72.900	218,554.200	
	BROADCOM INC	59,180	165.350	9,785,413.000	
	UNITED THERAPEUTICS CORP	600	360.710	216,426.000	
	CNH INDUSTRIAL NV	11,900	11.070	131,733.000	
	DICK'S SPORTING GOODS INC	800	199.570	159,656.000	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	1,705	234.270	399,430.350	
	DTE ENERGY COMPANY	2,790	121.680	339,487.200	
	CENTENE CORP	7,164	57.810	414,150.840	
	CBOE GLOBAL MARKETS INC	1,382	204.980	283,282.360	
	CITIZENS FINANCIAL GROUP	6,265	46.050	288,503.250	
	ARTHUR J GALLAGHER & CO	2,920	292.490	854,070.800	
	GARTNER INC	1,023	517.730	529,637.790	
	DOMINION ENERGY INC	11,228	57.590	646,620.520	
	MONSTER BEVERAGE CORP	9,856	53.730	529,562.880	
	SMITH (A. O.) CORP	1,600	71.410	114,256.000	
	DEERE & CO	3,509	400.090	1,403,915.810	
	QUANTA SERVICES INC	2,026	330.780	670,160.280	
	POOL CORP	480	362.710	174,100.800	
	GLOBAL PAYMENTS INC	3,494	114.720	400,831.680	
	BURLINGTON STORES INC	866	274.000	237,284.000	
	NASDAQ INC	5,841	80.160	468,214.560	
	TARGA RESOURCES CORP	2,831	203.570	576,306.670	
	AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	974	138.420	134,821.080	
	WESTLAKE CORP	524	126.950	66,521.800	
	CONSOLIDATED EDISON INC	4,576	96.970	443,734.720	
	TELEFLEX INC	645	193.070	124,530.150	
	HUNT (JB) TRANSPRT SVCS INC	1,128	180.180	203,243.040	
	WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	994	304.100	302,275.400	
	BIO-RAD LABORATORIES-A	341	320.660	109,345.060	
	CATALENT INC	2,263	58.880	133,245.440	
	VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	2,106	209.890	442,028.340	
	MOLINA HEALTHCARE INC	783	282.500	221,197.500	
	CARLISLE COS INC	600	435.090	261,054.000	
	IDEX CORP	960	223.610	214,665.600	
	COLGATE-PALMOLIVE CO	10,381	93.610	971,765.410	
	ROLLINS INC	3,960	49.510	196,059.600	
	AECOM	1,900	108.830	206,777.000	
	WATSCO INC	500	533.140	266,570.000	
	GRACO INC	2,200	87.830	193,226.000	
	AMETEK INC	3,065	193.460	592,954.900	
	TORO CO	1,300	80.820	105,066.000	
	CHURCH & DWIGHT CO INC	3,347	110.920	371,249.240	
	KNIGHT-SWIFT TRANSPORTATION	2,047	56.490	115,635.030	
	HEICO CORP	635	272.780	173,215.300	
	FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	521	481.400	250,809.400	
	LYONDELLBASELL INDU-CL A	3,506	82.200	288,193.200	
	TYLER TECHNOLOGIES INC	614	599.680	368,203.520	
	COSTCO WHOLESALE CORP	5,920	930.150	5,506,488.000	
	EPAM SYSTEMS INC	763	227.600	173,658.800	
	RPM INTERNATIONAL INC	1,836	134.980	247,823.280	
	RELIANCE INC	800	309.030	247,224.000	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	18,400	58.730	1,080,632.000	
	CUMMINS INC	1,795	361.860	649,538.700	
	CDW CORP/DE	1,787	174.050	311,027.350	
	COSTAR GROUP INC	5,463	72.090	393,827.670	
	OLD DOMINION FREIGHT LINE	2,556	211.800	541,360.800	
	MERCADOLIBRE INC	609	1,916.510	1,167,154.590	
	JACK HENRY & ASSOCIATES INC	990	171.630	169,913.700	
	HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	3,387	249.760	845,937.120	
	DEXCOM INC	5,335	74.880	399,484.800	
	NORDSON CORP	672	249.860	167,905.920	
	COPART INC	11,636	56.520	657,666.720	
	DIAMONDBACK ENERGY INC	2,450	180.120	441,294.000	
	ALIGN TECHNOLOGY INC	962	222.580	214,121.960	
	LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	1,038	314.530	326,482.140	
	TRANSDIGM GROUP INC	760	1,250.620	950,471.200	
	BIO-TECHNE CORP	2,164	66.370	143,624.680	
	NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	1,326	119.130	157,966.380	
	KINDER MORGAN INC	26,843	28.080	753,751.440	
	HCA HEALTHCARE INC	2,645	335.110	886,365.950	
	MARKETAXESS HOLDINGS INC	520	267.810	139,261.200	
	COTERRA ENERGY INC	10,277	26.290	270,182.330	
	T-MOBILE US INC	7,116	233.200	1,659,451.200	
	ZILLOW GROUP INC - C	2,086	75.250	156,971.500	
	EMCOR GROUP INC	600	514.000	308,400.000	
	COCA-COLA CO/THE	54,833	62.590	3,431,997.470	
	COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNE	2,975	76.090	226,367.750	
	EXPEDITORS INTL WASH INC	1,925	118.030	227,207.750	
	FRANKLIN RESOURCES INC	4,073	21.480	87,488.040	
	CSX CORP	26,231	34.600	907,592.600	
	EXPEDIA GROUP INC	1,696	177.060	300,293.760	
	AMAZON.COM INC	125,385	204.610	25,655,024.850	
	EDWARDS LIFESCIENCES CORP	8,144	70.200	571,708.800	
	EXXON MOBIL CORP	60,129	118.630	7,133,103.270	
	AES CORP	9,221	13.750	126,788.750	
	EVEREST GROUP LTD	596	370.440	220,782.240	
	EOG RESOURCES INC	7,652	135.180	1,034,397.360	
	EQT CORP	7,803	44.080	343,956.240	
	AKAMAI TECHNOLOGIES INC	2,010	87.360	175,593.600	
	FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	134	2,217.730	297,175.820	
	CENCORA INC	2,362	240.980	569,194.760	
	AGILENT TECHNOLOGIES INC	3,915	125.690	492,076.350	
	FORD MOTOR CO	52,478	11.050	579,881.900	
	EXACT SCIENCES CORP	2,547	53.920	137,334.240	
	ENTEGRIS INC	2,093	99.430	208,106.990	
	MICROSTRATEGY INC-CL A	2,100	430.540	904,134.000	
	AERCAP HOLDINGS NV	2,801	95.730	268,139.730	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	FORTINET INC	8,669	90.790	787,058.510	
	MARKEL CORP	170	1,670.330	283,956.100	
	NEXTERA ENERGY INC	27,493	77.080	2,119,160.440	
	FREEMPORT-MCMORAN INC	19,150	44.120	844,898.000	
	INSULET CORP	909	261.990	238,148.910	
	US BANCORP	20,920	50.400	1,054,368.000	
	UNITED RENTALS INC	896	821.160	735,759.360	
	F5 NETWORKS INC	759	239.670	181,909.530	
	SUPER MICRO COMPUTER INC	7,300	28.270	206,371.000	
	FASTENAL CO	7,742	81.590	631,669.780	
	FISERV INC	7,803	215.120	1,678,581.360	
	GENERAL ELECTRIC CO	14,712	177.560	2,612,262.720	
	AXON ENTERPRISE INC	1,000	610.200	610,200.000	
	GENERAL MOTORS CO	15,342	55.110	845,497.620	
	GENERAL DYNAMICS CORP	3,062	280.960	860,299.520	
	GOLDMAN SACHS GROUP INC	4,289	581.380	2,493,538.820	
	ALPHABET INC-CL A	78,668	178.120	14,012,344.160	
	ALPHABET INC-CL C	67,740	179.580	12,164,749.200	
	OWENS CORNING	1,183	194.090	229,608.470	
	GENERAL MILLS INC	7,535	62.780	473,047.300	
	FIRSTENERGY CORP	7,603	41.580	316,132.740	
	GENUINE PARTS CO	1,854	121.260	224,816.040	
	FIFTH THIRD BANCORP	9,220	46.440	428,176.800	
	L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	2,513	243.580	612,116.540	
	HALLIBURTON CO	11,933	30.470	363,598.510	
	HOME DEPOT INC	13,254	406.800	5,391,727.200	
	ASSURANT INC	702	219.170	153,857.340	
	HUNTINGTON BANCSHARES INC	20,148	17.540	353,395.920	
	HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIE	497	191.610	95,230.170	
	HERSHEY CO/THE	2,015	170.240	343,033.600	
	HUMANA INC	1,608	277.780	446,670.240	
	NXP SEMICONDUCTORS NV	3,409	219.910	749,673.190	
	HENRY SCHEIN INC	1,691	74.840	126,554.440	
	HP INC	13,105	36.870	483,181.350	
	HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	18,038	21.530	388,358.140	
	ARCH CAPITAL GROUP LTD	4,963	95.690	474,909.470	
	KRAFT HEINZ CO/THE	12,198	30.580	373,014.840	
	ENPHASE ENERGY INC	1,938	61.360	118,915.680	
	INTL BUSINESS MACHINES CORP	12,333	210.250	2,593,013.250	
	HUBBELL INC	739	452.370	334,301.430	
	INTERNATIONAL PAPER CO	4,624	57.840	267,452.160	
	FORTUNE BRANDS INNOVATIONS INC	1,700	73.540	125,018.000	
	ZOETIS INC	6,098	175.560	1,070,564.880	
	TRANE TECHNOLOGIES PLC	3,032	413.030	1,252,306.960	
	CHENIERE ENERGY INC	3,078	220.040	677,283.120	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	HYATT HOTELS CORP - CL A	600	153.180	91,908.000	
	ALLEGION PLC	1,242	138.120	171,545.040	
	BUILDERS FIRSTSOURCE INC	1,600	178.810	286,096.000	
	WASTE CONNECTIONS INC	3,542	187.500	664,125.000	
	JUNIPER NETWORKS INC	3,998	35.080	140,249.840	
	JM SMUCKER CO/THE	1,425	111.910	159,471.750	
	JOHNSON & JOHNSON	32,194	153.000	4,925,682.000	
	ABBVIE INC	23,659	166.570	3,940,879.630	
	HOLOGIC INC	3,173	78.570	249,302.610	
	KIMBERLY-CLARK CORP	4,477	135.610	607,125.970	
	KROGER CO	9,192	58.100	534,055.200	
	KLA CORP	1,798	615.660	1,106,956.680	
	LOCKHEED MARTIN CORP	2,941	533.260	1,568,317.660	
	CORPAY INC	940	368.190	346,098.600	
	BATH AND BODY WORKS INC WHEN ISSUE	2,572	30.440	78,291.680	
	LOWE'S COS INC	7,553	259.260	1,958,190.780	
	ELI LILLY & CO	10,765	729.730	7,855,543.450	
	LAM RESEARCH CORP	17,490	70.170	1,227,273.300	
	LOEWS CORP	2,628	84.120	221,067.360	
	MCDONALD'S CORP	9,709	290.730	2,822,697.570	
	3M CO	7,408	128.190	949,631.520	
	META PLATFORMS INC CLASS A	29,367	561.090	16,477,530.030	
	S&P GLOBAL INC	4,306	502.310	2,162,946.860	
	MARTIN MARIETTA MATERIALS	755	582.700	439,938.500	
	PHILLIPS 66	5,733	130.940	750,679.020	
	ATLASSIAN CORP PLC-CLASS A	2,089	247.730	517,507.970	
	MGM RESORTS INTERNATIONAL	3,067	37.270	114,307.090	
	MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	3,388	75.310	255,150.280	
	METLIFE INC	8,121	82.630	671,038.230	
	MARVELL TECHNOLOGY INC	11,568	89.340	1,033,485.120	
	ARISTA NETWORKS INC	3,560	377.700	1,344,612.000	
	MOTOROLA SOLUTIONS INC	2,161	487.460	1,053,401.060	
	METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	282	1,160.670	327,308.940	
	BAKER HUGHES CO	13,417	42.870	575,186.790	
	ROCKWELL AUTOMATION INC	1,500	278.140	417,210.000	
	MERCK & CO. INC.	33,871	96.540	3,269,906.340	
	DUPONT DE NEMOURS INC	5,619	81.360	457,161.840	
	MASCO CORP	2,987	76.170	227,519.790	
	M & T BANK CORP	2,243	213.710	479,351.530	
	MARSH & MCLENNAN COS	6,554	220.730	1,446,664.420	
	HEICO CORP-CLASS A	1,047	212.440	222,424.680	
	MARRIOTT INTERNATIONAL -CL A	3,209	279.270	896,177.430	
	WORKDAY INC-CLASS A	2,800	259.900	727,720.000	
	BLOCK INC CLASS A	7,470	92.420	690,377.400	
	TRANSUNION	2,657	97.040	257,835.280	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	VISTRA CORP	4,657	154.860	721,183.020	
	NETAPP INC	2,697	122.200	329,573.400	
	NIKE INC -CL B	16,153	73.910	1,193,868.230	
	NORFOLK SOUTHERN CORP	3,019	259.710	784,064.490	
	MICROCHIP TECHNOLOGY INC	7,172	64.880	465,319.360	
	RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	2,596	162.620	422,161.520	
	ALLY FINANCIAL INC	3,709	35.570	131,929.130	
	NORTHROP GRUMMAN CORP	1,853	491.020	909,860.060	
	APTIV PLC	3,576	52.110	186,345.360	
	NEWMONT CORP	15,404	43.180	665,144.720	
	MCKESSON CORP	1,656	615.650	1,019,516.400	
	XYLEM INC	3,266	122.230	399,203.180	
	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	20,845	129.540	2,700,261.300	
	NUCOR CORP	3,179	144.680	459,937.720	
	GODADDY INC - CLASS A	1,930	187.400	361,682.000	
	EVERGY INC	3,023	63.980	193,411.540	
	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	8,924	50.500	450,662.000	
	ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	269	416.450	112,025.050	
	OKTA INC	2,095	74.510	156,098.450	
	WIX.COM LTD	785	183.950	144,400.750	
	EQUITABLE HOLDINGS INC	4,393	46.600	204,713.800	
	KKR & CO INC	8,254	152.780	1,261,046.120	
	PAYCHEX INC	4,323	140.660	608,073.180	
	O'REILLY AUTOMOTIVE INC	769	1,200.590	923,253.710	
	ALTRIA GROUP INC	23,002	55.860	1,284,891.720	
	P G & E CORP	27,248	21.000	572,208.000	
	PFIZER INC	75,911	25.100	1,905,366.100	
	CIGNA CORP	3,753	322.500	1,210,342.500	
	DELL TECHNOLOGIES -C	3,776	135.900	513,158.400	
	XCEL ENERGY INC	7,520	69.570	523,166.400	
	STERIS PLC	1,293	212.000	274,116.000	
	SEA LTD-ADR	5,247	113.680	596,478.960	
	FOX CORP - CLASS B	1,930	43.210	83,395.300	
	FOX CORP - CLASS A	2,995	45.760	137,051.200	
	STRYKER CORP	4,646	388.680	1,805,807.280	
	DOW INC	9,360	43.650	408,564.000	
	TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	1,567	134.460	210,698.820	
	ZOOM VIDEO COMMUNICATIONS-A	3,413	77.750	265,360.750	
	PARKER HANNIFIN CORP	1,726	689.760	1,190,525.760	
	UBER TECHNOLOGIES INC	25,224	69.130	1,743,735.120	
	PROCTER & GAMBLE CO/THE	31,648	170.760	5,404,212.480	
	EXELON CORP	13,353	39.100	522,102.300	
	INGERSOLL-RAND INC	5,426	102.380	555,513.880	
	NVR INC	39	8,955.130	349,250.070	
	CONOCOPHILLIPS	15,610	113.090	1,765,334.900	
	TWILIO INC - A	2,253	96.350	217,076.550	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	DOCUSIGN INC	2,833	79.520	225,280.160	
	PAYCOM SOFTWARE INC	700	216.920	151,844.000	
	DAYFORCE INC	2,244	74.760	167,761.440	
	PURE STORAGE INC - CLASS A	4,200	49.900	209,580.000	
	PEPSICO INC	18,350	156.720	2,875,812.000	
	CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	600	315.000	189,000.000	
	MONGODB INC	996	289.150	287,993.400	
	SNAP INC - A	13,510	10.510	141,990.100	
	CORTEVA INC	9,349	58.240	544,485.760	
	PRUDENTIAL FINANCIAL INC	4,796	124.610	597,629.560	
	AMCOR PLC	19,545	9.890	193,300.050	
	CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	3,101	353.290	1,095,552.290	
	ROKU INC	1,827	73.610	134,485.470	
	AMERICAN WATER WORKS CO INC	2,590	138.200	357,938.000	
	ACCENTURE PLC-CL A	8,398	353.950	2,972,472.100	
	PENTAIR PLC	2,222	104.750	232,754.500	
	QUALCOMM INC	14,951	164.710	2,462,579.210	
	PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	3,095	84.180	260,537.100	
	DATADOG INC - CLASS A	3,690	133.410	492,282.900	
	PINTEREST INC- CLASS A	8,296	29.690	246,308.240	
	REGENERON PHARMACEUTICALS	1,482	744.600	1,103,497.200	
	REPUBLIC SERVICES INC	3,018	210.910	636,526.380	
	BOOKING HOLDINGS INC	456	4,976.990	2,269,507.440	
	ROSS STORES INC	4,501	139.260	626,809.260	
	PACKAGING CORP OF AMERICA	1,198	238.310	285,495.380	
	RESMED INC	1,997	238.120	475,525.640	
	QUEST DIAGNOSTICS INC	1,527	161.160	246,091.320	
	MODERNA INC	4,382	37.290	163,404.780	
	HUBSPOT INC	576	682.530	393,137.280	
	REVVITY INC	1,576	109.910	173,218.160	
	CARRIER GLOBAL CORP	10,928	74.330	812,278.240	
	OTIS WORLDWIDE CORP	5,359	100.280	537,400.520	
	AVANTOR INC	9,380	19.720	184,973.600	
	CARLYLE GROUP INC/THE	3,173	51.140	162,267.220	
	DYNATRACE INC	3,805	51.580	196,261.900	
	TRADE DESK INC/THE -CLASS A	5,972	119.420	713,176.240	
	REGIONS FINANCIAL CORP	12,697	26.260	333,423.220	
	ROYALTY PHARMA PLC- CL A	4,930	26.010	128,229.300	
	MATCH GROUP INC	3,549	30.290	107,499.210	
	CHEVRON CORP	23,458	159.600	3,743,896.800	
	ZSCALER INC	1,218	204.360	248,910.480	
	EDISON INTERNATIONAL	5,211	85.640	446,270.040	
	TESLA INC	38,446	346.000	13,302,316.000	
	SNOWFLAKE INC-CLASS A	3,956	130.240	515,229.440	
	GEN DIGITAL INC	7,405	29.240	216,522.200	
	STANLEY BLACK & DECKER INC	2,045	86.310	176,503.950	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	SYNOPSYS INC	2,063	534.020	1,101,683.260	
	CLOUDFLARE INC - CLASS A	3,952	96.370	380,854.240	
	CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	1,296	384.840	498,752.640	
	VIATRIS INC	16,481	13.050	215,077.050	
	DOORDASH INC - A	4,138	176.180	729,032.840	
	ROBLOX CORP -CLASS A	6,570	52.240	343,216.800	
	AIRBNB INC-CLASS A	5,897	131.440	775,101.680	
	CBRE GROUP INC - A	4,073	132.160	538,287.680	
	SOUTHERN CO/THE	14,574	88.290	1,286,738.460	
	SYSCO CORP	6,674	74.400	496,545.600	
	TRAVELERS COS INC/THE	3,061	259.270	793,625.470	
	FUTU HOLDINGS LTD-ADR	900	86.700	78,030.000	
	SEI INVESTMENTS COMPANY	1,600	79.460	127,136.000	
	STEEL DYNAMICS INC	2,027	140.240	284,266.480	
	SCHLUMBERGER LTD	19,164	43.100	825,968.400	
	AT&T INC	96,023	22.730	2,182,602.790	
	APA CORP	4,832	21.920	105,917.440	
	SOUTHWEST AIRLINES CO	2,008	32.360	64,978.880	
	ON SEMICONDUCTOR CORP	5,783	66.650	385,436.950	
	SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	3,229	373.500	1,206,031.500	
	SEMPRA ENERGY	8,478	93.380	791,675.640	
	BENTLEY SYSTEMS INC-CLASS B	2,096	46.760	98,008.960	
	PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	27,148	62.980	1,709,781.040	
	SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS	2,838	97.800	277,556.400	
	COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	2,464	324.570	799,740.480	
	TEXAS INSTRUMENTS INC	12,228	201.070	2,458,683.960	
	SALESFORCE.COM INC	12,974	323.430	4,196,180.820	
	APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC CLASS	5,286	168.250	889,369.500	
	JOHNSON CONTROLS INTERNATION	8,992	83.530	751,101.760	
	TERADYNE INC	2,246	102.800	230,888.800	
	UNION PACIFIC CORP	8,209	233.290	1,915,077.610	
	MARATHON OIL CORP	7,422	28.750	213,382.500	
	MARATHON PETROLEUM CORP	4,650	158.800	738,420.000	
	RTX CORP	17,771	118.960	2,114,038.160	
	UNITED PARCEL SERVICE-CL B	9,824	133.200	1,308,556.800	
	IQVIA HOLDINGS INC	2,353	191.330	450,199.490	
	AMEREN CORPORATION	3,619	92.120	333,382.280	
	UNITEDHEALTH GROUP INC	12,269	577.000	7,079,213.000	
	APPROVIN CORP CLASS A	2,700	321.190	867,213.000	
	TOAST INC CLASS A	4,872	42.500	207,060.000	
	VERISIGN INC	1,216	178.250	216,752.000	
	RIVIAN AUTOMOTIVE INC CLASS A (PRO	9,997	10.170	101,669.490	
	ROBINHOOD MARKETS INC CLASS A (PRO	7,100	35.240	250,204.000	
	VALERO ENERGY CORP	4,488	142.010	637,340.880	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	ULTA BEAUTY INC	613	342.170	209,750.210	
	FIDELITY NATIONAL FINANCIAL	3,608	60.940	219,871.520	
	UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	767	196.790	150,937.930	
	ELEVANCE HEALTH INC	3,136	394.200	1,236,211.200	
	WALT DISNEY CO/THE	24,375	112.420	2,740,237.500	
	WELLS FARGO & CO	46,705	73.430	3,429,548.150	
	WASTE MANAGEMENT INC	5,444	219.050	1,192,508.200	
	WILLIAMS COS INC	16,302	58.600	955,297.200	
	TRACTOR SUPPLY COMPANY	1,418	272.850	386,901.300	
	WALMART INC	59,267	86.600	5,132,522.200	
	ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	2,839	110.950	314,987.050	
	WYNN RESORTS LTD	1,345	91.250	122,731.250	
	GRAB HOLDINGS CORP CLASS A	30,300	5.460	165,438.000	
	CELSIUS HOLDINGS INC	1,971	27.290	53,788.590	
	WABTEC CORP	2,369	196.120	464,608.280	
	TJX COMPANIES INC	15,065	119.560	1,801,171.400	
	WATERS CORP	759	344.710	261,634.890	
	ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	697	382.400	266,532.800	
	WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	10,298	8.290	85,370.420	
	WILLIS TOWERS WATSON PLC	1,354	307.590	416,476.860	
	WILLIAMS-SONOMA INC	1,700	137.240	233,308.000	
	WESTERN DIGITAL CORP	4,544	65.290	296,677.760	
	WEC ENERGY GROUP INC	4,220	99.050	417,991.000	
	PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	6,686	90.090	602,341.740	
	VISA INC-CLASS A SHARES	21,060	311.850	6,567,561.000	
	PPL CORP	10,176	34.140	347,408.640	
	CONSTELLATION ENERGY CORP WHEN ISS	4,220	234.580	989,927.600	
	PULTEGROUP INC	2,862	128.510	367,795.620	
	WARNER BROS. DISCOVERY INC SERIES	32,348	9.500	307,306.000	
	PPG INDUSTRIES INC	3,058	121.080	370,262.640	
	NORTHERN TRUST CORP	2,767	107.840	298,393.280	
	NVIDIA CORP	329,510	147.010	48,441,265.100	
	PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	5,263	204.860	1,078,178.180	
	DRAFTKINGS INC CLASS A	6,100	43.210	263,581.000	
	ASPEN TECHNOLOGY CORP	400	247.000	98,800.000	
	TYSON FOODS INC-CL A	3,833	62.920	241,172.360	
	NETFLIX INC	5,753	871.320	5,012,703.960	
	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	5,097	509.120	2,594,984.640	
	NRG ENERGY INC	2,811	94.860	266,651.460	
	TEXTRON INC	2,488	81.280	202,224.640	
	NEWS CORP - CLASS A	4,849	28.800	139,651.200	
	TEXAS PACIFIC LAND CORP	297	1,420.130	421,778.610	
	OMNICOM GROUP	2,711	98.040	265,786.440	
	JACOBS SOLUTIONS INC	1,745	133.520	232,992.400	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	ORACLE CORP	22,220	188.900	4,197,358.000	
	MASTERCARD INC - A	11,098	519.460	5,764,967.080	
	ONEOK INC	7,825	113.110	885,085.750	
	ROPER TECHNOLOGIES INC	1,366	547.960	748,513.360	
	U HAUL NON VOTING SERIES N	1,437	60.250	86,579.250	
	ARES MANAGEMENT CORP CLASS A	2,528	170.350	430,644.800	
	EXPAND ENERGY CORP	2,713	95.710	259,661.230	
	HF SINCLAIR CORP	2,200	42.290	93,038.000	
	OVINTIV INC	3,500	44.600	156,100.000	
	YUM! BRANDS INC	3,818	132.140	504,510.520	
	TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE	2,174	186.010	404,385.740	
	MOLSON COORS BEVERAGE CO - B	2,476	60.800	150,540.800	
	BANK OF AMERICA CORP	94,349	46.410	4,378,737.090	
	TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	604	464.820	280,751.280	
	BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	2,586	61.970	160,254.420	
	AMERICAN EXPRESS CO	7,708	285.550	2,201,019.400	
	GE HEALTHCARE TECHNOLOGIES	5,847	82.520	482,494.440	
	LINDE PLC	6,417	444.060	2,849,533.020	
	ANALOG DEVICES INC	6,680	210.430	1,405,672.400	
	ALBERTSONS COMPANY INC CLASS A	5,300	19.270	102,131.000	
	MONDAYCOM LTD	511	257.020	131,337.220	
	ADVANCED MICRO DEVICES	21,627	139.390	3,014,587.530	
	COREBRIDGE FINANCIAL INC	3,700	30.430	112,591.000	
	LIBERTY MEDIA FORMULA ONE CORP SER	2,769	81.240	224,953.560	
	KENVUE INC	25,696	23.690	608,738.240	
	GLOBAL E ONLINE LTD	1,200	42.740	51,288.000	
	VERALTO CORP	3,432	103.980	356,859.360	
	AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	8,928	75.300	672,278.400	
	BUNGE GLOBAL LTD	1,884	89.490	168,599.160	
	VERTIV HOLDINGS CLASS A	4,900	140.940	690,606.000	
	SKYWORKS SOLUTIONS INC	2,129	83.560	177,899.240	
	ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	3,283	234.670	770,421.610	
	AVERY DENNISON CORP	1,070	197.000	210,790.000	
	COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	6,682	76.320	509,970.240	
	EMERSON ELECTRIC CO	7,670	129.560	993,725.200	
	AON PLC-CLASS A	2,641	379.150	1,001,335.150	
	AMGEN INC	7,204	279.950	2,016,759.800	
	SAMSARA INC CLASS A	2,800	52.230	146,244.000	
	EATON CORP PLC	5,436	363.690	1,977,018.840	
	COOPER INC	2,692	99.050	266,642.600	
	CONSTELLATION BRANDS INC-A	2,151	240.440	517,186.440	
	APPLIED MATERIALS INC	11,098	169.310	1,879,002.380	
	CME GROUP INC	4,837	229.660	1,110,865.420	
	ECOLAB INC	3,424	244.300	836,483.200	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	EQUIFAX INC	1,676	245.030	410,670.280	
	GILEAD SCIENCES INC	16,693	87.750	1,464,810.750	
	KEURIG DR PEPPER INC	14,546	31.520	458,489.920	
	HORMEL FOODS CORP	4,080	29.730	121,298.400	
	CHORD ENERGY CORP	800	127.970	102,376.000	
	STATE STREET CORP	3,952	94.710	374,293.920	
	SOLVENTUM CORP	1,977	67.050	132,557.850	
	GE VERNOVA	3,703	340.000	1,259,020.000	
	SCHWAB (CHARLES) CORP	20,196	80.190	1,619,517.240	
	CRH PUBLIC LIMITED PLC	9,200	99.790	918,068.000	
	LABCORP HOLDINGS	1,071	236.230	253,002.330	
	BAXTER INTERNATIONAL INC	7,128	32.520	231,802.560	
	SMURFIT WESTROCK PLC	7,240	53.160	384,878.400	
	FERGUSON ENTERPRISES LTD	2,671	201.870	539,194.770	
	FLUTTER ENTERTAINMENT PLC	2,400	263.390	632,136.000	
	CAMPBELL SOUP CO	2,616	43.530	113,874.480	
	CROWN HOLDINGS INC	1,592	89.540	142,547.680	
	TE CONNECTIVITY LTD	4,111	146.950	604,111.450	
	BLACKROCK INC	1,952	1,028.110	2,006,870.720	
	CARDINAL HEALTH INC	3,273	118.330	387,294.090	
	FEDEX CORP	3,102	293.060	909,072.120	
	CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	5,114	181.000	925,634.000	
	INTL FLAVORS & FRAGRANCES	3,494	88.930	310,721.420	
	INTEL CORP	57,041	24.200	1,380,392.200	
	INTERPUBLIC GROUP OF COS INC	4,922	27.660	136,142.520	
	HARTFORD FINANCIAL SVCS GRP	4,028	116.820	470,550.960	
	ILLINOIS TOOL WORKS	4,043	266.460	1,077,297.780	
	ILLUMINA INC	2,093	135.000	282,555.000	
	INTUITIVE SURGICAL INC	4,776	538.820	2,573,404.320	
	CHECK POINT SOFTWARE TECH	1,339	174.560	233,735.840	
	SNAP-ON INC	723	354.740	256,477.020	
	CARMAX INC	2,249	75.300	169,349.700	
	DUKE ENERGY CORP	10,307	113.580	1,170,669.060	
	TARGET CORP	6,169	156.000	962,364.000	
	DOVER CORP	1,784	198.730	354,534.320	
	WW GRAINGER INC	566	1,172.070	663,391.620	
	JABIL INC	1,500	127.550	191,325.000	
	CINTAS CORP	4,896	217.970	1,067,181.120	
	CONAGRA BRANDS INC	6,499	26.480	172,093.520	
	LAMB WESTON HOLDINGS INC	2,000	75.070	150,140.000	
	CLOROX COMPANY	1,727	168.140	290,377.780	
	ENTERGY CORP	2,923	149.890	438,128.470	
	MICROSOFT CORP	94,566	417.790	39,508,729.140	
	INCYTE CORP	2,169	70.560	153,044.640	
	CVS HEALTH CORP	16,764	55.770	934,928.280	
	MEDTRONIC PLC	17,189	85.000	1,461,065.000	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	MICRON TECHNOLOGY INC	14,926	97.730	1,458,717.980	
	CENTERPOINT ENERGY INC	8,872	31.400	278,580.800	
	KELLOGG CO	3,742	80.550	301,418.100	
	KEYCORP	12,665	19.000	240,635.000	
	MONDELEZ INTERNATIONAL INC-A	18,005	63.870	1,149,979.350	
	CHUBB LTD	5,158	283.870	1,464,201.460	
	ALLSTATE CORP	3,464	196.600	681,022.400	
	EBAY INC	6,702	61.100	409,492.200	
	PAYPAL HOLDINGS INC	13,310	84.090	1,119,237.900	
	EASTMAN CHEMICAL CO	1,592	101.330	161,317.360	
	ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	3,231	64.790	209,336.490	
	TRIMBLE INC	3,299	69.670	229,841.330	
	LENNAR CORP-A	3,158	168.750	532,912.500	
	PROGRESSIVE CORP	7,796	254.510	1,984,159.960	
	PACCAR INC	7,017	110.380	774,536.460	
	BIOGEN INC	1,919	155.430	298,270.170	
	IDEXX LABORATORIES INC	1,058	416.340	440,487.720	
	STARBUCKS CORP	15,162	98.350	1,491,182.700	
	PTC INC	1,584	189.270	299,803.680	
	EVERSOURCE ENERGY	4,918	61.670	303,293.060	
	INTUIT INC	3,720	644.170	2,396,312.400	
	BEST BUY CO INC	2,816	87.020	245,048.320	
	BALL CORP	4,350	59.910	260,608.500	
	BOSTON SCIENTIFIC CORP	19,674	90.330	1,777,152.420	
	ELECTRONIC ARTS INC	3,380	166.130	561,519.400	
	VULCAN MATERIALS CO	1,756	278.010	488,185.560	
	VERTEX PHARMACEUTICALS INC	3,484	448.010	1,560,866.840	
	PARAMOUNT GLOBAL CLASS B	8,118	10.330	83,858.940	
	CARNIVAL CORP	13,974	25.130	351,166.620	
	COMCAST CORP-CLASS A	52,435	42.320	2,219,049.200	
	JARDINE MATHESON HLDGS LTD	2,300	43.150	99,245.000	
	HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	16,900	4.640	78,416.000	
	アメリカ・ドル 小計			682,081,420.080 (105,661,232,785)	
イギリス・ポンド	SHELL PLC	84,364	25.725	2,170,263.900	
	HALEON PLC	103,882	3.670	381,246.940	
	WISE PLC CLASS A	9,413	8.365	78,739.740	
	BP PLC	221,301	3.828	847,140.220	
	UNILEVER PLC	33,402	45.570	1,522,129.140	
	BARCLAYS PLC	197,886	2.558	506,291.330	
	ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	113,989	5.276	601,405.960	
	PRUDENTIAL PLC	36,715	6.248	229,395.320	
	NATWEST GROUP PLC	91,219	3.920	357,578.480	
	BAE SYSTEMS PLC	40,615	13.125	533,071.870	
	AVIVA PLC	36,817	4.859	178,893.800	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	GSK	55,495	13.035	723,377.320	
	INFORMA PLC	17,893	8.444	151,088.490	
	MELROSE INDUSTRIES PLC	18,157	5.120	92,963.840	
	AUTO TRADER GROUP PLC	12,347	8.022	99,047.630	
	DCC PLC	1,276	56.750	72,413.000	
	SPIRAX-SARCO ENGINEERING PLC	948	65.400	61,999.200	
	HALMA PLC	5,319	25.130	133,666.470	
	ENTAIN PLC	8,273	7.504	62,080.590	
	JD SPORTS FASHION PLC	33,388	1.168	38,997.180	
	PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	9,871	5.040	49,749.840	
	M&G PLC	31,263	2.005	62,682.310	
	ENDEAVOUR MINING PLC	2,357	15.670	36,934.190	
	RELX PLC	24,998	35.680	891,928.640	
	DIAGEO PLC	29,764	23.635	703,472.140	
	RIO TINTO PLC	15,093	48.935	738,575.950	
	STANDARD CHARTERED PLC	29,088	9.470	275,463.360	
	TESCO PLC	92,707	3.479	322,527.650	
	SMITH & NEPHEW PLC	12,249	9.882	121,044.610	
	GLENCORE PLC	139,001	3.794	527,439.290	
	HARGREAVES LANSDOWN PLC	4,676	10.875	50,851.500	
	SMITHS GROUP PLC	4,766	16.920	80,640.720	
	PEARSON PLC	8,299	12.000	99,588.000	
	SAINSBURY (J) PLC	22,135	2.484	54,983.340	
	NEXT PLC	1,589	94.780	150,605.420	
	TAYLOR WIMPEY PLC	45,676	1.300	59,378.800	
	WHITBREAD PLC	2,465	28.810	71,016.650	
	BUNZL PLC	4,444	34.400	152,873.600	
	VODAFONE GROUP PLC	302,245	0.707	213,687.210	
	CRODA INTERNATIONAL PLC	1,704	35.130	59,861.520	
	KINGFISHER PLC	24,703	2.862	70,699.980	
	WPP PLC	14,867	8.156	121,255.250	
	UNITED UTILITIES GROUP PLC	9,399	10.965	103,060.030	
	SEVERN TRENT PLC	3,476	26.890	93,469.640	
	RENTOKIL INITIAL PLC	33,227	4.042	134,303.530	
	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	9,356	47.500	444,410.000	
	SCHRODERS PLC	10,596	3.110	32,953.560	
	SSE PLC	14,994	17.130	256,847.220	
	BARRATT REDROW PLC	19,293	4.079	78,696.140	
	ASTRAZENECA PLC	20,755	100.240	2,080,481.200	
	LEGAL & GENERAL GROUP PLC	83,272	2.177	181,283.140	
	3I GROUP PLC	13,347	34.670	462,740.490	
	ASHTED GROUP PLC	5,996	61.460	368,514.160	
	SAGE GROUP PLC/THE	13,201	10.770	142,174.770	
	NATIONAL GRID PLC	64,421	9.878	636,350.630	
	LLOYDS BANKING GROUP PLC	854,810	0.553	472,880.890	
	IMPERIAL BRANDS PLC	10,869	24.750	269,007.750	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考	
			単価	金額		
	CENTRICA PLC	72,294	1.210	87,475.740		
	BERKELEY GROUP HOLDINGS (THE) PLC	1,340	43.700	58,558.000		
	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	26,739	29.060	777,035.340		
	ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	4,460	21.650	96,559.000		
	HSBC HOLDINGS PLC	247,923	7.243	1,795,706.280		
	ANGLO AMERICAN PLC	17,424	23.045	401,536.080		
	MONDI PLC	5,778	11.640	67,255.920		
	COMPASS GROUP PLC	22,795	26.290	599,280.550		
	PERSIMMON PLC	3,969	12.795	50,783.350		
	BT GROUP PLC	85,328	1.498	127,821.340		
	COCA-COLA HBC AG-DI	3,014	27.540	83,005.560		
	INTERCONTINENTAL HOTELS GROU	2,149	94.820	203,768.180		
	INTERTEK GROUP PLC	2,128	44.920	95,589.760		
	LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	6,407	107.300	687,471.100		
	HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	2,039	18.380	37,476.820		
	ADMIRAL GROUP PLC	3,372	25.040	84,434.880		
	ANTOFAGASTA PLC	5,200	16.750	87,100.000		
	EXPERIAN PLC	12,317	36.750	452,649.750		
イギリス・ポンド 小計					25,307,731.190 (4,975,499,952)	
イスラエル・シ ュケル	ISRAEL DISCOUNT BANK-A	17,851	23.490	419,319.990		
	AZRIELI GROUP LTD	530	287.700	152,481.000		
	ICL GROUP LTD	8,294	16.450	136,436.300		
	ELBIT SYSTEMS LTD	385	927.600	357,126.000		
	BANK HAPOALIM BM	18,333	41.870	767,602.710		
	BANK LEUMI LE-ISRAEL	21,975	40.600	892,185.000		
	NICE LTD	907	654.000	593,178.000		
	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	2,264	159.100	360,202.400		
イスラエル・シュケル 小計					3,678,531.400 (152,245,954)	
オーストラリ ア・ドル	THE LOTTERY CORPORATION LTD	29,120	5.090	148,220.800		
	TELSTRA GROUP LTD	52,164	3.940	205,526.160		
	ANZ GROUP HOLDINGS LTD	40,428	32.340	1,307,441.520		
	SGH LTD	2,833	47.710	135,162.430		
	MEDIBANK PRIVATE LTD	36,006	3.800	136,822.800		
	BHP GROUP LTD	68,075	40.310	2,744,103.250		
	SOUTH32 LTD	62,620	3.670	229,815.400		
	WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	26,132	24.560	641,801.920		
	FORTESCUE METALS GROUP LTD	23,683	17.750	420,373.250		
	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	41,518	39.540	1,641,621.720		
	WESTPAC BANKING CORP	46,478	33.390	1,551,900.420		
	SANTOS LTD	43,240	6.840	295,761.600		
	RIO TINTO LTD	4,982	115.700	576,417.400		
ORIGIN ENERGY LTD	22,247	10.710	238,265.370			

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	PILBARA MINERALS LTD	37,417	2.930	109,631.810	
	XERO LTD	2,035	176.880	359,950.800	
	PRO MEDICUS LTD	709	212.590	150,726.310	
	WASHINGTON H. SOUL PATTINSON	2,748	34.730	95,438.040	
	COLES GROUP LTD	17,834	18.340	327,075.560	
	WISETECH GLOBAL LTD	2,225	138.840	308,919.000	
	NORTHERN STAR RESOURCES LTD	15,888	16.900	268,507.200	
	REECE LTD	3,155	24.840	78,370.200	
	ENDEAVOUR GROUP LTD/AUSTRALI	18,789	4.390	82,483.710	
	SEEK LTD	4,813	26.440	127,255.720	
	TREASURY WINE ESTATES LTD	10,617	11.130	118,167.210	
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	22,464	155.610	3,495,623.040	
	AMPOL LTD	3,316	29.240	96,959.840	
	ORICA LTD	5,978	18.320	109,516.960	
	QBE INSURANCE GROUP LTD	20,020	19.580	391,991.600	
	WOOLWORTHS GROUP LTD	16,393	30.200	495,068.600	
	QANTAS AIRWAYS LTD	11,139	8.970	99,916.830	
	JAMES HARDIE INDUSTRIES-CDI	5,798	55.910	324,166.180	
	MACQUARIE GROUP LTD	4,876	231.050	1,126,599.800	
	ARISTOCRAT LEISURE LTD	7,598	68.930	523,730.140	
	CSL LTD	6,487	271.360	1,760,312.320	
	WESFARMERS LTD	15,246	71.170	1,085,057.820	
	COCHLEAR LTD	905	301.110	272,504.550	
	BLUESCOPE STEEL LTD	6,110	21.100	128,921.000	
	SUNCORP GROUP LTD	17,584	19.730	346,932.320	
	ASX LTD	2,592	66.910	173,430.720	
	COMPUTERSHARE LTD	7,033	30.900	217,319.700	
	INSURANCE AUSTRALIA GROUP	31,872	8.240	262,625.280	
	SONIC HEALTHCARE LTD	5,915	27.990	165,560.850	
	BRAMBLES LTD	19,213	19.600	376,574.800	
	CARSALLES.COM LTD	4,761	41.840	199,200.240	
	MINERAL RESOURCES LTD	2,298	34.850	80,085.300	
	RAMSAY HEALTH CARE LTD	2,610	38.600	100,746.000	
	REA GROUP LTD	733	249.110	182,597.630	
	オーストラリア・ドル 小計			24,315,201.120 (2,463,129,873)	
カナダ・ドル	ALIMENTATION COUCHE TARD MULTI VOT	9,513	77.590	738,113.670	
	BROOKFIELD ASSET MANAGEMENT VOTING	4,376	77.750	340,234.000	
	IMPERIAL OIL LTD	2,395	105.980	253,822.100	
	CONSTELLATION SOFTWARE INC	261	4,436.100	1,157,822.100	
	RESTAURANT BRANDS INTERN	3,704	97.000	359,288.000	
	WHEATON PRECIOUS METALS CORP	5,569	87.400	486,730.600	
	INTACT FINANCIAL CORP	2,231	269.070	600,295.170	
	BCE INC	668	38.140	25,477.520	
	FRANCO-NEVADA CORP	2,356	169.420	399,153.520	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	SUNCOR ENERGY INC	15,887	57.210	908,895.270	
	METRO INC/CN	2,750	86.280	237,270.000	
	NATIONAL BANK OF CANADA	4,189	135.500	567,609.500	
	BANK OF NOVA SCOTIA	15,403	78.380	1,207,287.140	
	CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	11,780	89.850	1,058,433.000	
	TORONTO-DOMINION BANK	21,837	77.980	1,702,849.260	
	GREAT-WEST LIFE CO INC	3,735	49.560	185,106.600	
	MEG ENERGY CORP	3,100	25.360	78,616.000	
	ROYAL BANK OF CANADA	17,590	171.690	3,020,027.100	
	TOURMALINE OIL CORP	4,356	62.650	272,903.400	
	TC ENERGY CORP	12,954	69.600	901,598.400	
	PEMBINA PIPELINE CORP	7,294	59.260	432,242.440	
	BARRICK GOLD CORP	21,852	24.760	541,055.520	
	CAE INC	3,752	31.370	117,700.240	
	THOMSON REUTERS CORP	1,997	224.480	448,286.560	
	EMPIRE CO LTD 'A'	1,800	40.560	73,008.000	
	WEST FRASER TIMBER CO LTD	631	129.100	81,462.100	
	CCL INDUSTRIES INC - CL B	1,860	76.110	141,564.600	
	ELEMENT FLEET MANAGEMENT COR	5,400	28.840	155,736.000	
	HYDRO ONE LTD	4,066	45.010	183,010.660	
	LOBLAW COMPANIES LTD	1,861	175.200	326,047.200	
	STANTEC INC	1,400	116.010	162,414.000	
	WSP GLOBAL INC	1,557	239.440	372,808.080	
	TOROMONT INDUSTRIES LTD	974	116.000	112,984.000	
	PARKLAND CORP	1,621	34.410	55,778.610	
	QUEBECOR INC -CL B	1,949	31.760	61,900.240	
	EMERA INC	3,524	51.920	182,966.080	
	TFI INTERNATIONAL INC	1,024	199.370	204,154.880	
	CANADIAN UTILITIES LTD-A	1,593	35.460	56,487.780	
	ROGERS COMMUNICATIONS INC-B	4,543	49.980	227,059.140	
	BRP INC/CA- SUB VOTING	403	67.880	27,355.640	
	IVANHOE MINES LTD-CL A	8,902	18.690	166,378.380	
	AGNICO EAGLE MINES LTD	6,183	115.190	712,219.770	
	AIR CANADA	1,700	23.400	39,780.000	
	KINROSS GOLD CORP	16,257	13.940	226,622.580	
	BANK OF MONTREAL	9,135	131.410	1,200,430.350	
	POWER CORP OF CANADA	7,072	46.130	326,231.360	
	SHOPIFY INC - CLASS A	15,061	145.990	2,198,755.390	
	NUTRIEN LTD	6,174	63.630	392,851.620	
	BROOKFIELD RENEWABLE COR-A	1,532	42.910	65,738.120	
	CAMECO CORP	5,502	80.220	441,370.440	
	FIRSTSERVICE CORP	522	260.030	135,735.660	
	GFL ENVIRONMENTAL INC-SUB VT	2,882	63.650	183,439.300	
	TELUS CORP	600	21.650	12,990.000	
	TECK RESOURCES LTD-CLS B	5,674	65.820	373,462.680	
	CANADIAN TIRE CORP-CLASS A	623	152.140	94,783.220	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	CANADIAN NATURAL RESOURCES	26,618	47.040	1,252,110.720	
	FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	294	1,922.730	565,282.620	
	MAGNA INTERNATIONAL INC	3,647	59.760	217,944.720	
	WESTON (GEORGE) LTD	700	215.100	150,570.000	
	PAN AMERICAN SILVER CORP	4,423	31.750	140,430.250	
	DESCARTES SYSTEMS GRP/THE	1,000	158.690	158,690.000	
	SUN LIFE FINANCIAL INC	7,220	84.250	608,285.000	
	ENBRIDGE INC	27,208	59.950	1,631,119.600	
	BROOKFIELD CORP	17,042	79.300	1,351,430.600	
	MANULIFE FINANCIAL CORP	22,267	45.510	1,013,371.170	
	CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY	11,626	103.070	1,198,291.820	
	IA FINANCIAL CORP INC	1,209	133.090	160,905.810	
	GILDAN ACTIVEWEAR INC	1,864	68.300	127,311.200	
	CANADIAN NATL RAILWAY CO	6,699	149.080	998,686.920	
	CGI INC - CLASS A	2,606	153.300	399,499.800	
	ONEX CORPORATION	804	111.180	89,388.720	
	IGM FINANCIAL INC	1,318	46.360	61,102.480	
	TMX GROUP LTD	3,490	43.470	151,710.300	
	OPEN TEXT CORP	3,610	39.880	143,966.800	
	SAPUTO INC	2,900	26.050	75,545.000	
	FIRST QUANTUM MINERALS LTD	8,981	18.370	164,980.970	
	FORTIS INC	6,138	62.500	383,625.000	
	RB GLOBAL INC	2,396	130.750	313,277.000	
	LUNDIN MINING CORP	8,400	14.240	119,616.000	
	CENOVUS ENERGY INC	17,331	22.420	388,561.020	
	DOLLARAMA INC	3,534	148.750	525,682.500	
	ALTAGAS LTD	3,901	34.620	135,052.620	
	KEYERA CORP	2,970	45.130	134,036.100	
	ARC RESOURCES LTD	7,934	25.570	202,872.380	
	カナダ・ドル 小計			37,899,690.110 (4,206,107,609)	
シンガポール・ドル	CAPITALAND INVESTMENT LTD	35,400	2.810	99,474.000	
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	19,400	36.430	706,742.000	
	DBS GROUP HOLDINGS LTD	30,610	42.570	1,303,067.700	
	SINGAPORE AIRLINES LTD	22,850	6.350	145,097.500	
	KEPPEL CORP LTD	21,000	6.720	141,120.000	
	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	52,000	16.480	856,960.000	
	GENTING SINGAPORE LTD	81,200	0.770	62,524.000	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	110,600	3.230	357,238.000	
	SINGAPORE TECH ENGINEERING	21,000	4.580	96,180.000	
	SEMBICORP INDUSTRIES LTD	11,400	5.190	59,166.000	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	11,800	12.090	142,662.000	
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	27,800	3.100	86,180.000	
	シンガポール・ドル 小計			4,056,411.200 (469,975,802)	
スイス・フラン	SANDOZ GROUP AG	5,759	39.730	228,805.070	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	GALDERMA GROUP N AG	849	85.940	72,963.060	
	AVOLTA AG	1,251	33.260	41,608.260	
	UBS GROUP AG-REG	44,536	28.130	1,252,797.680	
	ROCHE HOLDING AG-BR	442	266.200	117,660.400	
	EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	89	629.500	56,025.500	
	ADECCO GROUP AG-REG	2,049	23.600	48,356.400	
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	9,513	250.500	2,383,006.500	
	SIKA AG-REG	2,100	231.500	486,150.000	
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	1	98,600.000	98,600.000	
	ABB LTD-REG	21,415	49.010	1,049,549.150	
	SWISS RE AG	4,155	125.250	520,413.750	
	NESTLE SA-REG	35,477	76.660	2,719,666.820	
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	313	1,209.000	378,417.000	
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	537	252.800	135,753.600	
	JULIUS BAER GROUP LTD	2,719	52.400	142,475.600	
	SGS SA-REG	2,123	86.920	184,531.160	
	SCHINDLER HOLDING AG-REG	288	245.500	70,704.000	
	TEMENOS AG - REG	793	59.200	46,945.600	
	HELVETIA HOLDING AG-REG	471	150.700	70,979.700	
	VAT GROUP AG	357	341.800	122,022.600	
	BKW AG	250	148.400	37,100.000	
	ALCON INC	6,884	75.600	520,430.400	
	SIG GROUP N AG	4,054	17.800	72,161.200	
	SWATCH GROUP AG/THE-BR	377	162.900	61,413.300	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	1,982	530.800	1,052,045.600	
	BALOISE HOLDING AG - REG	550	166.600	91,630.000	
	CLARIANT AG-REG	2,552	11.080	28,276.160	
	NOVARTIS AG-REG	26,688	91.060	2,430,209.280	
	BARRY CALLEBAUT AG-REG	50	1,316.000	65,800.000	
	BACHEM HOLDING AG-REG B	390	67.100	26,169.000	
	CIE FINANCIERE RICHEMO-A REG	7,279	118.900	865,473.100	
	SWISSCOM AG-REG	364	508.500	185,094.000	
	BANQUE CANTONALE VAUDOIS-REG	357	87.300	31,166.100	
	GEBERIT AG-REG	470	518.200	243,554.000	
	GIVAUDAN-REG	127	3,870.000	491,490.000	
	STRAUMANN HOLDING AG-REG	1,569	110.950	174,080.550	
	SONOVA HOLDING AG-REG	713	300.400	214,185.200	
	LOGITECH INTERNATIONAL-REG	2,060	68.920	141,975.200	
	LONZA GROUP AG-REG	978	513.600	502,300.800	
	SWATCH GROUP AG/THE-REG	450	32.300	14,535.000	
	HOLCIM LTD	7,180	88.460	635,142.800	
	SWISS LIFE HOLDING AG-REG	389	716.800	278,835.200	
	KUEHNE + NAGEL INTL AG-REG	639	210.400	134,445.600	
	SWISS PRIME SITE-REG	1,070	94.050	100,633.500	
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-PC	14	10,010.000	140,140.000	
スイス・フラン	小計			18,765,717.840	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
				(3,293,758,795)	
スウェーデン・ クローナ	SAGAX CLASS B	3,211	240.800	773,208.800	
	VOLVO CAR CLASS B	7,177	22.915	164,460.950	
	ERICSSON LM-B SHS	39,575	88.600	3,506,345.000	
	VOLVO AB-B SHS	23,101	266.700	6,161,036.700	
	SKF AB-B SHARES	4,980	203.300	1,012,434.000	
	TELE2 AB-B SHS	7,026	112.350	789,371.100	
	GETINGE AB-B SHS	2,869	171.100	490,885.900	
	SKANDINAVISKA ENSKILDA BAN-A	22,354	149.850	3,349,746.900	
	SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	21,311	110.500	2,354,865.500	
	SWEDBANK AB - A SHARES	12,210	214.300	2,616,603.000	
	HENNES & MAURITZ AB-B SHS	8,285	152.850	1,266,362.250	
	SVENSKA CELLULOSA AB SCA-B	8,820	142.000	1,252,440.000	
	SKANSKA AB-B SHS	5,222	219.400	1,145,706.800	
	SANDVIK AB	14,864	202.400	3,008,473.600	
	INVESTOR AB-B SHS	24,358	295.900	7,207,532.200	
	ATLAS COPCO AB-A SHS	39,145	173.000	6,772,085.000	
	VOLVO AB-A SHS	2,688	268.400	721,459.200	
	HOLMEN AB-B SHARES	1,114	412.000	458,968.000	
	SECURITAS AB-B SHS	6,601	132.800	876,612.800	
	TELIA CO AB	34,471	31.330	1,079,976.430	
	ALFA LAVAL AB	4,440	467.600	2,076,144.000	
	ATLAS COPCO AB-B SHS	21,955	151.650	3,329,475.750	
	ASSA ABLOY AB-B	13,882	324.900	4,510,261.800	
	TRELLEBORG AB-B SHS	3,113	351.600	1,094,530.800	
	SAAB AB-B	4,300	248.700	1,069,410.000	
	INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	1,710	355.000	607,050.000	
	FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS	8,750	81.060	709,275.000	
	INDUTRADE AB	4,193	273.000	1,144,689.000	
	SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	2,616	302.000	790,032.000	
	LUNDBERGS AB-B SHS	948	527.000	499,596.000	
	INVESTMENT AB LATOUR-B SHS	2,048	272.800	558,694.400	
	LIFCO AB-B SHS	3,406	313.600	1,068,121.600	
	NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	22,143	47.490	1,051,571.070	
	BEIJER REF AB	5,166	160.250	827,851.500	
ESSITY AKTIEBOLAG-B	8,762	296.100	2,594,428.200		
BOLIDEN AB	3,947	318.600	1,257,514.200		
EPIROC AB-A	9,510	196.050	1,864,435.500		
EPIROC AB-B	5,234	176.500	923,801.000		
HUSQVARNA AB-B SHS	5,400	61.160	330,264.000		
EQT AB	5,390	291.900	1,573,341.000		
EVOLUTION AB	2,631	984.200	2,589,430.200		
HEXAGON AB-B SHS	30,801	93.040	2,865,725.040		
ADDTech AB-B SHARES	3,560	289.400	1,030,264.000		
INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	2,020	355.000	717,100.000		

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
スウェーデン・クローナ 小計				80,091,580.190 (1,138,101,354)	
デンマーク・クローネ	NOVO NORDISK A/S-B	44,869	725.000	32,530,025.000	
	DANSKE BANK A/S	9,586	204.500	1,960,337.000	
	AP MOLLER-MAERSK A/S-A	39	11,660.000	454,740.000	
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	14,099	98.640	1,390,725.360	
	CARLSBERG AS-B	1,379	714.800	985,709.200	
	NOVOZYMES A/S-B SHARES	4,908	398.600	1,956,328.800	
	COLOPLAST-B	1,843	893.200	1,646,167.600	
	DSV PANALPINA A/S	2,951	1,495.000	4,411,745.000	
	ROCKWOOL INTL A/S-B SHS	134	2,956.000	396,104.000	
	DEMANT A/S	1,352	264.800	358,009.600	
	AP MOLLER-MAERSK A/S-B	70	12,135.000	849,450.000	
	TRYG A/S	5,039	157.800	795,154.200	
	PANDORA A/S	1,183	1,068.500	1,264,035.500	
	GENMAB A/S	904	1,446.000	1,307,184.000	
ZEALAND PHARMA A/S	875	674.500	590,187.500		
ORSTED A/S	2,730	379.700	1,036,581.000		
デンマーク・クローネ 小計				51,932,483.760 (1,143,553,292)	
ニュージーランド・ドル	MERIDIAN ENERGY LTD	18,677	5.990	111,875.230	
	MERCURY NZ LTD	8,896	6.880	61,204.480	
	SPARK NEW ZEALAND LTD	23,635	3.085	72,913.970	
	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	22,831	7.530	171,917.430	
	FISHER & PAYKEL HEALTHCARE C	8,427	38.070	320,815.890	
ニュージーランド・ドル 小計				738,727.000 (67,733,879)	
ノルウェー・クローネ	DNB BANK	12,879	228.600	2,944,139.400	
	NORSK HYDRO ASA	20,547	70.960	1,458,015.120	
	ORKLA ASA	9,408	96.350	906,460.800	
	TELENOR ASA	9,088	131.000	1,190,528.000	
	EQUINOR ASA	12,049	263.300	3,172,501.700	
	YARA INTERNATIONAL ASA	2,541	315.900	802,701.900	
	MOWI ASA	7,143	198.700	1,419,314.100	
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	2,886	192.200	554,689.200	
	AKER BP ASA	4,241	227.200	963,555.200	
	KONGSBERG GRUPPEN ASA	1,350	1,242.000	1,676,700.000	
	SALMAR ASA	1,013	564.000	571,332.000	
ノルウェー・クローネ 小計				15,659,937.420 (221,274,916)	
ユーロ	UNIVERSAL MUSIC GROUP NV	10,651	22.560	240,286.560	
	DAIMLER TRUCK HOLDING AG	6,373	36.020	229,555.460	
	EXOR NV	1,333	94.050	125,368.650	
	DR ING HC F PORSCHE PRF (PROPOSED)	1,527	61.100	93,299.700	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	DSM FIRMENICH AG	2,406	103.850	249,863.100	
	FERROVIAL	6,751	36.820	248,571.820	
	LOTUS BAKERIES NV	5	11,420.000	57,100.000	
	SYENQO SA	902	71.790	64,754.580	
	BAYER AG-REG	13,056	20.155	263,143.680	
	EVONIK INDUSTRIES AG	3,091	17.515	54,138.860	
	DEUTSCHE BANK AG-REGISTERED	25,177	15.896	400,213.590	
	COMMERZBANK AG	13,553	16.045	217,457.880	
	VOLKSWAGEN AG-PREF	2,796	82.980	232,012.080	
	SIEMENS AG-REG	9,839	177.840	1,749,767.760	
	E.ON SE	29,834	11.660	347,864.440	
	BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	4,238	69.060	292,676.280	
	GEA GROUP AG	1,908	45.480	86,775.840	
	CONTINENTAL AG	1,511	61.620	93,107.820	
	BASF SE	11,574	42.810	495,482.940	
	ALLIANZ SE-REG	5,071	285.200	1,446,249.200	
	HENKEL AG & CO KGAA VORZUG	2,171	78.600	170,640.600	
	RHEINMETALL AG	564	604.800	341,107.200	
	RWE AG	8,574	31.420	269,395.080	
	DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	6,613	6.262	41,410.600	
	BRENTAG SE	1,739	58.300	101,383.700	
	FRESENTUS SE & CO KGAA	5,637	32.770	184,724.490	
	SAP SE	13,519	219.900	2,972,828.100	
	MUENCHENER RUECKVER AG-REG	1,732	474.100	821,141.200	
	ZALANDO SE	3,091	27.250	84,229.750	
	HEIDELBERG MATERIALS AG	1,826	118.300	216,015.800	
	COVESTRO AG	2,578	57.300	147,719.400	
	RATIONAL AG	58	870.500	50,489.000	
	CTS EVENTIM AG & CO KGAA	770	90.600	69,762.000	
	SARTORIUS AG-VORZUG	359	209.000	75,031.000	
	TALANX AG	804	78.050	62,752.200	
	PORSCHE AUTOMOBIL HLDG-PRF	2,057	34.850	71,686.450	
	DELIVERY HERO SE	2,550	36.210	92,335.500	
	CARL ZEISS MEDITEC AG - BR	560	57.200	32,032.000	
	BECHTLE AG	819	32.940	26,977.860	
	NEMETSCHEK SE	794	98.950	78,566.300	
	SCOUT24 AG	877	84.250	73,887.250	
	SIEMENS HEALTHINEERS AG	3,625	49.340	178,857.500	
	KNORR-BREMSE AG	926	72.600	67,227.600	
	SIEMENS ENERGY AG	8,548	45.700	390,643.600	
	BEIERSDORF AG	1,293	121.400	156,970.200	
	MERCK KGAA	1,672	139.700	233,578.400	
	ADIDAS AG	2,153	213.200	459,019.600	
	PUMA SE	1,295	45.890	59,427.550	
	HENKEL AG & CO KGAA	1,311	70.700	92,687.700	
	DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	45,190	28.720	1,297,856.800	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	FRESENIUS MEDICAL CARE AG &	2,759	41.730	115,133.070	
	MERCEDES-BENZ GROUP N AG	9,680	52.870	511,781.600	
	QIAGEN N. V.	3,031	38.645	117,132.990	
	INFINEON TECHNOLOGIES AG	16,935	29.100	492,808.500	
	HANNOVER RUECK SE	775	238.500	184,837.500	
	DHL GROUP	13,223	35.140	464,656.220	
	DEUTSCHE BOERSE AG	2,464	211.500	521,136.000	
	MTU AERO ENGINES AG	692	308.400	213,412.800	
	SYMRISE AG	1,707	104.500	178,381.500	
	BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PRF	733	64.750	47,461.750	
	VONOVIA SE	9,848	29.030	285,887.440	
	LEG IMMOBILIEN SE	1,022	83.260	85,091.720	
	KONINKLIJKE PHILIPS NV	10,339	24.510	253,408.890	
	NN GROUP NV	3,687	44.830	165,288.210	
	ARCELORMITTAL	6,026	24.010	144,684.260	
	HEINEKEN NV	3,727	71.200	265,362.400	
	AEGON LTD	18,115	5.972	108,182.780	
	KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE N	12,123	32.560	394,724.880	
	AKZO NOBEL N. V.	2,289	56.000	128,184.000	
	WOLTERS KLUWER	3,223	153.300	494,085.900	
	ING GROEP NV	42,838	14.950	640,428.100	
	KONINKLIJKE KPN NV	50,600	3.572	180,743.200	
	ASML HOLDING NV	5,173	624.700	3,231,573.100	
	ABN AMRO BANK NV-CVA	5,593	14.825	82,916.220	
	IMCD NV	715	139.000	99,385.000	
	BE SEMICONDUCTOR INDUSTRIES	1,034	107.750	111,413.500	
	ASR NEDERLAND NV	2,047	45.060	92,237.820	
	ADYEN NV	289	1,230.600	355,643.400	
	PROSUS NV	18,384	37.990	698,408.160	
	JDE PEET'S NV	1,476	18.120	26,745.120	
	INPOST SA	2,468	17.320	42,745.760	
	ASM INTERNATIONAL NV	624	491.500	306,696.000	
	RANDSTAD NV	1,226	41.360	50,707.360	
	HEINEKEN HOLDING NV	1,735	61.100	106,008.500	
	TOTALENERGIES SE	27,938	57.470	1,605,596.860	
	MICHELIN (CGDE)	8,788	31.090	273,218.920	
	AIR LIQUIDE SA	7,485	159.240	1,191,911.400	
	KERING	1,010	215.200	217,352.000	
	SCHNEIDER ELECTRIC SE	7,079	239.000	1,691,881.000	
	BOUYGUES SA	2,238	29.140	65,215.320	
	BNP PARIBAS	13,176	59.310	781,468.560	
	THALES SA	1,216	153.950	187,203.200	
	DANONE	8,372	65.040	544,514.880	
	CARREFOUR SA	6,992	14.670	102,572.640	
	VIVENDI	9,354	8.750	81,847.500	
	L'OREAL	3,115	321.950	1,002,874.250	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	COMPAGNIE DE SAINT GOBAIN	6,026	88.780	534,988.280	
	LEGRAND SA	3,394	96.040	325,959.760	
	PERNOD RICARD SA	2,623	108.950	285,775.850	
	EURAZEO SE	603	69.300	41,787.900	
	REXEL SA	3,113	25.560	79,568.280	
	SOCIETE GENERALE SA	9,796	26.160	256,263.360	
	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUI	3,561	577.300	2,055,765.300	
	ACCOR SA	2,614	43.090	112,637.260	
	CAPGEMINI SE	2,065	156.700	323,585.500	
	PUBLICIS GROUPE	2,962	99.300	294,126.600	
	BUREAU VERITAS SA	4,257	28.040	119,366.280	
	EIFFAGE	945	84.720	80,060.400	
	SODEXO SA	1,085	80.700	87,559.500	
	IPSEN	460	107.200	49,312.000	
	AMUNDI SA	751	67.200	50,467.200	
	TELEPERFORMANCE	749	90.880	68,069.120	
	EURONEXT NV	1,079	103.800	112,000.200	
	EUROFINS SCIENTIFIC	1,852	45.500	84,266.000	
	SARTORIUS STEDIM BIOTECH	369	167.850	61,936.650	
	SEB SA	352	91.100	32,067.200	
	ESSILORLUXOTTICA	3,854	234.300	902,992.200	
	DASSAULT AVIATION SA	220	195.400	42,988.000	
	LA FRANCAISE DES JEUX SAEM	1,287	39.340	50,630.580	
	AXA SA	23,527	34.040	800,859.080	
	EDENRED	3,410	28.620	97,594.200	
	RENAULT SA	2,373	41.560	98,621.880	
	HERMES INTERNATIONAL	410	1,999.500	819,795.000	
	STMICROELECTRONICS NV	9,177	23.235	213,227.590	
	DASSAULT SYSTEMES SE	8,659	31.970	276,828.230	
	ORANGE	25,241	9.888	249,583.000	
	ALSTOM	4,483	21.270	95,353.410	
	SANOFI	14,756	91.210	1,345,894.760	
	VINCI SA	6,487	100.300	650,646.100	
	AIRBUS SE	7,693	137.260	1,055,941.180	
	VEOLIA ENVIRONNEMENT	8,926	28.180	251,534.680	
	CREDIT AGRICOLE SA	13,601	13.355	181,641.350	
	BIOMERIEUX	457	97.950	44,763.150	
	ENGIE	24,274	15.440	374,790.560	
	SAFRAN SA	4,425	218.000	964,650.000	
	ARKEMA	650	76.300	49,595.000	
	ADP	470	108.400	50,948.000	
	GETLINK SE	4,114	15.195	62,512.230	
	BOLLORE	8,529	5.805	49,510.840	
	UCB SA	1,636	164.350	268,876.600	
	KBC GROUP NV	2,961	70.480	208,691.280	
	GROUPE BRUXELLES LAMBERT SA	1,067	64.800	69,141.600	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	11,653	53.000	617,609.000	
	AGEAS	2,189	48.340	105,816.260	
	D' IETEREN GROUP	296	194.600	57,601.600	
	ELIA GROUP SA/NV	358	83.900	30,036.200	
	SOFINA	210	216.200	45,402.000	
	ARGENX SE	790	532.200	420,438.000	
	PRYSMIAN SPA	3,601	59.940	215,843.940	
	GENERALI	13,198	26.870	354,630.260	
	MEDIOBANCA SPA	6,709	14.080	94,462.720	
	TENARIS SA	5,705	17.390	99,209.950	
	UNICREDIT SPA	19,070	38.765	739,248.550	
	TELECOM ITALIA SPA	108,503	0.229	24,847.180	
	INTESA SANPAOLO	189,673	3.714	704,540.350	
	POSTE ITALIANE SPA	5,356	12.920	69,199.520	
	MONCLER SPA	2,835	47.320	134,152.200	
	RECORDATI INDUSTRIA CHIMICA	1,285	49.900	64,121.500	
	ENI SPA	29,793	13.734	409,177.060	
	DAVIDE CAMPARI-MILANO NV	7,862	5.664	44,530.360	
	BANCO BPM SPA	16,647	6.724	111,934.420	
	DIASORIN SPA	277	104.350	28,904.950	
	INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	4,568	9.560	43,670.080	
	NEXI SPA	6,511	5.362	34,911.980	
	AMPLIFON SPA	1,440	23.600	33,984.000	
	LEONARDO SPA	5,420	25.220	136,692.400	
	ENEL SPA	105,473	6.643	700,657.130	
	SNAM SPA	27,553	4.331	119,332.040	
	TERNA SPA	19,186	7.748	148,653.120	
	FINECOBANK SPA	8,199	14.470	118,639.530	
	STELLANTIS NV	28,315	12.388	350,766.220	
	FERRARI NV	1,635	406.400	664,464.000	
	TELEFONICA SA	50,801	4.329	219,917.520	
	ENDESA SA	3,760	19.950	75,012.000	
	BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	74,749	9.328	697,258.670	
	IBERDROLA SA	79,074	13.400	1,059,591.600	
	BANCO DE SABADELL SA	74,115	1.825	135,296.930	
	REPSOL SA	15,621	11.785	184,093.480	
	GRIFOLS SA	4,069	10.340	42,073.460	
	BANCO SANTANDER SA	200,592	4.547	912,192.120	
	AMADEUS IT GROUP SA	5,987	65.700	393,345.900	
	CAIXABANK SA	48,218	5.390	259,895.020	
	ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	2,619	41.480	108,636.120	
	AENA SME SA	962	197.900	190,379.800	
	CELLNEX TELECOM SA	7,086	32.100	227,460.600	
	ACCIONA SA	291	114.600	33,348.600	
	INDUSTRIA DE DISENO TEXTIL	14,146	51.080	722,577.680	
	RED ELECTRICA CORPORACION SA	4,966	16.760	83,230.160	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	UPM-KYMMENE OYJ	6,845	25.610	175,300.450	
	NOKIA OYJ	69,007	3.970	273,957.790	
	WARTSILA OYJ ABP	6,460	17.745	114,632.700	
	STORA ENSO OYJ-R SHS	7,978	9.544	76,142.030	
	ELISA OYJ	1,749	43.220	75,591.780	
	SAMPO OYJ-A SHS	6,489	39.750	257,937.750	
	FORTUM OYJ	5,703	13.850	78,986.550	
	KESKO OYJ-B SHS	3,470	19.130	66,381.100	
	KONE OYJ-B	4,607	48.700	224,360.900	
	NESTE OYJ	5,676	13.660	77,534.160	
	ORION OYJ-CLASS B	1,315	44.550	58,583.250	
	METSO CORPORATION	8,549	8.068	68,973.330	
	NORDEA BANK ABP	41,930	10.725	449,699.250	
	VERBUND AG	876	72.100	63,159.600	
	OMV AG	1,727	38.280	66,109.560	
	ERSTE GROUP BANK AG	4,565	52.300	238,749.500	
	VOESTALPINE AG	1,323	18.130	23,985.990	
	AIB GROUP PLC	24,439	5.360	130,993.040	
	BANK OF IRELAND GROUP PLC	12,691	8.742	110,944.720	
	KINGSPAN GROUP PLC	2,003	72.300	144,816.900	
	JERONIMO MARTINS	3,591	17.410	62,519.310	
	EDP-ENERGIAS DE PORTUGAL SA	42,031	3.417	143,619.920	
	GALP ENERGIA SGPS SA	5,978	15.640	93,495.920	
	EDP RENOVAVEIS SA	4,084	10.790	44,066.360	
	KERRY GROUP PLC-A	2,100	85.600	179,760.000	
ユーロ 小計				64,552,286.030 (10,604,004,026)	
香港・ドル	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	20,000	50.650	1,013,000.000	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	32,000	32.750	1,048,000.000	
	MTR CORP	24,000	27.300	655,200.000	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	21,000	77.000	1,617,000.000	
	SINO LAND CO	54,000	7.820	422,280.000	
	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	38,552	40.300	1,553,645.600	
	WHARF HOLDINGS LTD	14,000	22.750	318,500.000	
	SWIRE PACIFIC LTD - CL A	5,000	65.550	327,750.000	
	CLP HOLDINGS LTD	24,000	66.550	1,597,200.000	
	HENDERSON LAND DEVELOPMENT	18,565	25.000	464,125.000	
	HONG KONG & CHINA GAS	162,027	5.990	970,541.730	
	HANG SENG BANK LTD	11,000	93.050	1,023,550.000	
	WH GROUP LTD	112,000	6.340	710,080.000	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	17,300	300.400	5,196,920.000	
	CK ASSET HOLDINGS LTD	28,052	31.800	892,053.600	
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS L	8,500	54.150	460,275.000	
	AIA GROUP LTD	160,200	57.200	9,163,440.000	
	SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	17,000	21.950	373,150.000	
	WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	26,000	21.200	551,200.000	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	SANDS CHINA LTD	32,200	19.520	628,544.000	
	TECHTRONIC INDUSTRIES CO LTD	20,000	104.900	2,098,000.000	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	53,500	25.400	1,358,900.000	
香港・ドル 小計				32,443,354.930 (645,622,763)	
合計				135,042,241,000 [135,042,241,000]	

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
新株予約 権証券	カナダ・ドル	CONSTELLATION SOFTWARE IN- 28	261.000	0.000	
	カナダ・ドル 小計			0.000 (0)	
新株予約権証券 合計				0 [0]	
投資証券	アメリカ・ドル	AVALONBAY COMMUNITIES INC	1,860	426,646.800	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	4,392	795,874.320	
		BXP INC	2,058	163,446.360	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	1,365	299,576.550	
		EQUITY RESIDENTIAL	4,626	344,637.000	
		EQUINIX INC	1,286	1,186,978.000	
		AMERICAN TOWER CORP	6,257	1,258,595.550	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	9,487	164,409.710	
		AMERICAN HOMES 4 RENT- A	4,367	164,111.860	
		KIMCO REALTY CORP	9,371	234,743.550	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	3,800	190,950.000	
		INVITATION HOMES INC	8,488	288,846.640	
		VICI PROPERTIES INC	13,988	450,693.360	
		VENTAS INC	5,394	346,564.500	
		WEYERHAEUSER CO	10,111	310,205.480	
		CROWN CASTLE INTL CORP	5,783	604,150.010	
		IRON MOUNTAIN INC	3,872	451,126.720	
		SUN COMMUNITIES INC	1,687	213,591.070	
		PROLOGIS INC	12,436	1,431,756.680	
		ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	2,237	233,744.130	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	1,545	187,393.050	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	908	274,016.240	
		WELLTOWER INC	7,955	1,099,221.900	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	9,752	208,692.800	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	1,626	257,119.380	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	2,366	167,631.100	
ANNALY CAPITAL MANAGEMENT IN	7,013	138,506.750			
REALTY INCOME CORP	11,686	668,205.480			
PUBLIC STORAGE	2,101	702,679.450			

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
		REGENCY CENTERS CORP	2,261	167,879.250	
		UDR INC	4,280	190,460.000	
		WP CAREY INC	2,962	167,293.760	
		DIGITAL REALTY TRUST INC	4,323	809,568.210	
		EXTRA SPACE STORAGE INC	2,789	461,607.390	
	アメリカ・ドル	小計		15,060,923.050 (2,333,087,590)	
	イギリス・ポンド	LAND SECURITIES GROUP PLC	9,796	58,433.140	
		SEGRO PLC	17,980	137,295.280	
	イギリス・ポンド	小計		195,728.420 (38,480,207)	
	オーストラリア・ドル	DEXUS/AU	15,225	106,422.750	
		TRANSURBAN GROUP	41,496	523,264.560	
		APA GROUP	16,458	117,839.280	
		SCENTRE GROUP	71,825	254,260.500	
		GPT GROUP	26,601	124,226.670	
		MIRVAC GROUP	54,880	116,894.400	
		STOCKLAND	30,751	158,367.650	
		GOODMAN GROUP	22,964	861,838.920	
		VICINITY CENTRES	50,371	108,297.650	
	オーストラリア・ドル	小計		2,371,412.380 (240,224,074)	
	カナダ・ドル	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	831	37,203.870	
	カナダ・ドル	小計		37,203.870 (4,128,885)	
	シンガポール・ドル	CAPITALAND ASCENDAS REIT	54,600	139,776.000	
		CAPITALAND INTEGRATED COMMER	87,326	170,285.700	
	シンガポール・ドル	小計		310,061.700 (35,923,749)	
	ユーロ	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	1,592	118,349.280	
		GECINA SA	578	54,592.100	
		KLEPIERRE	2,896	83,926.080	
		COVIVIO	652	33,480.200	
		WAREHOUSES DE PAUW SCA	2,425	49,712.500	
	ユーロ	小計		340,060.160 (55,861,683)	
	香港・ドル	LINK REIT	39,200	1,311,240.000	
		HKT TRUST AND HKT LTD-SS	51,000	485,520.000	
	香港・ドル	小計		1,796,760.000 (35,755,524)	
投資証券	合計			2,743,461,712 [2,743,461,712]	
合計				2,743,461,712 [2,743,461,712]	

新株予約権証券及び投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

- (注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における () 内の金額は、邦貨換算額であります。
2. 合計欄における [] 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。
3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入 新株予約 権証券 時価比率	組入 投資証券 時価比率	合計金額 に対する 比率
アメリカ・ドル	株式 572 銘柄 投資証券 34 銘柄	97.8%	-%	2.2%	78.4%
イギリス・ポンド	株式 75 銘柄 投資証券 2 銘柄	99.2%	-%	0.8%	3.6%
イスラエル・シケル	株式 8 銘柄	100%	-%	-%	0.1%
オーストラリア・ドル	株式 48 銘柄 投資証券 9 銘柄	91.1%	-%	8.9%	2.0%
カナダ・ドル	株式 84 銘柄 新株予約権証券 1 銘柄 投資証券 1 銘柄	99.9%	0%	0.1%	3.1%
シンガポール・ドル	投資証券 2 銘柄 株式 12 銘柄	92.9%	-%	7.1%	0.4%
スイス・フラン	株式 46 銘柄	100%	-%	-%	2.4%
スウェーデン・クローナ	株式 44 銘柄	100%	-%	-%	0.8%
デンマーク・クローネ	株式 16 銘柄	100%	-%	-%	0.8%
ニュージーランド・ドル	株式 5 銘柄	100%	-%	-%	0.0%
ノルウェー・クローネ	株式 11 銘柄	100%	-%	-%	0.2%
ユーロ	株式 213 銘柄 投資証券 5 銘柄	99.5%	-%	0.5%	7.7%
香港・ドル	投資証券 2 銘柄 株式 22 銘柄	94.8%	-%	5.2%	0.5%

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「注記表 (デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

【ダイワ先進国株式インデックス（為替ヘッジなし）（投資一任専用）】

(1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）並びに同規則第 2 条の 2 の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

(2) 当ファンドは、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づき、第 3 期計算期間(2023 年 11 月 21 日から 2024 年 11 月 20 日まで) の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2025年1月10日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 秋山 範之
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 竹内 知明
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているダイワ先進国株式インデックス（為替ヘッジなし）（投資一任専用）の2023年11月21日から2024年11月20日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ダイワ先進国株式インデックス（為替ヘッジなし）（投資一任専用）の2024年11月20日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、大和アセットマネジメント株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

大和アセットマネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

1 【財務諸表】

ダイワ先進国株式インデックス（為替ヘッジなし）（投資一任専用）

(1) 【貸借対照表】

	第2期 2023年11月20日現在 金額（円）	第3期 2024年11月20日現在 金額（円）
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	64,181	156,361
親投資信託受益証券	60,874,425	105,802,528
未収入金	600	600
流動資産合計	60,939,206	105,959,489
資産合計	60,939,206	105,959,489
負債の部		
流動負債		
未払受託者報酬	4,319	10,810
未払委託者報酬	53,354	133,010
その他未払費用	1,006	2,628
流動負債合計	58,679	146,448
負債合計	58,679	146,448
純資産の部		
元本等		
元本	※1 46,591,602	61,305,816
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金（△）	14,288,925	44,507,225
（分配準備積立金）	6,697,232	25,607,823
元本等合計	60,880,527	105,813,041
純資産合計	60,880,527	105,813,041
負債純資産合計	60,939,206	105,959,489

(2) 【損益及び剰余金計算書】

	第2期 自2022年11月22日 至2023年11月20日 金額(円)	第3期 自2023年11月21日 至2024年11月20日 金額(円)
営業収益		
受取利息	-	25
有価証券売買等損益	6,939,050	23,257,811
営業収益合計	6,939,050	23,257,836
営業費用		
受託者報酬	6,529	18,451
委託者報酬	80,875	226,974
その他費用	1,486	4,468
営業費用合計	88,890	249,893
営業利益又は営業損失(△)	6,850,160	23,007,943
経常利益又は経常損失(△)	6,850,160	23,007,943
当期純利益又は当期純損失(△)	6,850,160	23,007,943
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	436,820	2,690,399
期首剰余金又は期首欠損金(△)	1,079,421	14,288,925
剰余金増加額又は欠損金減少額	7,195,787	14,411,844
当期追加信託に伴う剰余金増加額 又は欠損金減少額	7,195,787	14,411,844
剰余金減少額又は欠損金増加額	399,623	4,511,088
当期一部解約に伴う剰余金減少額 又は欠損金増加額	399,623	4,511,088
分配金	※1	-
期末剰余金又は期末欠損金(△)	14,288,925	44,507,225

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	第3期 自2023年11月21日 至2024年11月20日
有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、時価で評価しております。 時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。

(貸借対照表に関する注記)

区分	第2期 2023年11月20日現在	第3期 2024年11月20日現在
1. ※1 期首元本額	14,899,480円	46,591,602円
期中追加設定元本額	35,880,884円	27,555,140円
期中一部解約元本額	4,188,762円	12,840,926円
2. 計算期間末日における受益権の総数	46,591,602口	61,305,816口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

区分	第2期 自2022年11月22日 至2023年11月20日	第3期 自2023年11月21日 至2024年11月20日
※1 分配金の計算過程	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(0円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(6,413,340円)、投資信託約款に規定される収益調整金(7,591,693円)及び分配準備積立金(283,892円)より分配対象額は14,288,925円(1万口当たり3,066.85円)であり、分配を行っていません。	計算期間末における解約に伴う当期純利益金額分配後の配当等収益から費用を控除した額(24円)、解約に伴う当期純利益金額分配後の有価証券売買等損益から費用を控除し、繰越欠損金を補填した額(20,317,520円)、投資信託約款に規定される収益調整金(18,899,402円)及び分配準備積立金(5,290,279円)より分配対象額は44,507,225円(1万口当たり7,259.87円)であり、分配を行っていません。

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	第3期 自2023年11月21日 至2024年11月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。

区分	第3期 自2023年11月21日 至2024年11月20日
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細を附属明細表に記載しております。なお、当ファンドは、親投資信託受益証券を通じて有価証券、デリバティブ取引に投資しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	第3期 2024年11月20日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第2期 2023年11月20日現在	第3期 2024年11月20日現在
	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
親投資信託受益証券	6,647,697	21,086,466
合計	6,647,697	21,086,466

(デリバティブ取引に関する注記)

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

第2期 2023年11月20日現在	第3期 2024年11月20日現在
該当事項はありません。	該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第3期
自2023年11月21日
至2024年11月20日

市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行なわれていないため、該当事項はありません。

(1口当たり情報)

	第2期 2023年11月20日現在	第3期 2024年11月20日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,3067円 (13,067円)	1,7260円 (17,260円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

種類	銘柄	券面総額	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	外国株式インデックスマザーファンド	14,997,240	105,802,528	
親投資信託受益証券 合計			105,802,528	
合計			105,802,528	

親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「外国株式インデックスマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券であります。

なお、当ファンドの計算期間末日（以下、「期末日」）における同マザーファンドの状況は次のとおりであります。

「外国株式インデックスマザーファンド」の状況

以下に記載した情報は監査の対象外であります。

貸借対照表

	2023年11月20日現在 金額(円)	2024年11月20日現在 金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	4,116,981,735	2,371,473,762
コール・ローン	19,983,630,148	29,233,858,188
株式	377,551,523,209	627,916,170,048
投資証券	7,869,563,596	12,677,160,316
派生商品評価勘定	672,565,965	1,130,628,472
未収入金	2,407,299	2,606,851
未収配当金	466,617,266	609,416,971
差入委託証拠金	7,793,960,594	8,096,360,223
流動資産合計	418,457,249,812	682,037,674,831
資産合計	418,457,249,812	682,037,674,831
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	202,011,253	325,816,388
未払解約金	547,530,000	503,348,300
流動負債合計	749,541,253	829,164,688
負債合計	749,541,253	829,164,688
純資産の部		
元本等		
元本 ※1	78,442,419,761	96,559,513,513
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	339,265,288,798	584,648,996,630
元本等合計	417,707,708,559	681,208,510,143
純資産合計	417,707,708,559	681,208,510,143
負債純資産合計	418,457,249,812	682,037,674,831

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

区分	自 2023 年 11 月 21 日 至 2024 年 11 月 20 日
<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1)株式</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p> <p>(2)投資証券</p> <p>移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、市場価格のある有価証券については外国金融商品市場又は店頭市場における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。また、市場価格のない有価証券については投資法人が発行する投資証券の1口当たり純資産額に基づいて評価しております。</p> <p>なお、適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的な事由をもって時価と認めた価額又は受託会社と協議のうえ両者が合理的な事由をもって時価と認めた価額で評価しております。</p>
<p>2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1)先物取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。</p> <p>(2)為替予約取引</p> <p>個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として計算日の対顧客先物売買相場において為替予約の受渡日の仲値が発表されている場合には当該仲値、受渡日の仲値が発表されていない場合には発表されている受渡日に最も近い前後二つの日の仲値をもとに計算しております。</p>
<p>3. 収益及び費用の計上基準</p>	<p>受取配当金</p> <p>原則として、配当落ち日において、その金額が確定している場合には当該金額を計上し、未だ確定していない場合には入金日基準で計上しております。</p>

区分	自 2023 年 11 月 21 日 至 2024 年 11 月 20 日
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>外貨建取引等の処理基準</p> <p>外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成 12 年総理府令第 133 号）第 60 条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第 61 条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外貨建資産等の外貨基金勘定及び外貨建各損益勘定の前日の外貨建純資産額に対する当該売却外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算し、前日の外貨基金勘定に対する円換算した外貨基金勘定の割合相当の邦貨建資産等の外国投資勘定と、円換算した外貨基金勘定を相殺した差額を為替差損益とする計理処理を採用しております。</p>

(貸借対照表に関する注記)

区分	2023 年 11 月 20 日現在	2024 年 11 月 20 日現在
1. ※1 期首	2022 年 11 月 22 日	2023 年 11 月 21 日
期首元本額	67,823,053,477 円	78,442,419,761 円
期中追加設定元本額	14,900,819,162 円	26,013,417,993 円
期中一部解約元本額	4,281,452,878 円	7,896,324,241 円
期末元本額の内訳		
ファンド名		
ダイワ外国株式インデックス V A	254,311,551 円	221,048,313 円
ダイワ国内重視バランスファンド 30VA (一般投資家私募)	2,431,213 円	1,350,771 円
ダイワ国内重視バランスファンド 50VA (一般投資家私募)	27,113,381 円	17,325,812 円
ダイワ国際分散バランスファンド 30VA (一般投資家私募)	4,226,482 円	3,401,571 円
ダイワ国際分散バランスファンド 50VA (一般投資家私募)	137,273,658 円	94,187,143 円
外国株式インデックスファンド (FOFs 用) (適格機関投資家専用)	100,771,106 円	116,578,762 円
ダイワバランスファンド 2023-01 (適格機関投資家専用)	90,561,111 円	78,362,997 円
外国株式インデックスファンド VA (適格機関投資家専用)	-円	8,496,149,811 円
ダイワファンドラップ 外国株式インデックス エマージングプラス (為替ヘッジなし)	742,555,622 円	776,714,356 円
ダイワファンドラップ 外国株式インデックス (為替ヘッジなし)	4,503,970,579 円	5,956,362,784 円
ダイワファンドラップオンライン 外国株式インデックス エマージングプラス (為替ヘッジなし)	567,608,743 円	574,957,679 円

区分	2023年11月20日現在	2024年11月20日現在
D-I's 外国株式インデックス	20,953,697 円	16,079,831 円
DCダイワ・ターゲットイヤー2050	53,914,742 円	46,311,819 円
iFree 外国株式インデックス (為替ヘッジなし)	7,572,508,105 円	9,638,213,119 円
iFree 8資産バランス	1,485,222,214 円	1,527,157,717 円
iFree 年金バランス	321,612,558 円	349,136,994 円
DCダイワ・ターゲットイヤー2060	3,022,319 円	17,372,110 円
DCダイワ外国株式インデックス	47,235,047,472 円	51,041,946,218 円
ダイワ・ライフ・バランス30	509,492,668 円	437,648,824 円
ダイワ・ライフ・バランス50	1,075,649,458 円	1,021,616,330 円
ダイワ・ライフ・バランス70	1,029,409,746 円	1,004,348,297 円
大和DC海外株式インデックスファンド	2,016,982,238 円	1,137,309,231 円
DCダイワ・ターゲットイヤー2030	12,425,264 円	9,803,171 円
DCダイワ・ターゲットイヤー2040	13,022,994 円	11,221,400 円
ダイワつみたてインデックス外国株式	2,093,091,834 円	2,804,533,241 円
ダイワつみたてインデックスバランス30	2,059,357 円	1,783,392 円
ダイワつみたてインデックスバランス50	2,504,278 円	2,652,759 円
ダイワつみたてインデックスバランス70	5,297,204 円	8,286,702 円
ダイワ先進国株式インデックス (為替ヘッジなし) (投資一任専用)	11,431,817 円	14,997,240 円
ダイワ世界バランスファンド40VA	54,927,679 円	40,375,354 円
ダイワ世界バランスファンド60VA	34,472,185 円	28,680,800 円
ダイワ・バランスファンド35VA	938,935,265 円	652,308,513 円
ダイワ・バランスファンド25VA (適格機関投資家専用)	50,190,763 円	34,094,312 円
ダイワバランスファンド2021-02 (適格機関投資家専用)	140,584,660 円	123,320,896 円
スタイル9 (4資産分散・保守型)	-円	297,429 円
スタイル9 (4資産分散・バランス型)	-円	2,131,584 円
スタイル9 (4資産分散・積極型)	-円	3,079,262 円
スタイル9 (6資産分散・保守型)	-円	128,866 円

区分	2023年11月20日現在	2024年11月20日現在
スタイル9 (6資産分散・バランス型)	-円	3,910,070円
スタイル9 (6資産分散・積極型)	-円	4,548,049円
スタイル9 (8資産分散・保守型)	-円	184,994円
スタイル9 (8資産分散・バランス型)	-円	2,824,823円
スタイル9 (8資産分散・積極型)	-円	8,853,182円
ダイワ・インデックスセレクト外国株式	1,392,857,775円	1,228,095,176円
ダイワ・ノーロード 外国株式ファンド	427,727,246円	425,682,995円
ダイワ外国株式インデックス (為替ヘッジなし) (ダイワSMA専用)	2,315,930,824円	5,040,146,619円
ダイワ投信倶楽部外国株式インデックス	3,021,534,859円	3,239,531,938円
ダイワライフスタイル25	8,848,847円	6,894,438円
ダイワライフスタイル50	39,431,241円	32,072,676円
ダイワライフスタイル75	32,853,007円	27,312,522円
ダイワバランスファンド 2023-08 (適格機関投資家専用)	89,653,999円	78,106,048円
ダイワバランスファンド 2024-01 (適格機関投資家専用)	-円	75,686,081円
ダイワバランスファンド 2024-05 (適格機関投資家専用)	-円	74,388,492円
計	78,442,419,761円	96,559,513,513円
2. 期末日における受益権の総数	78,442,419,761口	96,559,513,513口

(金融商品に関する注記)

I 金融商品の状況に関する事項

区分	自2023年11月21日 至2024年11月20日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、「投資信託及び投資法人に関する法律」第2条第4項に定める証券投資信託であり、投資信託約款に規定する「運用の基本方針」に従っております。

区分	自 2023 年 11 月 21 日 至 2024 年 11 月 20 日
2. 金融商品の内容及びリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務等であり、その詳細をデリバティブ取引に関する注記及び附属明細表に記載しております。 これらの金融商品は、価格変動リスク等の市場リスク、信用リスクおよび流動性リスクに晒されております。 信託財産の効率的な運用に資することを目的として、投資信託約款に従ってわが国の金融商品取引所（外国の取引所）における株価指数先物取引を利用しております。また、外貨建資産の売買代金等の受取りまたは支払いを目的として、投資信託約款に従って為替予約取引を利用しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	複数の部署と会議体が連携する組織的な体制によりリスク管理を行っております。信託財産全体としてのリスク管理を金融商品、リスクの種類毎に行っております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等に拠った場合、当該価額が異なることもあります。 デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

II 金融商品の時価等に関する事項

区分	2024 年 11 月 20 日現在
1. 金融商品の時価及び貸借対照表計上額との差額	金融商品はすべて時価で計上されているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法	(1)有価証券 重要な会計方針に係る事項に関する注記に記載しております。 (2)デリバティブ取引 デリバティブ取引に関する注記に記載しております。 (3)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務等 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額を時価としております。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2023 年 11 月 20 日現在	2024 年 11 月 20 日現在
	当期間の損益に 含まれた評価差額 (円)	当期間の損益に 含まれた評価差額 (円)
株式	37,622,410,299	115,100,156,060
投資証券	△540,081,071	1,548,051,772
合計	37,082,329,228	116,648,207,832

(注) 「当期間」とは当親投資信託の計算期間の開始日から期末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記)
ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引

1. 株式関連

種類	2023年11月20日現在				2024年11月20日現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引								
株価指数 先物取引								
買建	31,773,079,447	-	32,231,348,299	458,268,852	40,195,948,355	-	40,620,883,909	424,935,554
合計	31,773,079,447	-	32,231,348,299	458,268,852	40,195,948,355	-	40,620,883,909	424,935,554

- (注) 1. 時価の算定方法
株価指数先物取引の時価については、以下のように評価しております。
原則として期末日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。このような時価が発表されていない場合には、期末日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しております。
2. 株価指数先物取引の残高は、契約額ベースで表示しております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。また契約額等及び時価の邦貨換算は期末日の対顧客電信売買相場の仲値で行っております。
4. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

2. 通貨関連

種類	2023年11月20日現在				2024年11月20日現在			
	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)	契約額等 (円)	うち 1年超	時価 (円)	評価損益 (円)
市場取引以外の 取引								
為替予約取引								
買建	19,701,395,260	-	19,713,681,120	12,285,860	28,666,549,030	-	29,046,425,560	379,876,530
アメリカ・ド ル	13,670,607,390	-	13,579,439,640	△91,167,750	20,528,160,080	-	20,871,094,500	342,934,420
イギリス・ ポンド	1,061,238,760	-	1,080,008,140	18,769,380	1,388,258,120	-	1,392,944,030	4,685,910
オーストラ リア・ドル	610,735,640	-	623,142,400	12,406,760	816,944,160	-	829,085,600	12,141,440
カナダ・ドル	1,193,889,890	-	1,198,882,300	4,992,410	2,026,159,970	-	2,061,252,000	35,092,030
スイス・フラ ンク	946,799,360	-	963,649,410	16,850,050	1,582,971,830	-	1,579,151,700	△3,820,130
ユーロ	2,218,124,220	-	2,268,559,230	50,435,010	2,324,054,870	-	2,312,897,730	△11,157,140
合計	19,701,395,260	-	19,713,681,120	12,285,860	28,666,549,030	-	29,046,425,560	379,876,530

(注) 1. 時価の算定方法

(1) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されている外貨については、以下のよう
に評価しております。

- ① 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されてい
る場合は、当該為替予約は当該仲値で評価しております。
- ② 期末日において為替予約の受渡日の対顧客先物売買相場の仲値が発表されてい
ない場合は、以下の方法によっております。
 - ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されている
場合には、発表されている先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの先
物相場の仲値をもとに計算したレートを用いております。
 - ・ 期末日に為替予約の受渡日を超える対顧客先物売買相場が発表されていな
い場合には、当該日に最も近い発表されている対顧客先物売買相場の仲値
を用いております。

(2) 期末日に対顧客先物売買相場の仲値が発表されていない外貨については、期末日の
対顧客電信売買相場の仲値で評価しております。

2. 換算において円未満の端数は切り捨てております。
3. 契約額等及び時価の合計欄の金額は、各々の合計金額であります。

(1口当たり情報)

	2023年11月20日現在	2024年11月20日現在
1口当たり純資産額	5,3250円	7,0548円
(1万口当たり純資産額)	(53,250円)	(70,548円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
アメリカ・ドル	BROADRIDGE FINANCIAL SOLUTIO	7,400	224.840	1,663,816.000	
	PALO ALTO NETWORKS INC	20,300	388.060	7,877,618.000	
	FIRST SOLAR INC	6,400	187.360	1,199,104.000	
	KEYSIGHT TECHNOLOGIES IN	11,000	152.130	1,673,430.000	
	BOOZ ALLEN HAMILTON HOLDINGS	8,100	137.920	1,117,152.000	
	SYNCHRONY FINANCIAL	24,800	63.650	1,578,520.000	
	ABBOTT LABORATORIES	108,766	117.130	12,739,761.580	
	HOWMET AEROSPACE INC	24,283	116.000	2,816,828.000	
	VERISK ANALYTICS INC	9,000	281.640	2,534,760.000	
	LAS VEGAS SANDS CORP	23,300	49.180	1,145,894.000	
	AMPHENOL CORP-CL A	75,200	70.980	5,337,696.000	
	MONOLITHIC POWER SYSTEMS INC	3,100	585.870	1,816,197.000	
	FIDELITY NATIONAL INFO SERV	34,800	86.080	2,995,584.000	
	QORVO INC	6,020	66.280	399,005.600	
	AFLAC INC	33,800	111.130	3,756,194.000	
	DARDEN RESTAURANTS INC	7,500	160.850	1,206,375.000	
	LIVE NATION ENTERTAINMENT IN	10,100	134.440	1,357,844.000	
	ADOBE INC	27,820	499.610	13,899,150.200	
	CF INDUSTRIES HOLDINGS INC	11,500	87.540	1,006,710.000	
	LULULEMON ATHLETICA INC	7,200	301.850	2,173,320.000	
	GARMIN LTD	9,700	207.370	2,011,489.000	
	AIR PRODUCTS & CHEMICALS INC	13,900	328.000	4,559,200.000	
	HONEYWELL INTERNATIONAL INC	40,800	228.200	9,310,560.000	
	WR BERKLEY CORP	19,213	60.190	1,156,430.470	
	AUTOZONE INC	1,120	3,106.910	3,479,739.200	
	DOLLAR TREE INC	12,771	64.870	828,454.770	
	TEVA PHARMACEUTICAL-SP ADR	73,300	16.810	1,232,173.000	
	CELANESE CORP	6,850	72.200	494,570.000	
	DR HORTON INC	18,616	162.300	3,021,376.800	
	AUTODESK INC	13,500	305.200	4,120,200.000	
	MOODY'S CORP	10,300	468.780	4,828,434.000	
	DEVON ENERGY CORP	39,300	37.910	1,489,863.000	
	ALBEMARLE CORP	7,400	106.450	787,730.000	
	ATMOS ENERGY CORP	9,500	146.780	1,394,410.000	
	ALLIANT ENERGY CORP	16,100	62.250	1,002,225.000	
	CITIGROUP INC	119,273	68.600	8,182,127.800	
	AUTOMATIC DATA PROCESSING	25,600	297.540	7,617,024.000	
	AMERICAN ELECTRIC POWER	33,000	96.700	3,191,100.000	
	DOMINO'S PIZZA INC	2,230	439.800	980,754.000	
	HESS CORP	17,400	146.230	2,544,402.000	
DAVITA INC	3,350	156.980	525,883.000		
DANAHER CORP	41,750	230.840	9,637,570.000		

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	FORTIVE CORP	22,100	74.500	1,646,450.000	
	INTERCONTINENTAL EXCHANGE IN	35,900	157.930	5,669,687.000	
	ARCHER-DANIELS-MIDLAND CO	31,000	52.990	1,642,690.000	
	APPLE INC	912,500	228.280	208,305,500.000	
	DISCOVER FINANCIAL SERVICES	15,700	172.500	2,708,250.000	
	BOEING CO/THE	46,000	145.600	6,697,600.000	
	CINCINNATI FINANCIAL CORP	9,815	150.580	1,477,942.700	
	BECTON DICKINSON AND CO	18,099	222.640	4,029,561.360	
	LEIDOS HOLDINGS INC	8,100	158.290	1,282,149.000	
	NISOURCE INC	28,100	37.110	1,042,791.000	
	C. H. ROBINSON WORLDWIDE INC	7,400	109.080	807,192.000	
	BANK OF NEW YORK MELLON CORP	46,171	77.610	3,583,331.310	
	VERIZON COMMUNICATIONS INC	263,204	41.930	11,036,143.720	
	BERKSHIRE HATHAWAY INC-CL B	82,850	468.860	38,845,051.000	
	ANSYS INC	5,500	339.520	1,867,360.000	
	TRUIST FINANCIAL CORP	83,717	46.630	3,903,723.710	
	BLACKSTONE GROUP INC/THE	44,700	184.910	8,265,477.000	
	BRISTOL-MYERS SQUIBB CO	126,800	58.230	7,383,564.000	
	JPMORGAN CHASE & CO	179,570	243.090	43,651,671.300	
	T ROWE PRICE GROUP INC	14,000	117.950	1,651,300.000	
	LKQ CORP	16,700	37.600	627,920.000	
	BROWN-FORMAN CORP-CLASS B	11,412	40.220	458,990.640	
	CADENCE DESIGN SYS INC	17,100	299.630	5,123,673.000	
	AMERIPRISE FINANCIAL INC	6,300	562.560	3,544,128.000	
	DOLLAR GENERAL CORP	13,800	76.500	1,055,700.000	
	SERVICENOW INC	12,900	1,022.100	13,185,090.000	
	CATERPILLAR INC	30,600	382.330	11,699,298.000	
	BROWN & BROWN INC	15,200	109.350	1,662,120.000	
	ESSENTIAL UTILITIES INC	16,300	38.950	634,885.000	
	CHARLES RIVER LABORATORIES	3,300	186.100	614,130.000	
	CMS ENERGY CORP	18,700	68.570	1,282,259.000	
	MOSAIC CO/THE	20,100	25.390	510,339.000	
	DELTA AIR LINES INC	9,800	64.750	634,550.000	
	CORNING INC	50,900	47.290	2,407,061.000	
	CISCO SYSTEMS INC	251,950	57.010	14,363,669.500	
	MORGAN STANLEY	76,252	132.240	10,083,564.480	
	DECKERS OUTDOOR CORP	9,600	176.290	1,692,384.000	
	MSCI INC	5,000	597.130	2,985,650.000	
	FAIR ISAAC CORP	1,600	2,284.430	3,655,088.000	
	LENNOX INTERNATIONAL INC	2,100	623.590	1,309,539.000	
	MANHATTAN ASSOCIATES INC	3,900	270.740	1,055,886.000	
	SS&C TECHNOLOGIES HOLDINGS	14,000	72.900	1,020,600.000	
	BROADCOM INC	276,520	165.350	45,722,582.000	
	UNITED THERAPEUTICS CORP	2,700	360.710	973,917.000	
	CNH INDUSTRIAL NV	55,100	11.070	609,957.000	
	DICK'S SPORTING GOODS INC	3,700	199.570	738,409.000	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	ALNYLAM PHARMACEUTICALS INC	8,000	234.270	1,874,160.000	
	DTE ENERGY COMPANY	13,000	121.680	1,581,840.000	
	CENTENE CORP	33,407	57.810	1,931,258.670	
	CBOE GLOBAL MARKETS INC	6,600	204.980	1,352,868.000	
	CITIZENS FINANCIAL GROUP	28,500	46.050	1,312,425.000	
	ARTHUR J GALLAGHER & CO	13,700	292.490	4,007,113.000	
	GARTNER INC	4,950	517.730	2,562,763.500	
	DOMINION ENERGY INC	52,441	57.590	3,020,077.190	
	MONSTER BEVERAGE CORP	46,300	53.730	2,487,699.000	
	SMITH (A. O.) CORP	7,600	71.410	542,716.000	
	DEERE & CO	16,400	400.090	6,561,476.000	
	QUANTA SERVICES INC	9,200	330.780	3,043,176.000	
	POOL CORP	2,400	362.710	870,504.000	
	GLOBAL PAYMENTS INC	15,984	114.720	1,833,684.480	
	BURLINGTON STORES INC	4,000	274.000	1,096,000.000	
	NASDAQ INC	27,100	80.160	2,172,336.000	
	TARGA RESOURCES CORP	13,200	203.570	2,687,124.000	
	AMERICAN FINANCIAL GROUP INC	4,500	138.420	622,890.000	
	WESTLAKE CORP	2,500	126.950	317,375.000	
	CONSOLIDATED EDISON INC	21,700	96.970	2,104,249.000	
	TELEFLEX INC	3,000	193.070	579,210.000	
	HUNT (JB) TRANSPRT SVCS INC	5,200	180.180	936,936.000	
	WEST PHARMACEUTICAL SERVICES	4,600	304.100	1,398,860.000	
	BIO-RAD LABORATORIES-A	1,300	320.660	416,858.000	
	CATALENT INC	11,400	58.880	671,232.000	
	VEEVA SYSTEMS INC-CLASS A	9,700	209.890	2,035,933.000	
	MOLINA HEALTHCARE INC	3,700	282.500	1,045,250.000	
	CARLISLE COS INC	3,000	435.090	1,305,270.000	
	IDEX CORP	4,800	223.610	1,073,328.000	
	COLGATE-PALMOLIVE CO	48,800	93.610	4,568,168.000	
	ROLLINS INC	18,207	49.510	901,428.570	
	AECOM	8,600	108.830	935,938.000	
	WATSCO INC	2,200	533.140	1,172,908.000	
	GRACO INC	10,600	87.830	930,998.000	
	AMETEK INC	14,500	193.460	2,805,170.000	
	TORO CO	6,500	80.820	525,330.000	
	CHURCH & DWIGHT CO INC	15,300	110.920	1,697,076.000	
	KNIGHT-SWIFT TRANSPORTATION	10,150	56.490	573,373.500	
	HEICO CORP	2,800	272.780	763,784.000	
	FACTSET RESEARCH SYSTEMS INC	2,400	481.400	1,155,360.000	
	LYONDELLBASELL INDU-CL A	16,300	82.200	1,339,860.000	
	TYLER TECHNOLOGIES INC	2,700	599.680	1,619,136.000	
	COSTCO WHOLESALE CORP	27,760	930.150	25,820,964.000	
	EPAM SYSTEMS INC	3,700	227.600	842,120.000	
	RPM INTERNATIONAL INC	8,100	134.980	1,093,338.000	
	RELIANCE INC	3,600	309.030	1,112,508.000	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	CHIPOTLE MEXICAN GRILL INC	85,900	58.730	5,044,907.000	
	CUMMINS INC	8,600	361.860	3,111,996.000	
	CDW CORP/DE	8,500	174.050	1,479,425.000	
	COSTAR GROUP INC	25,600	72.090	1,845,504.000	
	OLD DOMINION FREIGHT LINE	12,300	211.800	2,605,140.000	
	MERCADOLIBRE INC	2,890	1,916.510	5,538,713.900	
	JACK HENRY & ASSOCIATES INC	4,600	171.630	789,498.000	
	HILTON WORLDWIDE HOLDINGS IN	15,716	249.760	3,925,228.160	
	DEXCOM INC	24,900	74.880	1,864,512.000	
	NORDSON CORP	3,490	249.860	872,011.400	
	COPART INC	54,200	56.520	3,063,384.000	
	DIAMONDBACK ENERGY INC	11,200	180.120	2,017,344.000	
	ALIGN TECHNOLOGY INC	4,500	222.580	1,001,610.000	
	LPL FINANCIAL HOLDINGS INC	4,700	314.530	1,478,291.000	
	TRANSDIGM GROUP INC	3,590	1,250.620	4,489,725.800	
	BIO-TECHNE CORP	9,920	66.370	658,390.400	
	NEUROCRINE BIOSCIENCES INC	6,300	119.130	750,519.000	
	KINDER MORGAN INC	124,981	28.080	3,509,466.480	
	HCA HEALTHCARE INC	12,300	335.110	4,121,853.000	
	MARKETAXESS HOLDINGS INC	2,400	267.810	642,744.000	
	COTERRA ENERGY INC	46,600	26.290	1,225,114.000	
	T-MOBILE US INC	33,127	233.200	7,725,216.400	
	ZILLOW GROUP INC - C	9,650	75.250	726,162.500	
	EMCOR GROUP INC	3,000	514.000	1,542,000.000	
	COCA-COLA CO/THE	255,950	62.590	16,019,910.500	
	COCA-COLA EUROPACIFIC PARTNE	13,200	76.090	1,004,388.000	
	EXPEDITORS INTL WASH INC	8,850	118.030	1,044,565.500	
	FRANKLIN RESOURCES INC	18,200	21.480	390,936.000	
	CSX CORP	122,300	34.600	4,231,580.000	
	EXPEDIA GROUP INC	8,025	177.060	1,420,906.500	
	AMAZON.COM INC	585,600	204.610	119,819,616.000	
	EDWARDS LIFESCIENCES CORP	37,700	70.200	2,646,540.000	
	EXXON MOBIL CORP	280,509	118.630	33,276,782.670	
	AES CORP	44,500	13.750	611,875.000	
	EVEREST GROUP LTD	2,800	370.440	1,037,232.000	
	EOG RESOURCES INC	36,000	135.180	4,866,480.000	
	EQT CORP	35,400	44.080	1,560,432.000	
	AKAMAI TECHNOLOGIES INC	9,600	87.360	838,656.000	
	FIRST CITIZENS BCSHS -CL A	700	2,217.730	1,552,411.000	
	CENCORA INC	11,300	240.980	2,723,074.000	
	AGILENT TECHNOLOGIES INC	18,300	125.690	2,300,127.000	
	FORD MOTOR CO	245,223	11.050	2,709,714.150	
	EXACT SCIENCES CORP	11,600	53.920	625,472.000	
	ENTEGRIS INC	9,500	99.430	944,585.000	
	MICROSTRATEGY INC-CL A	9,900	430.540	4,262,346.000	
	AERCAP HOLDINGS NV	12,400	95.730	1,187,052.000	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	FORTINET INC	40,600	90.790	3,686,074.000	
	MARKEL CORP	820	1,670.330	1,369,670.600	
	NEXTERA ENERGY INC	128,480	77.080	9,903,238.400	
	FREEMPORT-MCMORAN INC	89,908	44.120	3,966,740.960	
	INSULET CORP	4,400	261.990	1,152,756.000	
	US BANCORP	97,600	50.400	4,919,040.000	
	UNITED RENTALS INC	4,200	821.160	3,448,872.000	
	F5 NETWORKS INC	3,700	239.670	886,779.000	
	SUPER MICRO COMPUTER INC	33,000	28.270	932,910.000	
	FASTENAL CO	35,800	81.590	2,920,922.000	
	FISERV INC	36,633	215.120	7,880,490.960	
	GENERAL ELECTRIC CO	68,506	177.560	12,163,925.360	
	AXON ENTERPRISE INC	4,500	610.200	2,745,900.000	
	GENERAL MOTORS CO	71,400	55.110	3,934,854.000	
	GENERAL DYNAMICS CORP	14,600	280.960	4,102,016.000	
	GOLDMAN SACHS GROUP INC	20,250	581.380	11,772,945.000	
	ALPHABET INC-CL A	367,300	178.120	65,423,476.000	
	ALPHABET INC-CL C	316,140	179.580	56,772,421.200	
	OWENS CORNING	5,500	194.090	1,067,495.000	
	GENERAL MILLS INC	34,900	62.780	2,191,022.000	
	FIRSTENERGY CORP	34,218	41.580	1,422,784.440	
	GENUINE PARTS CO	8,750	121.260	1,061,025.000	
	FIFTH THIRD BANCORP	42,800	46.440	1,987,632.000	
	L3HARRIS TECHNOLOGIES INC	11,950	243.580	2,910,781.000	
	HALLIBURTON CO	55,400	30.470	1,688,038.000	
	HOME DEPOT INC	62,050	406.800	25,241,940.000	
	ASSURANT INC	3,250	219.170	712,302.500	
	HUNTINGTON BANCSHARES INC	90,700	17.540	1,590,878.000	
	HUNTINGTON INGALLS INDUSTRIE	2,510	191.610	480,941.100	
	HERSHEY CO/THE	9,300	170.240	1,583,232.000	
	HUMANA INC	7,600	277.780	2,111,128.000	
	NXP SEMICONDUCTORS NV	16,000	219.910	3,518,560.000	
	HENRY SCHEIN INC	8,100	74.840	606,204.000	
	HP INC	61,200	36.870	2,256,444.000	
	HEWLETT PACKARD ENTERPRISE	81,300	21.530	1,750,389.000	
	ARCH CAPITAL GROUP LTD	23,500	95.690	2,248,715.000	
	KRAFT HEINZ CO/THE	57,003	30.580	1,743,151.740	
	ENPHASE ENERGY INC	8,600	61.360	527,696.000	
	INTL BUSINESS MACHINES CORP	57,500	210.250	12,089,375.000	
	HUBBELL INC	3,400	452.370	1,538,058.000	
	INTERNATIONAL PAPER CO	20,700	57.840	1,197,288.000	
	FORTUNE BRANDS INNOVATIONS INC	7,900	73.540	580,966.000	
	ZOETIS INC	28,600	175.560	5,021,016.000	
	TRANE TECHNOLOGIES PLC	14,199	413.030	5,864,612.970	
	CHENIERE ENERGY INC	14,400	220.040	3,168,576.000	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	HYATT HOTELS CORP - CL A	2,900	153.180	444,222.000	
	ALLEGION PLC	5,550	138.120	766,566.000	
	BUILDERS FIRSTSOURCE INC	7,700	178.810	1,376,837.000	
	WASTE CONNECTIONS INC	16,137	187.500	3,025,687.500	
	JUNIPER NETWORKS INC	16,900	35.080	592,852.000	
	JM SMUCKER CO/THE	6,700	111.910	749,797.000	
	JOHNSON & JOHNSON	150,500	153.000	23,026,500.000	
	ABBVIE INC	110,472	166.570	18,401,321.040	
	HOLOGIC INC	14,600	78.570	1,147,122.000	
	KIMBERLY-CLARK CORP	21,100	135.610	2,861,371.000	
	KROGER CO	42,900	58.100	2,492,490.000	
	KLA CORP	8,500	615.660	5,233,110.000	
	LOCKHEED MARTIN CORP	13,600	533.260	7,252,336.000	
	CORPAY INC	4,200	368.190	1,546,398.000	
	BATH AND BODY WORKS INC WHEN ISSUE	12,900	30.440	392,676.000	
	LOWE'S COS INC	35,700	259.260	9,255,582.000	
	ELI LILLY & CO	50,585	729.730	36,913,392.050	
	LAM RESEARCH CORP	81,800	70.170	5,739,906.000	
	LOEWS CORP	11,800	84.120	992,616.000	
	MCDONALD'S CORP	45,150	290.730	13,126,459.500	
	3M CO	34,590	128.190	4,434,092.100	
	META PLATFORMS INC CLASS A	137,100	561.090	76,925,439.000	
	S&P GLOBAL INC	20,039	502.310	10,065,790.090	
	MARTIN MARIETTA MATERIALS	3,900	582.700	2,272,530.000	
	PHILLIPS 66	26,600	130.940	3,483,004.000	
	ATLASSIAN CORP PLC-CLASS A	10,000	247.730	2,477,300.000	
	MGM RESORTS INTERNATIONAL	14,750	37.270	549,732.500	
	MCCORMICK & CO-NON VTG SHRS	15,800	75.310	1,189,898.000	
	METLIFE INC	37,800	82.630	3,123,414.000	
	MARVELL TECHNOLOGY INC	54,200	89.340	4,842,228.000	
	ARISTA NETWORKS INC	16,700	377.700	6,307,590.000	
	MOTOROLA SOLUTIONS INC	10,498	487.460	5,117,355.080	
	METTLER-TOLEDO INTERNATIONAL	1,400	1,160.670	1,624,938.000	
	BAKER HUGHES CO	62,423	42.870	2,676,074.010	
	ROCKWELL AUTOMATION INC	7,200	278.140	2,002,608.000	
	MERCK & CO. INC.	158,421	96.540	15,293,963.340	
	DUPONT DE NEMOURS INC	26,151	81.360	2,127,645.360	
	MASCO CORP	13,800	76.170	1,051,146.000	
	M & T BANK CORP	10,499	213.710	2,243,741.290	
	MARSH & MCLENNAN COS	30,870	220.730	6,813,935.100	
	HEICO CORP-CLASS A	4,720	212.440	1,002,716.800	
	MARRIOTT INTERNATIONAL -CL A	15,202	279.270	4,245,462.540	
	WORKDAY INC-CLASS A	13,300	259.900	3,456,670.000	
	BLOCK INC CLASS A	34,812	92.420	3,217,325.040	
	TRANSUNION	12,200	97.040	1,183,888.000	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	VISTRA CORP	21,800	154.860	3,375,948.000	
	NETAPP INC	12,900	122.200	1,576,380.000	
	NIKE INC -CL B	75,800	73.910	5,602,378.000	
	NORFOLK SOUTHERN CORP	14,200	259.710	3,687,882.000	
	MICROCHIP TECHNOLOGY INC	33,600	64.880	2,179,968.000	
	RAYMOND JAMES FINANCIAL INC	12,405	162.620	2,017,301.100	
	ALLY FINANCIAL INC	17,200	35.570	611,804.000	
	NORTHROP GRUMMAN CORP	8,800	491.020	4,320,976.000	
	APTIV PLC	17,100	52.110	891,081.000	
	NEWMONT CORP	72,111	43.180	3,113,752.980	
	MCKESSON CORP	8,200	615.650	5,048,330.000	
	XYLEM INC	15,200	122.230	1,857,896.000	
	PHILIP MORRIS INTERNATIONAL	97,200	129.540	12,591,288.000	
	NUCOR CORP	15,000	144.680	2,170,200.000	
	GODADDY INC - CLASS A	8,900	187.400	1,667,860.000	
	EVERGY INC	14,450	63.980	924,511.000	
	OCCIDENTAL PETROLEUM CORP	41,624	50.500	2,102,012.000	
	ERIE INDEMNITY COMPANY-CL A	1,650	416.450	687,142.500	
	OKTA INC	10,100	74.510	752,551.000	
	WIX.COM LTD	3,510	183.950	645,664.500	
	EQUITABLE HOLDINGS INC	20,400	46.600	950,640.000	
	KKR & CO INC	38,900	152.780	5,943,142.000	
	PAYCHEX INC	20,300	140.660	2,855,398.000	
	O'REILLY AUTOMOTIVE INC	3,700	1,200.590	4,442,183.000	
	ALTRIA GROUP INC	107,400	55.860	5,999,364.000	
	P G & E CORP	127,000	21.000	2,667,000.000	
	PFIZER INC	354,313	25.100	8,893,256.300	
	CIGNA CORP	17,800	322.500	5,740,500.000	
	DELL TECHNOLOGIES -C	17,601	135.900	2,391,975.900	
	XCEL ENERGY INC	34,800	69.570	2,421,036.000	
	STERIS PLC	6,200	212.000	1,314,400.000	
	SEA LTD-ADR	24,300	113.680	2,762,424.000	
	FOX CORP - CLASS B	8,633	43.210	373,031.930	
	FOX CORP - CLASS A	14,499	45.760	663,474.240	
	STRYKER CORP	21,480	388.680	8,348,846.400	
	DOW INC	44,018	43.650	1,921,385.700	
	TRADEWEB MARKETS INC-CLASS A	7,300	134.460	981,558.000	
	ZOOM VIDEO COMMUNICATIONS-A	15,700	77.750	1,220,675.000	
	PARKER HANNIFIN CORP	8,100	689.760	5,587,056.000	
	UBER TECHNOLOGIES INC	117,600	69.130	8,129,688.000	
	PROCTER & GAMBLE CO/THE	147,667	170.760	25,215,616.920	
	EXELON CORP	62,522	39.100	2,444,610.200	
	INGERSOLL-RAND INC	25,308	102.380	2,591,033.040	
	NVR INC	200	8,955.130	1,791,026.000	
	CONOCOPHILLIPS	72,802	113.090	8,233,178.180	
	TWILIO INC - A	10,200	96.350	982,770.000	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	DOCUSIGN INC	12,900	79.520	1,025,808.000	
	PAYCOM SOFTWARE INC	3,200	216.920	694,144.000	
	DAYFORCE INC	9,900	74.760	740,124.000	
	PURE STORAGE INC - CLASS A	19,400	49.900	968,060.000	
	PEPSICO INC	85,900	156.720	13,462,248.000	
	CYBERARK SOFTWARE LTD/ISRAEL	2,920	315.000	919,800.000	
	MONGODB INC	4,600	289.150	1,330,090.000	
	SNAP INC - A	65,200	10.510	685,252.000	
	CORTEVA INC	43,668	58.240	2,543,224.320	
	PRUDENTIAL FINANCIAL INC	22,500	124.610	2,803,725.000	
	AMCOR PLC	90,400	9.890	894,056.000	
	CROWDSTRIKE HOLDINGS INC - A	14,500	353.290	5,122,705.000	
	ROKU INC	8,000	73.610	588,880.000	
	AMERICAN WATER WORKS CO INC	12,200	138.200	1,686,040.000	
	ACCENTURE PLC-CL A	39,200	353.950	13,874,840.000	
	PENTAIR PLC	10,475	104.750	1,097,256.250	
	QUALCOMM INC	69,800	164.710	11,496,758.000	
	PRINCIPAL FINANCIAL GROUP	14,700	84.180	1,237,446.000	
	DATADOG INC - CLASS A	17,400	133.410	2,321,334.000	
	PINTEREST INC- CLASS A	37,500	29.690	1,113,375.000	
	REGENERON PHARMACEUTICALS	6,800	744.600	5,063,280.000	
	REPUBLIC SERVICES INC	13,800	210.910	2,910,558.000	
	BOOKING HOLDINGS INC	2,200	4,976.990	10,949,378.000	
	ROSS STORES INC	20,900	139.260	2,910,534.000	
	PACKAGING CORP OF AMERICA	5,630	238.310	1,341,685.300	
	RESMED INC	9,200	238.120	2,190,704.000	
	QUEST DIAGNOSTICS INC	7,030	161.160	1,132,954.800	
	MODERNA INC	20,400	37.290	760,716.000	
	HUBSPOT INC	3,080	682.530	2,102,192.400	
	REVVITY INC	7,800	109.910	857,298.000	
	CARRIER GLOBAL CORP	50,787	74.330	3,774,997.710	
	OTIS WORLDWIDE CORP	25,338	100.280	2,540,894.640	
	AVANTOR INC	42,500	19.720	838,100.000	
	CARLYLE GROUP INC/THE	14,700	51.140	751,758.000	
	DYNATRACE INC	17,800	51.580	918,124.000	
	TRADE DESK INC/THE -CLASS A	27,900	119.420	3,331,818.000	
	REGIONS FINANCIAL CORP	57,285	26.260	1,504,304.100	
	ROYALTY PHARMA PLC- CL A	24,100	26.010	626,841.000	
	MATCH GROUP INC	15,800	30.290	478,582.000	
	CHEVRON CORP	109,518	159.600	17,479,072.800	
	ZSCALER INC	5,700	204.360	1,164,852.000	
	EDISON INTERNATIONAL	24,100	85.640	2,063,924.000	
	TESLA INC	179,450	346.000	62,089,700.000	
	SNOWFLAKE INC-CLASS A	18,900	130.240	2,461,536.000	
	GEN DIGITAL INC	35,300	29.240	1,032,172.000	
	STANLEY BLACK & DECKER INC	9,702	86.310	837,379.620	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	SYNOPSYS INC	9,600	534.020	5,126,592.000	
	CLOUDFLARE INC - CLASS A	18,900	96.370	1,821,393.000	
	CHARTER COMMUNICATIONS INC-A	5,905	384.840	2,272,480.200	
	VIATRIS INC	74,521	13.050	972,499.050	
	DOORDASH INC - A	19,150	176.180	3,373,847.000	
	ROBLOX CORP -CLASS A	29,600	52.240	1,546,304.000	
	AIRBNB INC-CLASS A	27,700	131.440	3,640,888.000	
	CBRE GROUP INC - A	19,200	132.160	2,537,472.000	
	SOUTHERN CO/THE	68,400	88.290	6,039,036.000	
	SYSCO CORP	31,200	74.400	2,321,280.000	
	TRAVELERS COS INC/THE	14,403	259.270	3,734,265.810	
	FUTU HOLDINGS LTD-ADR	3,700	86.700	320,790.000	
	SEI INVESTMENTS COMPANY	7,000	79.460	556,220.000	
	STEEL DYNAMICS INC	9,350	140.240	1,311,244.000	
	SCHLUMBERGER LTD	89,452	43.100	3,855,381.200	
	AT&T INC	448,291	22.730	10,189,654.430	
	APA CORP	23,300	21.920	510,736.000	
	SOUTHWEST AIRLINES CO	9,150	32.360	296,094.000	
	ON SEMICONDUCTOR CORP	26,900	66.650	1,792,885.000	
	SHERWIN-WILLIAMS CO/THE	15,100	373.500	5,639,850.000	
	SEMPRA ENERGY	39,600	93.380	3,697,848.000	
	BENTLEY SYSTEMS INC-CLASS B	10,000	46.760	467,600.000	
	PALANTIR TECHNOLOGIES INC-A	126,600	62.980	7,973,268.000	
	SEAGATE TECHNOLOGY HOLDINGS	12,550	97.800	1,227,390.000	
	COINBASE GLOBAL INC -CLASS A	11,900	324.570	3,862,383.000	
	TEXAS INSTRUMENTS INC	57,000	201.070	11,460,990.000	
	SALESFORCE.COM INC	60,666	323.430	19,621,204.380	
	APOLLO GLOBAL MANAGEMENT INC CLASS	24,909	168.250	4,190,939.250	
	JOHNSON CONTROLS INTERNATION	42,134	83.530	3,519,453.020	
	TERADYNE INC	9,800	102.800	1,007,440.000	
	UNION PACIFIC CORP	38,180	233.290	8,907,012.200	
	MARATHON OIL CORP	35,300	28.750	1,014,875.000	
	MARATHON PETROLEUM CORP	22,088	158.800	3,507,574.400	
	RTX CORP	83,179	118.960	9,894,973.840	
	UNITED PARCEL SERVICE-CL B	45,700	133.200	6,087,240.000	
	IQVIA HOLDINGS INC	11,404	191.330	2,181,927.320	
	AMEREN CORPORATION	16,700	92.120	1,538,404.000	
	UNITEDHEALTH GROUP INC	57,566	577.000	33,215,582.000	
	APPROVIN CORP CLASS A	12,800	321.190	4,111,232.000	
	TOAST INC CLASS A	22,700	42.500	964,750.000	
	VERISIGN INC	5,700	178.250	1,016,025.000	
	RIVIAN AUTOMOTIVE INC CLASS A (PRO	46,400	10.170	471,888.000	
	ROBINHOOD MARKETS INC CLASS A (PRO	33,100	35.240	1,166,444.000	
	VALERO ENERGY CORP	20,542	142.010	2,917,169.420	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	ULTA BEAUTY INC	3,000	342.170	1,026,510.000	
	FIDELITY NATIONAL FINANCIAL	16,288	60.940	992,590.720	
	UNIVERSAL HEALTH SERVICES-B	3,830	196.790	753,705.700	
	ELEVANCE HEALTH INC	14,600	394.200	5,755,320.000	
	WALT DISNEY CO/THE	114,062	112.420	12,822,850.040	
	WELLS FARGO & CO	218,022	73.430	16,009,355.460	
	WASTE MANAGEMENT INC	25,100	219.050	5,498,155.000	
	WILLIAMS COS INC	76,200	58.600	4,465,320.000	
	TRACTOR SUPPLY COMPANY	6,800	272.850	1,855,380.000	
	WALMART INC	276,600	86.600	23,953,560.000	
	ZIMMER BIOMET HOLDINGS INC	12,900	110.950	1,431,255.000	
	WYNN RESORTS LTD	6,400	91.250	584,000.000	
	GRAB HOLDINGS CORP CLASS A	138,100	5.460	754,026.000	
	CELSIUS HOLDINGS INC	9,200	27.290	251,068.000	
	WABTEC CORP	11,111	196.120	2,179,089.320	
	TJX COMPANIES INC	70,700	119.560	8,452,892.000	
	WATERS CORP	3,800	344.710	1,309,898.000	
	ZEBRA TECHNOLOGIES CORP-CL A	3,300	382.400	1,261,920.000	
	WALGREENS BOOTS ALLIANCE INC	44,600	8.290	369,734.000	
	WILLIS TOWERS WATSON PLC	6,463	307.590	1,987,954.170	
	WILLIAMS-SONOMA INC	8,100	137.240	1,111,644.000	
	WESTERN DIGITAL CORP	20,500	65.290	1,338,445.000	
	WEC ENERGY GROUP INC	19,800	99.050	1,961,190.000	
	PUBLIC SERVICE ENTERPRISE GP	31,200	90.090	2,810,808.000	
	VISA INC-CLASS A SHARES	98,450	311.850	30,701,632.500	
	PPL CORP	46,200	34.140	1,577,268.000	
	CONSTELLATION ENERGY CORP WHEN ISS	19,724	234.580	4,626,855.920	
	PULTEGROUP INC	13,150	128.510	1,689,906.500	
	WARNER BROS. DISCOVERY INC SERIES	145,553	9.500	1,382,753.500	
	PPG INDUSTRIES INC	14,700	121.080	1,779,876.000	
	NORTHERN TRUST CORP	12,800	107.840	1,380,352.000	
	NVIDIA CORP	1,540,200	147.010	226,424,802.000	
	PNC FINANCIAL SERVICES GROUP	24,913	204.860	5,103,677.180	
	DRAFTKINGS INC CLASS A	27,300	43.210	1,179,633.000	
	ASPEN TECHNOLOGY CORP	1,800	247.000	444,600.000	
	TYSON FOODS INC-CL A	17,900	62.920	1,126,268.000	
	NETFLIX INC	26,990	871.320	23,516,926.800	
	THERMO FISHER SCIENTIFIC INC	23,900	509.120	12,167,968.000	
	NRG ENERGY INC	13,050	94.860	1,237,923.000	
	TEXTRON INC	12,000	81.280	975,360.000	
	NEWS CORP - CLASS A	23,687	28.800	682,185.600	
	TEXAS PACIFIC LAND CORP	1,250	1,420.130	1,775,162.500	
	OMNICOM GROUP	12,300	98.040	1,205,892.000	
	JACOBS SOLUTIONS INC	7,920	133.520	1,057,478.400	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	ORACLE CORP	103,533	188.900	19,557,383.700	
	MASTERCARD INC - A	52,000	519.460	27,011,920.000	
	ONEOK INC	36,500	113.110	4,128,515.000	
	ROPER TECHNOLOGIES INC	6,700	547.960	3,671,332.000	
	U HAUL NON VOTING SERIES N	5,900	60.250	355,475.000	
	ARES MANAGEMENT CORP CLASS A	11,700	170.350	1,993,095.000	
	EXPAND ENERGY CORP	7,000	95.710	669,970.000	
	HF SINCLAIR CORP	9,900	42.290	418,671.000	
	OVINTIV INC	16,700	44.600	744,820.000	
	YUM! BRANDS INC	17,700	132.140	2,338,878.000	
	TAKE-TWO INTERACTIVE SOFTWARE	10,400	186.010	1,934,504.000	
	MOLSON COORS BEVERAGE CO - B	11,700	60.800	711,360.000	
	BANK OF AMERICA CORP	440,101	46.410	20,425,087.410	
	TELEDYNE TECHNOLOGIES INC	3,000	464.820	1,394,460.000	
	BIOMARIN PHARMACEUTICAL INC	11,900	61.970	737,443.000	
	AMERICAN EXPRESS CO	36,000	285.550	10,279,800.000	
	GE HEALTHCARE TECHNOLOGIES	27,135	82.520	2,239,180.200	
	LINDE PLC	30,146	444.060	13,386,632.760	
	ANALOG DEVICES INC	31,091	210.430	6,542,479.130	
	ALBERTSONS COMPANY INC CLASS A	23,000	19.270	443,210.000	
	MONDAYCOM LTD	2,500	257.020	642,550.000	
	ADVANCED MICRO DEVICES	101,127	139.390	14,096,092.530	
	COREBRIDGE FINANCIAL INC	16,700	30.430	508,181.000	
	LIBERTY MEDIA FORMULA ONE CORP SER	13,100	81.240	1,064,244.000	
	KENVUE INC	119,800	23.690	2,838,062.000	
	GLOBAL E ONLINE LTD	6,600	42.740	282,084.000	
	VERALTO CORP	15,516	103.980	1,613,353.680	
	AMERICAN INTERNATIONAL GROUP	41,572	75.300	3,130,371.600	
	BUNGE GLOBAL LTD	8,900	89.490	796,461.000	
	VERTIV HOLDINGS CLASS A	22,300	140.940	3,142,962.000	
	SKYWORKS SOLUTIONS INC	10,100	83.560	843,956.000	
	ROYAL CARIBBEAN CRUISES LTD	15,300	234.670	3,590,451.000	
	AVERY DENNISON CORP	5,130	197.000	1,010,610.000	
	COGNIZANT TECH SOLUTIONS-A	31,100	76.320	2,373,552.000	
	EMERSON ELECTRIC CO	35,800	129.560	4,638,248.000	
	AON PLC-CLASS A	12,300	379.150	4,663,545.000	
	AMGEN INC	33,600	279.950	9,406,320.000	
	SAMSARA INC CLASS A	13,000	52.230	678,990.000	
	EATON CORP PLC	25,036	363.690	9,105,342.840	
	COOPER INC	12,500	99.050	1,238,125.000	
	CONSTELLATION BRANDS INC-A	10,300	240.440	2,476,532.000	
	APPLIED MATERIALS INC	51,800	169.310	8,770,258.000	
	CME GROUP INC	22,600	229.660	5,190,316.000	
	ECOLAB INC	16,100	244.300	3,933,230.000	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	EQUIFAX INC	7,800	245.030	1,911,234.000	
	GILEAD SCIENCES INC	77,900	87.750	6,835,725.000	
	KEURIG DR PEPPER INC	67,800	31.520	2,137,056.000	
	HORMEL FOODS CORP	18,900	29.730	561,897.000	
	CHORD ENERGY CORP	3,800	127.970	486,286.000	
	STATE STREET CORP	18,713	94.710	1,772,308.230	
	SOLVENTUM CORP	9,272	67.050	621,687.600	
	GE VERNOVA	17,226	340.000	5,856,840.000	
	SCHWAB (CHARLES) CORP	94,540	80.190	7,581,162.600	
	CRH PUBLIC LIMITED PLC	43,000	99.790	4,290,970.000	
	LABCORP HOLDINGS	5,300	236.230	1,252,019.000	
	BAXTER INTERNATIONAL INC	31,900	32.520	1,037,388.000	
	SMURFIT WESTROCK PLC	32,500	53.160	1,727,700.000	
	FERGUSON ENTERPRISES LTD	12,700	201.870	2,563,749.000	
	FLUTTER ENTERTAINMENT PLC	11,400	263.390	3,002,646.000	
	CAMPBELL SOUP CO	12,200	43.530	531,066.000	
	CROWN HOLDINGS INC	7,580	89.540	678,713.200	
	TE CONNECTIVITY LTD	19,195	146.950	2,820,705.250	
	BLACKROCK INC	9,300	1,028.110	9,561,423.000	
	CARDINAL HEALTH INC	15,300	118.330	1,810,449.000	
	FEDEX CORP	14,600	293.060	4,278,676.000	
	CAPITAL ONE FINANCIAL CORP	23,954	181.000	4,335,674.000	
	INTL FLAVORS & FRAGRANCES	16,013	88.930	1,424,036.090	
	INTEL CORP	266,200	24.200	6,442,040.000	
	INTERPUBLIC GROUP OF COS INC	23,600	27.660	652,776.000	
	HARTFORD FINANCIAL SVCS GRP	18,550	116.820	2,167,011.000	
	ILLINOIS TOOL WORKS	18,700	266.460	4,982,802.000	
	ILLUMINA INC	10,000	135.000	1,350,000.000	
	INTUITIVE SURGICAL INC	22,200	538.820	11,961,804.000	
	CHECK POINT SOFTWARE TECH	5,850	174.560	1,021,176.000	
	SNAP-ON INC	3,300	354.740	1,170,642.000	
	CARMAX INC	9,800	75.300	737,940.000	
	DUKE ENERGY CORP	48,328	113.580	5,489,094.240	
	TARGET CORP	29,000	156.000	4,524,000.000	
	DOVER CORP	8,600	198.730	1,709,078.000	
	WW GRAINGER INC	2,800	1,172.070	3,281,796.000	
	JABIL INC	7,100	127.550	905,605.000	
	CINTAS CORP	23,200	217.970	5,056,904.000	
	CONAGRA BRANDS INC	29,900	26.480	791,752.000	
	LAMB WESTON HOLDINGS INC	9,100	75.070	683,137.000	
	CLOROX COMPANY	7,800	168.140	1,311,492.000	
	ENTERGY CORP	13,400	149.890	2,008,526.000	
	MICROSOFT CORP	442,200	417.790	184,746,738.000	
	INCYTE CORP	10,200	70.560	719,712.000	
	CVS HEALTH CORP	78,569	55.770	4,381,793.130	
	MEDTRONIC PLC	80,198	85.000	6,816,830.000	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	MICRON TECHNOLOGY INC	69,400	97.730	6,782,462.000	
	CENTERPOINT ENERGY INC	40,000	31.400	1,256,000.000	
	KELLOGG CO	17,200	80.550	1,385,460.000	
	KEYCORP	59,000	19.000	1,121,000.000	
	MONDELEZ INTERNATIONAL INC-A	83,911	63.870	5,359,395.570	
	CHUBB LTD	24,199	283.870	6,869,370.130	
	ALLSTATE CORP	16,600	196.600	3,263,560.000	
	EBAY INC	31,400	61.100	1,918,540.000	
	PAYPAL HOLDINGS INC	62,150	84.090	5,226,193.500	
	EASTMAN CHEMICAL CO	7,400	101.330	749,842.000	
	ESTEE LAUDER COMPANIES-CL A	14,600	64.790	945,934.000	
	TRIMBLE INC	15,300	69.670	1,065,951.000	
	LENNAR CORP-A	15,200	168.750	2,565,000.000	
	PROGRESSIVE CORP	36,700	254.510	9,340,517.000	
	PACCAR INC	32,855	110.380	3,626,534.900	
	BIOGEN INC	9,200	155.430	1,429,956.000	
	IDEXX LABORATORIES INC	5,200	416.340	2,164,968.000	
	STARBUCKS CORP	70,900	98.350	6,973,015.000	
	PTC INC	7,500	189.270	1,419,525.000	
	EVERSOURCE ENERGY	22,100	61.670	1,362,907.000	
	INTUIT INC	17,480	644.170	11,260,091.600	
	BEST BUY CO INC	12,850	87.020	1,118,207.000	
	BALL CORP	19,504	59.910	1,168,484.640	
	BOSTON SCIENTIFIC CORP	91,997	90.330	8,310,089.010	
	ELECTRONIC ARTS INC	15,800	166.130	2,624,854.000	
	VULCAN MATERIALS CO	8,300	278.010	2,307,483.000	
	VERTEX PHARMACEUTICALS INC	16,200	448.010	7,257,762.000	
	PARAMOUNT GLOBAL CLASS B	36,325	10.330	375,237.250	
	CARNIVAL CORP	63,200	25.130	1,588,216.000	
	COMCAST CORP-CLASS A	244,790	42.320	10,359,512.800	
	JARDINE MATHESON HLDGS LTD	10,500	43.150	453,075.000	
	HONGKONG LAND HOLDINGS LTD	72,200	4.640	335,008.000	
	アメリカ・ドル 小計			3,190,712,716.230 (494,273,306,872)	
イギリス・ポンド	SHELL PLC	381,606	25.725	9,816,814.350	
	HALEON PLC	442,187	3.670	1,622,826.290	
	WISE PLC CLASS A	39,424	8.365	329,781.760	
	BP PLC	1,001,028	3.828	3,831,935.180	
	UNILEVER PLC	151,076	45.570	6,884,533.320	
	BARCLAYS PLC	894,022	2.558	2,287,355.280	
	ROLLS-ROYCE HOLDINGS PLC	514,954	5.276	2,716,897.300	
	PRUDENTIAL PLC	166,101	6.248	1,037,799.040	
	NATWEST GROUP PLC	402,438	3.920	1,577,556.960	
	BAE SYSTEMS PLC	183,484	13.125	2,408,227.500	
	AVIVA PLC	162,120	4.859	787,741.080	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	GSK	250,994	13.035	3,271,706.790	
	INFORMA PLC	80,766	8.444	681,988.100	
	MELROSE INDUSTRIES PLC	79,673	5.120	407,925.760	
	AUTO TRADER GROUP PLC	54,168	8.022	434,535.690	
	DCC PLC	6,000	56.750	340,500.000	
	SPIRAX-SARCO ENGINEERING PLC	4,337	65.400	283,639.800	
	HALMA PLC	22,992	25.130	577,788.960	
	ENTAIN PLC	37,644	7.504	282,480.570	
	JD SPORTS FASHION PLC	157,238	1.168	183,653.980	
	PHOENIX GROUP HOLDINGS PLC	41,285	5.040	208,076.400	
	M&G PLC	133,210	2.005	267,086.050	
	ENDEAVOUR MINING PLC	11,149	15.670	174,704.830	
	RELX PLC	113,061	35.680	4,034,016.480	
	DIAGEO PLC	134,617	23.635	3,181,672.790	
	RIO TINTO PLC	68,263	48.935	3,340,449.900	
	STANDARD CHARTERED PLC	131,447	9.470	1,244,803.090	
	TESCO PLC	419,428	3.479	1,459,190.010	
	SMITH & NEPHEW PLC	52,949	9.882	523,242.010	
	GLENCORE PLC	627,959	3.794	2,382,790.420	
	HARGREAVES LANSDOWN PLC	21,583	10.875	234,715.120	
	SMITHS GROUP PLC	20,328	16.920	343,949.760	
	PEARSON PLC	36,465	12.000	437,580.000	
	SAINSBURY (J) PLC	97,388	2.484	241,911.790	
	NEXT PLC	7,260	94.780	688,102.800	
	TAYLOR WIMPEY PLC	208,530	1.300	271,089.000	
	WHITBREAD PLC	10,575	28.810	304,665.750	
	BUNZL PLC	20,480	34.400	704,512.000	
	VODAFONE GROUP PLC	1,369,469	0.707	968,214.580	
	CRODA INTERNATIONAL PLC	8,048	35.130	282,726.240	
	KINGFISHER PLC	111,437	2.862	318,932.690	
	WPP PLC	65,307	8.156	532,643.890	
	UNITED UTILITIES GROUP PLC	41,285	10.965	452,690.020	
	SEVERN TRENT PLC	16,341	26.890	439,409.490	
	RENTOKIL INITIAL PLC	152,867	4.042	617,888.410	
	RECKITT BENCKISER GROUP PLC	42,267	47.500	2,007,682.500	
	SCHRODERS PLC	46,239	3.110	143,803.290	
	SSE PLC	66,210	17.130	1,134,177.300	
	BARRATT REDROW PLC	83,251	4.079	339,580.820	
	ASTRAZENECA PLC	93,878	100.240	9,410,330.720	
	LEGAL & GENERAL GROUP PLC	360,719	2.177	785,285.260	
	3I GROUP PLC	58,943	34.670	2,043,553.810	
	ASHTED GROUP PLC	26,478	61.460	1,627,337.880	
	SAGE GROUP PLC/THE	60,753	10.770	654,309.810	
	NATIONAL GRID PLC	291,454	9.878	2,878,982.610	
	LLOYDS BANKING GROUP PLC	3,778,874	0.553	2,090,473.090	
	IMPERIAL BRANDS PLC	49,174	24.750	1,217,056.500	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	CENTRICA PLC	317,757	1.210	384,485.970	
	BERKELEY GROUP HOLDINGS (THE) PLC	6,007	43.700	262,505.900	
	BRITISH AMERICAN TOBACCO PLC	120,936	29.060	3,514,400.160	
	ASSOCIATED BRITISH FOODS PLC	20,360	21.650	440,794.000	
	HSBC HOLDINGS PLC	1,121,466	7.243	8,122,778.230	
	ANGLO AMERICAN PLC	76,945	23.045	1,773,197.520	
	MONDI PLC	26,000	11.640	302,640.000	
	COMPASS GROUP PLC	102,978	26.290	2,707,291.620	
	PERSIMMON PLC	18,842	12.795	241,083.390	
	BT GROUP PLC	391,762	1.498	586,859.470	
	COCA-COLA HBC AG-DI	12,856	27.540	354,054.240	
	INTERCONTINENTAL HOTELS GROU	9,766	94.820	926,012.120	
	INTERTEK GROUP PLC	9,770	44.920	438,868.400	
	LONDON STOCK EXCHANGE GROUP	28,946	107.300	3,105,905.800	
	HIKMA PHARMACEUTICALS PLC	10,116	18.380	185,932.080	
	ADMIRAL GROUP PLC	15,763	25.040	394,705.520	
	ANTOFAGASTA PLC	23,883	16.750	400,040.250	
	EXPERIAN PLC	55,649	36.750	2,045,100.750	
イギリス・ポンド 小計				113,939,980.240 (22,400,600,115)	
イスラエル・シ ュケル	ISRAEL DISCOUNT BANK-A	73,333	23.490	1,722,592.170	
	AZRIELI GROUP LTD	2,516	287.700	723,853.200	
	ICL GROUP LTD	44,023	16.450	724,178.350	
	ELBIT SYSTEMS LTD	1,518	927.600	1,408,096.800	
	BANK HAPOLIM BM	75,312	41.870	3,153,313.440	
	BANK LEUMI LE-ISRAEL	90,278	40.600	3,665,286.800	
	NICE LTD	3,754	654.000	2,455,116.000	
	MIZRAHI TEFAHOT BANK LTD	9,181	159.100	1,460,697.100	
イスラエル・シュケル 小計				15,313,133.860 (633,775,391)	
オーストラリ ア・ドル	THE LOTTERY CORPORATION LTD	130,838	5.090	665,965.420	
	TELSTRA GROUP LTD	236,839	3.940	933,145.660	
	ANZ GROUP HOLDINGS LTD	176,229	32.340	5,699,245.860	
	SGH LTD	11,606	47.710	553,722.260	
	MEDIBANK PRIVATE LTD	161,885	3.800	615,163.000	
	BHP GROUP LTD	297,012	40.310	11,972,553.720	
	SOUTH32 LTD	265,248	3.670	973,460.160	
	WOODSIDE ENERGY GROUP LTD	111,196	24.560	2,730,973.760	
	FORTESCUE METALS GROUP LTD	99,172	17.750	1,760,303.000	
	NATIONAL AUSTRALIA BANK LTD	181,147	39.540	7,162,552.380	
	WESTPAC BANKING CORP	202,788	33.390	6,771,091.320	
	SANTOS LTD	190,203	6.840	1,300,988.520	
	RIO TINTO LTD	21,736	115.700	2,514,855.200	
ORIGIN ENERGY LTD	100,889	10.710	1,080,521.190		

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	PILBARA MINERALS LTD	162,919	2.930	477,352.670	
	XERO LTD	8,495	176.880	1,502,595.600	
	PRO MEDICUS LTD	3,366	212.590	715,577.940	
	WASHINGTON H. SOUL PATTINSON	13,791	34.730	478,961.430	
	COLES GROUP LTD	78,444	18.340	1,438,662.960	
	WISETECH GLOBAL LTD	9,766	138.840	1,355,911.440	
	NORTHERN STAR RESOURCES LTD	67,302	16.900	1,137,403.800	
	REECE LTD	13,293	24.840	330,198.120	
	ENDEAVOUR GROUP LTD/AUSTRALI	86,625	4.390	380,283.750	
	SEEK LTD	20,978	26.440	554,658.320	
	TREASURY WINE ESTATES LTD	46,225	11.130	514,484.250	
	COMMONWEALTH BANK OF AUSTRAL	98,013	155.610	15,251,802.930	
	AMPOL LTD	13,578	29.240	397,020.720	
	ORICA LTD	27,752	18.320	508,416.640	
	QBE INSURANCE GROUP LTD	87,988	19.580	1,722,805.040	
	WOOLWORTHS GROUP LTD	71,541	30.200	2,160,538.200	
	QANTAS AIRWAYS LTD	44,332	8.970	397,658.040	
	JAMES HARDIE INDUSTRIES-CDI	25,270	55.910	1,412,845.700	
	MACQUARIE GROUP LTD	21,255	231.050	4,910,967.750	
	ARISTOCRAT LEISURE LTD	33,267	68.930	2,293,094.310	
	CSL LTD	28,305	271.360	7,680,844.800	
	WESFARMERS LTD	66,456	71.170	4,729,673.520	
	COCHLEAR LTD	3,839	301.110	1,155,961.290	
	BLUESCOPE STEEL LTD	25,058	21.100	528,723.800	
	SUNCORP GROUP LTD	74,517	19.730	1,470,220.410	
	ASX LTD	11,359	66.910	760,030.690	
	COMPUTERSHARE LTD	31,160	30.900	962,844.000	
	INSURANCE AUSTRALIA GROUP	138,834	8.240	1,143,992.160	
	SONIC HEALTHCARE LTD	26,010	27.990	728,019.900	
	BRAMBLES LTD	81,564	19.600	1,598,654.400	
	CARSALES.COM LTD	20,976	41.840	877,635.840	
	MINERAL RESOURCES LTD	10,088	34.850	351,566.800	
	RAMSAY HEALTH CARE LTD	10,801	38.600	416,918.600	
	REA GROUP LTD	3,100	249.110	772,241.000	
	オーストラリア・ドル 小計			105,853,108.270 (10,722,919,868)	
カナダ・ドル	ALIMENTATION COUCHE TARD MULTI VOT	43,800	77.590	3,398,442.000	
	BROOKFIELD ASSET MANAGEMENT VOTING	20,381	77.750	1,584,622.750	
	IMPERIAL OIL LTD	10,800	105.980	1,144,584.000	
	CONSTELLATION SOFTWARE INC	1,200	4,436.100	5,323,320.000	
	RESTAURANT BRANDS INTERN	17,287	97.000	1,676,839.000	
	WHEATON PRECIOUS METALS CORP	26,000	87.400	2,272,400.000	
	INTACT FINANCIAL CORP	10,250	269.070	2,757,967.500	
	BCE INC	4,130	38.140	157,518.200	
	FRANCO-NEVADA CORP	11,000	169.420	1,863,620.000	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	SUNCOR ENERGY INC	73,030	57.210	4,178,046.300	
	METRO INC/CN	12,300	86.280	1,061,244.000	
	NATIONAL BANK OF CANADA	19,400	135.500	2,628,700.000	
	BANK OF NOVA SCOTIA	70,400	78.380	5,517,952.000	
	CAN IMPERIAL BK OF COMMERCE	54,000	89.850	4,851,900.000	
	TORONTO-DOMINION BANK	100,000	77.980	7,798,000.000	
	GREAT-WEST LIFE CO INC	15,600	49.560	773,136.000	
	MEG ENERGY CORP	15,100	25.360	382,936.000	
	ROYAL BANK OF CANADA	80,950	171.690	13,898,305.500	
	TOURMALINE OIL CORP	19,200	62.650	1,202,880.000	
	TC ENERGY CORP	59,350	69.600	4,130,760.000	
	PEMBINA PIPELINE CORP	33,229	59.260	1,969,150.540	
	BARRICK GOLD CORP	100,500	24.760	2,488,380.000	
	CAE INC	17,800	31.370	558,386.000	
	THOMSON REUTERS CORP	9,041	224.480	2,029,523.680	
	EMPIRE CO LTD 'A'	7,600	40.560	308,256.000	
	WEST FRASER TIMBER CO LTD	3,200	129.100	413,120.000	
	CCL INDUSTRIES INC - CL B	8,450	76.110	643,129.500	
	ELEMENT FLEET MANAGEMENT COR	22,700	28.840	654,668.000	
	HYDRO ONE LTD	18,900	45.010	850,689.000	
	LOBLAW COMPANIES LTD	8,760	175.200	1,534,752.000	
	STANTEC INC	6,600	116.010	765,666.000	
	WSP GLOBAL INC	7,200	239.440	1,723,968.000	
	TOROMONT INDUSTRIES LTD	4,600	116.000	533,600.000	
	PARKLAND CORP	7,600	34.410	261,516.000	
	QUEBECOR INC -CL B	9,200	31.760	292,192.000	
	EMERA INC	16,500	51.920	856,680.000	
	TFI INTERNATIONAL INC	4,600	199.370	917,102.000	
	CANADIAN UTILITIES LTD-A	7,500	35.460	265,950.000	
	ROGERS COMMUNICATIONS INC-B	20,500	49.980	1,024,590.000	
	BRP INC/CA- SUB VOTING	1,900	67.880	128,972.000	
	IVANHOE MINES LTD-CL A	37,700	18.690	704,613.000	
	AGNICO EAGLE MINES LTD	28,517	115.190	3,284,873.230	
	AIR CANADA	10,200	23.400	238,680.000	
	KINROSS GOLD CORP	70,300	13.940	979,982.000	
	BANK OF MONTREAL	41,800	131.410	5,492,938.000	
	POWER CORP OF CANADA	32,300	46.130	1,489,999.000	
	SHOPIFY INC - CLASS A	69,200	145.990	10,102,508.000	
	NUTRIEN LTD	28,319	63.630	1,801,937.970	
	BROOKFIELD RENEWABLE COR-A	7,500	42.910	321,825.000	
	CAMECO CORP	24,900	80.220	1,997,478.000	
	FIRSTSERVICE CORP	2,400	260.030	624,072.000	
	GFL ENVIRONMENTAL INC-SUB VT	12,600	63.650	801,990.000	
	TELUS CORP	10,800	21.650	233,820.000	
	TECK RESOURCES LTD-CLS B	26,400	65.820	1,737,648.000	
	CANADIAN TIRE CORP-CLASS A	3,100	152.140	471,634.000	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	CANADIAN NATURAL RESOURCES	121,700	47.040	5,724,768.000	
	FAIRFAX FINANCIAL HLDGS LTD	1,200	1,922.730	2,307,276.000	
	MAGNA INTERNATIONAL INC	15,700	59.760	938,232.000	
	WESTON (GEORGE) LTD	3,437	215.100	739,298.700	
	PAN AMERICAN SILVER CORP	20,300	31.750	644,525.000	
	DESCARTES SYSTEMS GRP/THE	4,800	158.690	761,712.000	
	SUN LIFE FINANCIAL INC	33,100	84.250	2,788,675.000	
	ENBRIDGE INC	124,500	59.950	7,463,775.000	
	BROOKFIELD CORP	77,925	79.300	6,179,452.500	
	MANULIFE FINANCIAL CORP	102,100	45.510	4,646,571.000	
	CANADIAN PACIFIC KANSAS CITY	53,420	103.070	5,505,999.400	
	IA FINANCIAL CORP INC	5,400	133.090	718,686.000	
	GILDAN ACTIVEWEAR INC	8,300	68.300	566,890.000	
	CANADIAN NATL RAILWAY CO	30,750	149.080	4,584,210.000	
	CGI INC - CLASS A	11,700	153.300	1,793,610.000	
	ONEX CORPORATION	3,600	111.180	400,248.000	
	IGM FINANCIAL INC	4,700	46.360	217,892.000	
	TMX GROUP LTD	15,500	43.470	673,785.000	
	OPEN TEXT CORP	15,400	39.880	614,152.000	
	SAPUTO INC	14,200	26.050	369,910.000	
	FIRST QUANTUM MINERALS LTD	40,700	18.370	747,659.000	
	FORTIS INC	28,200	62.500	1,762,500.000	
	RB GLOBAL INC	10,600	130.750	1,385,950.000	
	LUNDIN MINING CORP	36,900	14.240	525,456.000	
	CENOVUS ENERGY INC	79,700	22.420	1,786,874.000	
	DOLLARAMA INC	16,300	148.750	2,424,625.000	
	ALTAGAS LTD	16,600	34.620	574,692.000	
	KEYERA CORP	12,800	45.130	577,664.000	
	ARC RESOURCES LTD	34,200	25.570	874,494.000	
	カナダ・ドル 小計			173,407,043.770 (19,244,713,718)	
シンガポール・ドル	CAPITALAND INVESTMENT LTD	153,100	2.810	430,211.000	
	UNITED OVERSEAS BANK LTD	82,700	36.430	3,012,761.000	
	DBS GROUP HOLDINGS LTD	130,340	42.570	5,548,573.800	
	SINGAPORE AIRLINES LTD	97,375	6.350	618,331.250	
	KEPPEL CORP LTD	95,300	6.720	640,416.000	
	OVERSEA-CHINESE BANKING CORP	221,400	16.480	3,648,672.000	
	GENTING SINGAPORE LTD	395,400	0.770	304,458.000	
	SINGAPORE TELECOMMUNICATIONS	485,950	3.230	1,569,618.500	
	SINGAPORE TECH ENGINEERING	102,100	4.580	467,618.000	
	SEMBCORP INDUSTRIES LTD	58,500	5.190	303,615.000	
	SINGAPORE EXCHANGE LTD	56,100	12.090	678,249.000	
	WILMAR INTERNATIONAL LTD	125,600	3.100	389,360.000	
	シンガポール・ドル 小計			17,611,883.550 (2,040,512,828)	
スイス・フラン	SANDOZ GROUP AG	23,736	39.730	943,031.280	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	GALDERMA GROUP N AG	3,485	85.940	299,500.900	
	AVOLTA AG	5,344	33.260	177,741.440	
	UBS GROUP AG-REG	190,634	28.130	5,362,534.420	
	ROCHE HOLDING AG-BR	1,853	266.200	493,268.600	
	EMS-CHEMIE HOLDING AG-REG	398	629.500	250,541.000	
	ADECCO GROUP AG-REG	9,481	23.600	223,751.600	
	ROCHE HOLDING AG-GENUSSCHEIN	40,726	250.500	10,201,863.000	
	SIKA AG-REG	8,838	231.500	2,045,997.000	
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-REG	6	98,600.000	591,600.000	
	ABB LTD-REG	91,686	49.010	4,493,530.860	
	SWISS RE AG	17,485	125.250	2,189,996.250	
	NESTLE SA-REG	151,913	76.660	11,645,650.580	
	PARTNERS GROUP HOLDING AG	1,313	1,209.000	1,587,417.000	
	SCHINDLER HOLDING-PART CERT	2,359	252.800	596,355.200	
	JULIUS BAER GROUP LTD	11,939	52.400	625,603.600	
	SGS SA-REG	8,915	86.920	774,891.800	
	SCHINDLER HOLDING AG-REG	1,361	245.500	334,125.500	
	TEMENOS AG - REG	3,532	59.200	209,094.400	
	HELVETIA HOLDING AG-REG	2,158	150.700	325,210.600	
	VAT GROUP AG	1,568	341.800	535,942.400	
	BKW AG	1,174	148.400	174,221.600	
	ALCON INC	28,965	75.600	2,189,754.000	
	SIG GROUP N AG	17,784	17.800	316,555.200	
	SWATCH GROUP AG/THE-BR	1,680	162.900	273,672.000	
	ZURICH INSURANCE GROUP AG	8,483	530.800	4,502,776.400	
	BALOISE HOLDING AG - REG	2,524	166.600	420,498.400	
	CLARIANT AG-REG	11,862	11.080	131,430.960	
	NOVARTIS AG-REG	114,237	91.060	10,402,421.220	
	BARRY CALLEBAUT AG-REG	212	1,316.000	278,992.000	
	BACHEM HOLDING AG-REG B	1,976	67.100	132,589.600	
	CIE FINANCIERE RICHEMO-A REG	31,164	118.900	3,705,399.600	
	SWISSCOM AG-REG	1,501	508.500	763,258.500	
	BANQUE CANTONALE VAUDOIS-REG	1,706	87.300	148,933.800	
	GEBERIT AG-REG	1,937	518.200	1,003,753.400	
	GIVAUDAN-REG	532	3,870.000	2,058,840.000	
	STRAUMANN HOLDING AG-REG	6,472	110.950	718,068.400	
	SONOVA HOLDING AG-REG	2,942	300.400	883,776.800	
	LOGITECH INTERNATIONAL-REG	9,027	68.920	622,140.840	
	LONZA GROUP AG-REG	4,186	513.600	2,149,929.600	
	SWATCH GROUP AG/THE-REG	3,086	32.300	99,677.800	
	HOLCIM LTD	30,212	88.460	2,672,553.520	
	SWISS LIFE HOLDING AG-REG	1,665	716.800	1,193,472.000	
	KUEHNE + NAGEL INTL AG-REG	2,808	210.400	590,803.200	
	SWISS PRIME SITE-REG	4,478	94.050	421,155.900	
	CHOCOLADEFABRIKEN LINDT-PC	56	10,010.000	560,560.000	
	スイス・フラン 小計			80,322,882.170	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
				(14,098,272,278)	
スウェーデン・ クローナ	SAGAX CLASS B	14,363	240.800	3,458,610.400	
	VOLVO CAR CLASS B	48,694	22.915	1,115,823.010	
	ERICSSON LM-B SHS	181,367	88.600	16,069,116.200	
	VOLVO AB-B SHS	103,847	266.700	27,695,994.900	
	SKF AB-B SHARES	22,283	203.300	4,530,133.900	
	TELE2 AB-B SHS	35,061	112.350	3,939,103.350	
	GETINGE AB-B SHS	14,958	171.100	2,559,313.800	
	SKANDINAVISKA ENSKILDA BAN-A	103,745	149.850	15,546,188.250	
	SVENSKA HANDELSBANKEN-A SHS	95,355	110.500	10,536,727.500	
	SWEDBANK AB - A SHARES	55,504	214.300	11,894,507.200	
	HENNES & MAURITZ AB-B SHS	37,031	152.850	5,660,188.350	
	SVENSKA CELLULOSA AB SCA-B	39,623	142.000	5,626,466.000	
	SKANSKA AB-B SHS	22,245	219.400	4,880,553.000	
	SANDVIK AB	69,705	202.400	14,108,292.000	
	INVESTOR AB-B SHS	113,158	295.900	33,483,452.200	
	ATLAS COPCO AB-A SHS	175,609	173.000	30,380,357.000	
	VOLVO AB-A SHS	13,095	268.400	3,514,698.000	
	HOLMEN AB-B SHARES	4,987	412.000	2,054,644.000	
	SECURITAS AB-B SHS	32,154	132.800	4,270,051.200	
	TELIA CO AB	154,246	31.330	4,832,527.180	
	ALFA LAVAL AB	18,916	467.600	8,845,121.600	
	ATLAS COPCO AB-B SHS	102,051	151.650	15,476,034.150	
	ASSA ABLOY AB-B	65,524	324.900	21,288,747.600	
	TRELLEBORG AB-B SHS	13,934	351.600	4,899,194.400	
	SAAB AB-B	20,939	248.700	5,207,529.300	
	INDUSTRIVARDEN AB-A SHS	7,945	355.000	2,820,475.000	
	FASTIGHETS AB BALDER-B SHRS	43,335	81.060	3,512,735.100	
	INDUTRADE AB	17,867	273.000	4,877,691.000	
	SWEDISH ORPHAN BIOVITRUM AB	12,743	302.000	3,848,386.000	
	LUNDBERGS AB-B SHS	4,974	527.000	2,621,298.000	
	INVESTMENT AB LATOUR-B SHS	9,685	272.800	2,642,068.000	
	LIFCO AB-B SHS	15,238	313.600	4,778,636.800	
	NIBE INDUSTRIER AB-B SHS	99,077	47.490	4,705,166.730	
	BEIJER REF AB	23,593	160.250	3,780,778.250	
ESSITY AKTIEBOLAG-B	39,834	296.100	11,794,847.400		
BOLIDEN AB	17,884	318.600	5,697,842.400		
EPIROC AB-A	43,085	196.050	8,446,814.250		
EPIROC AB-B	25,497	176.500	4,500,220.500		
HUSQVARNA AB-B SHS	22,925	61.160	1,402,093.000		
EQT AB	24,424	291.900	7,129,365.600		
EVOLUTION AB	11,773	984.200	11,586,986.600		
HEXAGON AB-B SHS	135,739	93.040	12,629,156.560		
ADDTech AB-B SHARES	16,993	289.400	4,917,774.200		
INDUSTRIVARDEN AB-C SHS	10,459	355.000	3,712,945.000		

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
スウェーデン・クローナ 小計				367,278,654.880 (5,219,029,686)	
デンマーク・クローネ	NOVO NORDISK A/S-B	209,987	725.000	152,240,575.000	
	DANSKE BANK A/S	44,142	204.500	9,027,039.000	
	AP MOLLER-MAERSK A/S-A	187	11,660.000	2,180,420.000	
	VESTAS WIND SYSTEMS A/S	64,628	98.640	6,374,905.920	
	CARLSBERG AS-B	6,114	714.800	4,370,287.200	
	NOVOZYMES A/S-B SHARES	22,818	398.600	9,095,254.800	
	COLOPLAST-B	8,171	893.200	7,298,337.200	
	DSV PANALPINA A/S	11,056	1,495.000	16,528,720.000	
	ROCKWOOL INTL A/S-B SHS	599	2,956.000	1,770,644.000	
	DEMANT A/S	6,039	264.800	1,599,127.200	
	AP MOLLER-MAERSK A/S-B	291	12,135.000	3,531,285.000	
	TRYG A/S	21,599	157.800	3,408,322.200	
	PANDORA A/S	5,358	1,068.500	5,725,023.000	
	GENMAB A/S	4,067	1,446.000	5,880,882.000	
ZEALAND PHARMA A/S	4,139	674.500	2,791,755.500		
ORSTED A/S	12,106	379.700	4,596,648.200		
デンマーク・クローネ 小計				236,419,226.220 (5,205,951,361)	
ニュージーランド・ドル	MERIDIAN ENERGY LTD	84,621	5.990	506,879.790	
	MERCURY NZ LTD	45,573	6.880	313,542.240	
	SPARK NEW ZEALAND LTD	118,600	3.085	365,881.000	
	AUCKLAND INTL AIRPORT LTD	87,097	7.530	655,840.410	
	FISHER & PAYKEL HEALTHCARE C	38,294	38.070	1,457,852.580	
ニュージーランド・ドル 小計				3,299,996.020 (302,576,635)	
ノルウェー・クローネ	DNB BANK	58,550	228.600	13,384,530.000	
	NORSK HYDRO ASA	91,939	70.960	6,523,991.440	
	ORKLA ASA	45,832	96.350	4,415,913.200	
	TELENOR ASA	40,257	131.000	5,273,667.000	
	EQUINOR ASA	54,779	263.300	14,423,310.700	
	YARA INTERNATIONAL ASA	10,826	315.900	3,419,933.400	
	MOWI ASA	30,424	198.700	6,045,248.800	
	GJENSIDIGE FORSIKRING ASA	13,078	192.200	2,513,591.600	
	AKER BP ASA	20,664	227.200	4,694,860.800	
	KONGSBERG GRUPPEN ASA	5,749	1,242.000	7,140,258.000	
	SALMAR ASA	4,313	564.000	2,432,532.000	
ノルウェー・クローネ 小計				70,267,836.940 (992,884,536)	
ユーロ	UNIVERSAL MUSIC GROUP NV	50,357	22.560	1,136,053.920	
	DAIMLER TRUCK HOLDING AG	30,225	36.020	1,088,704.500	
	EXOR NV	6,088	94.050	572,576.400	
	DR ING HC F PORSCHE PRF (PROPOSED)	6,968	61.100	425,744.800	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	DSM FIRMENICH AG	11,373	103.850	1,181,086.050	
	FERROVIAL	31,920	36.820	1,175,294.400	
	LOTUS BAKERIES NV	24	11,420.000	274,080.000	
	SYENSCO SA	4,547	71.790	326,429.130	
	BAYER AG-REG	60,099	20.155	1,211,295.340	
	EVONIK INDUSTRIES AG	15,701	17.515	275,003.010	
	DEUTSCHE BANK AG-REGISTERED	115,923	15.896	1,842,712.000	
	COMMERZBANK AG	61,622	16.045	988,724.990	
	VOLKSWAGEN AG-PREF	12,612	82.980	1,046,543.760	
	SIEMENS AG-REG	46,498	177.840	8,269,204.320	
	E.ON SE	137,342	11.660	1,601,407.720	
	BAYERISCHE MOTOREN WERKE AG	19,511	69.060	1,347,429.660	
	GEA GROUP AG	9,211	45.480	418,916.280	
	CONTINENTAL AG	6,541	61.620	403,056.420	
	BASF SE	54,600	42.810	2,337,426.000	
	ALLIANZ SE-REG	23,968	285.200	6,835,673.600	
	HENKEL AG & CO KGAA VORZUG	10,355	78.600	813,903.000	
	RHEINMETALL AG	2,661	604.800	1,609,372.800	
	RWE AG	38,681	31.420	1,215,357.020	
	DEUTSCHE LUFTHANSA-REG	35,585	6.262	222,833.270	
	BRENTAG SE	7,967	58.300	464,476.100	
	FRESENTUS SE & CO KGAA	25,847	32.770	847,006.190	
	SAP SE	63,878	219.900	14,046,772.200	
	MUENCHENER RUECKVER AG-REG	8,184	474.100	3,880,034.400	
	ZALANDO SE	13,345	27.250	363,651.250	
	HEIDELBERG MATERIALS AG	8,357	118.300	988,633.100	
	COVESTRO AG	11,566	57.300	662,731.800	
	RATIONAL AG	306	870.500	266,373.000	
	CTS EVENTIM AG & CO KGAA	3,800	90.600	344,280.000	
	SARTORIUS AG-VORZUG	1,607	209.000	335,863.000	
	TALANX AG	3,951	78.050	308,375.550	
	PORSCHE AUTOMOBIL HLDG-PRF	9,387	34.850	327,136.950	
	DELIVERY HERO SE	11,322	36.210	409,969.620	
	CARL ZEISS MEDITEC AG - BR	2,294	57.200	131,216.800	
	BECHTLE AG	4,723	32.940	155,575.620	
	NEMETSCHEK SE	3,434	98.950	339,794.300	
	SCOUT24 AG	4,599	84.250	387,465.750	
	SIEMENS HEALTHINEERS AG	17,257	49.340	851,460.380	
	KNORR-BREMSE AG	4,442	72.600	322,489.200	
	SIEMENS ENERGY AG	39,102	45.700	1,786,961.400	
	BEIERSDORF AG	6,074	121.400	737,383.600	
	MERCK KGAA	7,907	139.700	1,104,607.900	
	ADIDAS AG	9,912	213.200	2,113,238.400	
	PUMA SE	6,466	45.890	296,724.740	
	HENKEL AG & CO KGAA	6,371	70.700	450,429.700	
	DEUTSCHE TELEKOM AG-REG	213,451	28.720	6,130,312.720	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	FRESENIUS MEDICAL CARE AG &	12,565	41.730	524,337.450	
	MERCEDES-BENZ GROUP N AG	45,836	52.870	2,423,349.320	
	QIAGEN N. V.	13,570	38.645	524,412.650	
	INFINEON TECHNOLOGIES AG	79,894	29.100	2,324,915.400	
	HANNOVER RUECK SE	3,690	238.500	880,065.000	
	DHL GROUP	62,385	35.140	2,192,208.900	
	DEUTSCHE BOERSE AG	11,625	211.500	2,458,687.500	
	MTU AERO ENGINES AG	3,293	308.400	1,015,561.200	
	SYMRISE AG	8,128	104.500	849,376.000	
	BAYERISCHE MOTOREN WERKE-PRF	3,505	64.750	226,948.750	
	VONOVIA SE	45,299	29.030	1,315,029.970	
	LEG IMMOBILIEN SE	4,566	83.260	380,165.160	
	KONINKLIJKE PHILIPS NV	48,877	24.510	1,197,975.270	
	NN GROUP NV	16,562	44.830	742,474.460	
	ARCELORMITTAL	28,714	24.010	689,423.140	
	HEINEKEN NV	17,615	71.200	1,254,188.000	
	AEGON LTD	82,754	5.972	494,206.880	
	KONINKLIJKE AHOLD DELHAIZE N	57,311	32.560	1,866,046.160	
	AKZO NOBEL N. V.	10,437	56.000	584,472.000	
	WOLTERS KLUWER	15,199	153.300	2,330,006.700	
	ING GROEP NV	202,083	14.950	3,021,140.850	
	KONINKLIJKE KPN NV	241,485	3.572	862,584.420	
	ASML HOLDING NV	24,450	624.700	15,273,915.000	
	ABN AMRO BANK NV-CVA	27,245	14.825	403,907.120	
	IMCD NV	3,492	139.000	485,388.000	
	BE SEMICONDUCTOR INDUSTRIES	4,713	107.750	507,825.750	
	ASR NEDERLAND NV	9,712	45.060	437,622.720	
	ADYEN NV	1,328	1,230.600	1,634,236.800	
	PROSUS NV	86,718	37.990	3,294,416.820	
	JDE PEET'S NV	6,885	18.120	124,756.200	
	INPOST SA	12,100	17.320	209,572.000	
	ASM INTERNATIONAL NV	2,874	491.500	1,412,571.000	
	RANDSTAD NV	6,452	41.360	266,854.720	
	HEINEKEN HOLDING NV	7,928	61.100	484,400.800	
	TOTALENERGIES SE	132,005	57.470	7,586,327.350	
	MICHELIN (CGDE)	41,554	31.090	1,291,913.860	
	AIR LIQUIDE SA	35,365	159.240	5,631,522.600	
	KERING	4,555	215.200	980,236.000	
	SCHNEIDER ELECTRIC SE	33,449	239.000	7,994,311.000	
	BOUYGUES SA	11,619	29.140	338,577.660	
	BNP PARIBAS	62,263	59.310	3,692,818.530	
	THALES SA	5,789	153.950	891,216.550	
	DANONE	39,492	65.040	2,568,559.680	
	CARREFOUR SA	32,745	14.670	480,369.150	
	VIVENDI	44,106	8.750	385,927.500	
	L'OREAL	14,718	321.950	4,738,460.100	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	COMPAGNIE DE SAINT GOBAIN	27,754	88.780	2,464,000.120	
	LEGRAND SA	16,040	96.040	1,540,481.600	
	PERNOD RICARD SA	12,403	108.950	1,351,306.850	
	EURAZEO SE	2,799	69.300	193,970.700	
	REXEL SA	13,443	25.560	343,603.080	
	SOCIETE GENERALE SA	44,211	26.160	1,156,559.760	
	LVMH MOET HENNESSY LOUIS VUI	16,830	577.300	9,715,959.000	
	ACCOR SA	11,925	43.090	513,848.250	
	CAPGEMINI SE	9,505	156.700	1,489,433.500	
	PUBLICIS GROUPE	14,006	99.300	1,390,795.800	
	BUREAU VERITAS SA	19,439	28.040	545,069.560	
	EIFFAGE	4,369	84.720	370,141.680	
	SODEXO SA	5,416	80.700	437,071.200	
	IPSEN	2,311	107.200	247,739.200	
	AMUNDI SA	3,652	67.200	245,414.400	
	TELEPERFORMANCE	3,231	90.880	293,633.280	
	EURONEXT NV	4,921	103.800	510,799.800	
	EUROFINS SCIENTIFIC	8,265	45.500	376,057.500	
	SARTORIUS STEDIM BIOTECH	1,790	167.850	300,451.500	
	SEB SA	1,488	91.100	135,556.800	
	ESSILORLUXOTTICA	18,189	234.300	4,261,682.700	
	DASSAULT AVIATION SA	1,189	195.400	232,330.600	
	LA FRANCAISE DES JEUX SAEM	6,098	39.340	239,895.320	
	AXA SA	111,166	34.040	3,784,090.640	
	EDENRED	15,273	28.620	437,113.260	
	RENAULT SA	11,780	41.560	489,576.800	
	HERMES INTERNATIONAL	1,941	1,999.500	3,881,029.500	
	STMICROELECTRONICS NV	41,422	23.235	962,440.170	
	DASSAULT SYSTEMES SE	40,943	31.970	1,308,947.710	
	ORANGE	113,909	9.888	1,126,332.190	
	ALSTOM	21,203	21.270	450,987.810	
	SANOFI	69,727	91.210	6,359,799.670	
	VINCI SA	30,607	100.300	3,069,882.100	
	AIRBUS SE	36,356	137.260	4,990,224.560	
	VEOLIA ENVIRONNEMENT	42,201	28.180	1,189,224.180	
	CREDIT AGRICOLE SA	64,784	13.355	865,190.320	
	BIOMERIEUX	2,542	97.950	248,988.900	
	ENGIE	111,734	15.440	1,725,172.960	
	SAFRAN SA	20,910	218.000	4,558,380.000	
	ARKEMA	3,434	76.300	262,014.200	
	ADP	2,122	108.400	230,024.800	
	GETLINK SE	17,844	15.195	271,139.580	
	BOLLORE	43,698	5.805	253,666.890	
	UCB SA	7,739	164.350	1,271,904.650	
	KBC GROUP NV	14,045	70.480	989,891.600	
	GROUPE BRUXELLES LAMBERT SA	4,901	64.800	317,584.800	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	ANHEUSER-BUSCH INBEV SA/NV	54,975	53.000	2,913,675.000	
	AGEAS	9,778	48.340	472,668.520	
	D' IETEREN GROUP	1,322	194.600	257,261.200	
	ELIA GROUP SA/NV	1,802	83.900	151,187.800	
	SOFINA	931	216.200	201,282.200	
	ARGENX SE	3,639	532.200	1,936,675.800	
	PRYSMIAN SPA	16,530	59.940	990,808.200	
	GENERALI	62,394	26.870	1,676,526.780	
	MEDIOBANCA SPA	30,588	14.080	430,679.040	
	TENARIS SA	28,943	17.390	503,318.770	
	UNICREDIT SPA	90,132	38.765	3,493,966.980	
	TELECOM ITALIA SPA	612,014	0.229	140,151.200	
	INTESA SANPAOLO	894,748	3.714	3,323,541.440	
	POSTE ITALIANE SPA	28,013	12.920	361,927.960	
	MONCLER SPA	13,451	47.320	636,501.320	
	RECORDATI INDUSTRIA CHIMICA	6,409	49.900	319,809.100	
	ENI SPA	140,594	13.734	1,930,917.990	
	DAVIDE CAMPARI-MILANO NV	36,620	5.664	207,415.680	
	BANCO BPM SPA	78,784	6.724	529,743.610	
	DIASORIN SPA	1,344	104.350	140,246.400	
	INFRASTRUTTURE WIRELESS ITAL	20,601	9.560	196,945.560	
	NEXI SPA	35,152	5.362	188,485.020	
	AMPLIFON SPA	7,224	23.600	170,486.400	
	LEONARDO SPA	24,755	25.220	624,321.100	
	ENEL SPA	497,556	6.643	3,305,264.500	
	SNAM SPA	123,355	4.331	534,250.500	
	TERNA SPA	86,071	7.748	666,878.100	
	FINECOBANK SPA	37,374	14.470	540,801.780	
	STELLANTIS NV	129,488	12.388	1,604,097.340	
	FERRARI NV	7,716	406.400	3,135,782.400	
	TELEFONICA SA	243,004	4.329	1,051,964.310	
	ENDESA SA	19,465	19.950	388,326.750	
	BANCO BILBAO VIZCAYA ARGENTA	352,594	9.328	3,288,996.830	
	IBERDROLA SA	373,568	13.400	5,005,811.200	
	BANCO DE SABADELL SA	332,895	1.825	607,699.820	
	REPSOL SA	74,479	11.785	877,735.010	
	GRIFOLS SA	17,213	10.340	177,982.420	
	BANCO SANTANDER SA	947,965	4.547	4,310,870.830	
	AMADEUS IT GROUP SA	27,559	65.700	1,810,626.300	
	CAIXABANK SA	222,250	5.390	1,197,927.500	
	ACS ACTIVIDADES CONS Y SERV	11,247	41.480	466,525.560	
	AENA SME SA	4,588	197.900	907,965.200	
	CELLNEX TELECOM SA	32,399	32.100	1,040,007.900	
	ACCIONA SA	1,472	114.600	168,691.200	
	INDUSTRIA DE DISENO TEXTIL	66,731	51.080	3,408,619.480	
	RED ELECTRICA CORPORACION SA	24,877	16.760	416,938.520	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	UPM-KYMMENE OYJ	32,648	25.610	836,115.280	
	NOKIA OYJ	326,238	3.970	1,295,164.860	
	WARTSILA OYJ ABP	30,773	17.745	546,066.880	
	STORA ENSO OYJ-R SHS	35,682	9.544	340,549.000	
	ELISA OYJ	8,714	43.220	376,619.080	
	SAMPO OYJ-A SHS	27,615	39.750	1,097,696.250	
	FORTUM OYJ	27,499	13.850	380,861.150	
	KESKO OYJ-B SHS	16,250	19.130	310,862.500	
	KONE OYJ-B	20,793	48.700	1,012,619.100	
	NESTE OYJ	25,885	13.660	353,589.100	
	ORION OYJ-CLASS B	6,416	44.550	285,832.800	
	METSO CORPORATION	38,123	8.068	307,576.360	
	NORDEA BANK ABP	193,012	10.725	2,070,053.700	
	VERBUND AG	4,049	72.100	291,932.900	
	OMV AG	9,024	38.280	345,438.720	
	ERSTE GROUP BANK AG	20,598	52.300	1,077,275.400	
	VOESTALPINE AG	6,073	18.130	110,103.490	
	AIB GROUP PLC	111,015	5.360	595,040.400	
	BANK OF IRELAND GROUP PLC	62,250	8.742	544,189.500	
	KINGSPAN GROUP PLC	9,453	72.300	683,451.900	
	JERONIMO MARTINS	17,354	17.410	302,133.140	
	EDP-ENERGIAS DE PORTUGAL SA	191,970	3.417	655,961.490	
	GALP ENERGIA SGPS SA	28,435	15.640	444,723.400	
	EDP RENOVAVEIS SA	18,553	10.790	200,186.870	
	KERRY GROUP PLC-A	9,456	85.600	809,433.600	
ユーロ 小計				303,330,267.030 (49,828,062,965)	
香港・ドル	POWER ASSETS HOLDINGS LTD	91,000	50.650	4,609,150.000	
	GALAXY ENTERTAINMENT GROUP L	143,000	32.750	4,683,250.000	
	MTR CORP	102,000	27.300	2,784,600.000	
	SUN HUNG KAI PROPERTIES	95,000	77.000	7,315,000.000	
	SINO LAND CO	256,000	7.820	2,001,920.000	
	CK HUTCHISON HOLDINGS LTD	175,669	40.300	7,079,460.700	
	WHARF HOLDINGS LTD	70,000	22.750	1,592,500.000	
	SWIRE PACIFIC LTD - CL A	27,500	65.550	1,802,625.000	
	CLP HOLDINGS LTD	107,500	66.550	7,154,125.000	
	HENDERSON LAND DEVELOPMENT	95,507	25.000	2,387,675.000	
	HONG KONG & CHINA GAS	732,475	5.990	4,387,525.250	
	HANG SENG BANK LTD	49,500	93.050	4,605,975.000	
	WH GROUP LTD	545,500	6.340	3,458,470.000	
	HONG KONG EXCHANGES & CLEAR	78,800	300.400	23,671,520.000	
	CK ASSET HOLDINGS LTD	126,169	31.800	4,012,174.200	
	CK INFRASTRUCTURE HOLDINGS L	41,500	54.150	2,247,225.000	
	AIA GROUP LTD	728,600	57.200	41,675,920.000	
	SITC INTERNATIONAL HOLDINGS	88,000	21.950	1,931,600.000	
	WHARF REAL ESTATE INVESTMENT	110,000	21.200	2,332,000.000	

通貨	銘柄	株式数	評価額		備考
			単価	金額	
	SANDS CHINA LTD	158,800	19.520	3,099,776.000	
	TECHTRONIC INDUSTRIES CO LTD	90,000	104.900	9,441,000.000	
	BOC HONG KONG HOLDINGS LTD	242,000	25.400	6,146,800.000	
香港・ドル 小計				148,420,291.150 (2,953,563,795)	
合計				627,916,170,048 [627,916,170,048]	

(2) 株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
投資証券	アメリカ・ドル	AVALONBAY COMMUNITIES INC	8,937	2,049,969.060	
		SIMON PROPERTY GROUP INC	20,407	3,697,952.470	
		BXP INC	9,400	746,548.000	
		SBA COMMUNICATIONS CORP	6,800	1,492,396.000	
		EQUITY RESIDENTIAL	21,400	1,594,300.000	
		EQUINIX INC	6,008	5,545,384.000	
		AMERICAN TOWER CORP	29,200	5,873,580.000	
		HOST HOTELS & RESORTS INC	44,143	764,998.190	
		AMERICAN HOMES 4 RENT- A	20,600	774,148.000	
		KIMCO REALTY CORP	42,200	1,057,110.000	
		GAMING AND LEISURE PROPERTIE	17,000	854,250.000	
		INVITATION HOMES INC	38,300	1,303,349.000	
		VICI PROPERTIES INC	65,300	2,103,966.000	
		VENTAS INC	25,400	1,631,950.000	
		WEYERHAEUSER CO	45,614	1,399,437.520	
		CROWN CASTLE INTL CORP	27,200	2,841,584.000	
		IRON MOUNTAIN INC	18,400	2,143,784.000	
		SUN COMMUNITIES INC	7,800	987,558.000	
		PROLOGIS INC	57,954	6,672,244.020	
		ALEXANDRIA REAL ESTATE EQUIT	9,900	1,034,451.000	
		CAMDEN PROPERTY TRUST	6,700	812,643.000	
		ESSEX PROPERTY TRUST INC	4,100	1,237,298.000	
		WELLTOWER INC	37,400	5,167,932.000	
		HEALTHPEAK PROPERTIES INC	44,100	943,740.000	
		MID-AMERICA APARTMENT COMM	7,400	1,170,162.000	
		EQUITY LIFESTYLE PROPERTIES	11,100	786,435.000	
		ANNALY CAPITAL MANAGEMENT IN	31,300	618,175.000	
		REALTY INCOME CORP	54,495	3,116,024.100	
		PUBLIC STORAGE	9,900	3,311,055.000	
		REGENCY CENTERS CORP	11,000	816,750.000	
		UDR INC	19,600	872,200.000	
		WP CAREY INC	13,700	773,776.000	
DIGITAL REALTY TRUST INC	20,300	3,801,581.000			
EXTRA SPACE STORAGE INC	13,300	2,201,283.000			

種類	通貨	銘柄	券面総額	評価額	備考
	アメリカ・ドル	小計		70,198,013.360 (10,874,374,249)	
	イギリス・ポンド	LAND SECURITIES GROUP PLC	41,690	248,680.850	
		SEGRO PLC	77,785	593,966.260	
	イギリス・ポンド	小計		842,647.110 (165,664,422)	
	オーストラリア・ドル	DEXUS/AU	63,230	441,977.700	
		TRANSURBAN GROUP	181,089	2,283,532.290	
		APA GROUP	73,115	523,503.400	
		SCENTRE GROUP	304,240	1,077,009.600	
		GPT GROUP	112,602	525,851.340	
		MIRVAC GROUP	224,818	478,862.340	
		STOCKLAND	136,007	700,436.050	
		GOODMAN GROUP	100,098	3,756,677.940	
		VICINITY CENTRES	227,463	489,045.450	
	オーストラリア・ドル	小計		10,276,896.110 (1,041,049,576)	
	カナダ・ドル	CAN APARTMENT PROP REAL ESTA	4,800	214,896.000	
	カナダ・ドル	小計		214,896.000 (23,849,158)	
	シンガポール・ドル	CAPITALAND ASCENDAS REIT	244,400	625,664.000	
		CAPITALAND INTEGRATED COMMER	371,970	725,341.500	
	シンガポール・ドル	小計		1,351,005.500 (156,527,497)	
	ユーロ	UNIBAIL-RODAMCO-WESTFIELD	7,257	539,485.380	
		GECINA SA	2,708	255,770.600	
		KLEPIERRE	13,182	382,014.360	
		COVIVIO	3,349	171,971.150	
		WAREHOUSES DE PAUW SCA	10,663	218,591.500	
	ユーロ	小計		1,567,832.990 (257,547,925)	
	香港・ドル	LINK REIT	167,000	5,586,150.000	
		HKT TRUST AND HKT LTD-SS	248,000	2,360,960.000	
	香港・ドル	小計		7,947,110.000 (158,147,489)	
投資証券	合計			12,677,160,316 [12,677,160,316]	
合計				12,677,160,316 [12,677,160,316]	

投資証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

(注) 1. 各種通貨毎の小計の欄における () 内の金額は、邦貨換算額であります。

2. 合計欄における [] 内の金額は、外貨建有価証券の邦貨換算額の合計額であり、内数で表示しております。

3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄数	組入株式 時価比率	組入 投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	株式 572 銘柄 投資証券 34 銘柄	97.8%	2.2%	79.0%
イギリス・ポンド	株式 75 銘柄 投資証券 2 銘柄	99.3%	0.7%	3.5%
イスラエル・シケル	株式 8 銘柄	100%	-%	0.1%
オーストラリア・ドル	株式 48 銘柄 投資証券 9 銘柄	91.2%	8.8%	1.8%
カナダ・ドル	株式 84 銘柄 投資証券 1 銘柄	99.9%	0.1%	3.0%
シンガポール・ドル	投資証券 2 銘柄 株式 12 銘柄	92.9%	7.1%	0.3%
スイス・フラン	株式 46 銘柄	100%	-%	2.2%
スウェーデン・クローナ	株式 44 銘柄	100%	-%	0.8%
デンマーク・クローネ	株式 16 銘柄	100%	-%	0.8%
ニュージーランド・ドル	株式 5 銘柄	100%	-%	0.0%
ノルウェー・クローネ	株式 11 銘柄	100%	-%	0.2%
ユーロ	株式 213 銘柄 投資証券 5 銘柄	99.5%	0.5%	7.8%
香港・ドル	投資証券 2 銘柄 株式 22 銘柄	94.9%	5.1%	0.5%

第2 信用取引契約残高明細表
該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表
「注記表（デリバティブ取引に関する注記）」に記載しております。

2【ファンドの現況】

ダイワ先進国株式インデックス（為替ヘッジあり）（投資一任専用）

【純資産額計算書】

2024年11月29日

I 資産総額	2,999,338 円
II 負債総額	217 円
III 純資産総額（I－II）	2,999,121 円
IV 発行済数量	2,586,522 口
V 1 単位当たり純資産額（III／IV）	1.1595 円

（参考）外国株式インデックス為替ヘッジ型マザーファンド

純資産額計算書

2024年11月29日

I 資産総額	145,210,388,107 円
II 負債総額	65,856,144 円
III 純資産総額（I－II）	145,144,531,963 円
IV 発行済数量	43,146,732,624 口
V 1 単位当たり純資産額（III／IV）	3.3640 円

ダイワ先進国株式インデックス（為替ヘッジなし）（投資一任専用）

純資産額計算書

2024年11月29日

I 資産総額	104,988,216 円
II 負債総額	7,759 円
III 純資産総額（I－II）	104,980,457 円
IV 発行済数量	61,650,994 口
V 1 単位当たり純資産額（III／IV）	1.7028 円

（参考）外国株式インデックスマザーファンド

純資産額計算書

2024年11月29日

I 資産総額	675,230,043,411 円
II 負債総額	562,208,212 円
III 純資産総額（I－II）	674,667,835,199 円

IV	発行済数量	96,926,101,983 口
V	1 単位当たり純資産額 (Ⅲ／Ⅳ)	6.9606 円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 名義書換えの手続き等
該当事項はありません。
- (2) 受益者に対する特典
ありません。
- (3) 譲渡制限の内容
譲渡制限はありません。
- (4) 受益証券の再発行
受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。
- (5) 受益権の譲渡
 - ① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。
 - ② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
 - ③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。
- (6) 受益権の譲渡の対抗要件
受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。
- (7) 受益権の再分割
委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。
受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行ないます。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託会社が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託会社が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。
- (8) 償還金
償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。
- (9) 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて
振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約

款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

a. 資本金の額

2024年11月末日現在

資本金の額 414億2,454万1,896円

発行可能株式総数 799万9,980株

発行済株式総数 326万657株

過去5年間における資本金の額の増減：2024年10月1日262億5,026万9,396円増加しました。

b. 委託会社の機構

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。取締役は、株主総会において選任され、その任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでです。

取締役会は、4名以内の代表取締役を選定し、代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役、執行役員等から構成される経営会議は、経営全般にかかる基本的事項を審議し、決定します。経営会議は、分科会を設置し、専門的な事項についてはその権限を委ねることができます。

② 投資運用の意思決定機構

投資運用の意思決定機構の概要は、以下のとおりとなっています。

イ. 商品会議

ファンド設立時に経営会議の分科会である商品会議を開催し、ファンドの新規設定を決定します。

ロ. 商品担当役員

商品担当役員は、ファンド設立の趣旨に沿って、各ファンド運営上の諸方針を記載した基本計画書を決定します。

ハ. 運用会議

CIOが議長となり、原則として月1回運用会議を開催し、基本的な運用方針を決定します。

ニ. 運用部長・ファンドマネージャー

ファンドマネージャーは、基本計画書に定められた各ファンドの諸方針と運用会議で決定された基本的な運用方針にしたがって運用計画書を作成します。運用部長は、ファンドマネージャーから提示を受けた運用計画書について、基本計画書および運用会議の決定事項との整合性等を確認し、承認します。

ホ. リスクマネジメント会議

経営会議の分科会として、ファンドの運用リスクの状況・運用リスク管理等の状況についての報告を行ない、必要事項を審議・決定します。

2【事業の内容及び営業の概況】

委託会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社として、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務等の関連する業務を行なっています。

2024年11月末日現在、委託会社が運用を行なっている投資信託（親投資信託を除きます。）は次のとおりです。

基本的性格	本数（本）	純資産額の合計額（百万円）
単位型株式投資信託	90	348,957
追加型株式投資信託	793	29,960,833
株式投資信託 合計	883	30,309,790
単位型公社債投資信託	77	152,655
追加型公社債投資信託	14	1,393,841
公社債投資信託 合計	91	1,546,496
総合計	974	31,856,286

3【委託会社等の経理状況】

1. 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第282条及び第306条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第65期事業年度（2023年4月1日から2024年3月31日まで）の財務諸表についての監査を、有限責任 あずさ監査法人により受けております。

また、第66期事業年度に係る中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

3. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、百万円未満の端数を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2024年5月27日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	間瀬 友未
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	渡部 啓太

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和アセットマネジメント株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第65期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大和アセットマネジメント株式会社の2024年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は2024年5月15日開催の株主総会において、株式会社かんぼ生命保険を割当先とする新株式発行を決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

(1) 【貸借対照表】

(単位:百万円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金	1,982	4,813
有価証券	346	503
前払費用	393	481
未収委託者報酬	12,525	16,513
未収収益	47	78
関係会社短期貸付金	22,100	23,400
その他	59	88
流動資産計	37,455	45,878
固定資産		
有形固定資産	※1	※1
建物	3	2
器具備品	193	174
無形固定資産	1,482	1,342
ソフトウェア	1,351	1,063
ソフトウェア仮勘定	131	279
投資その他の資産	13,824	13,660
投資有価証券	8,260	8,448
関係会社株式	3,475	3,475
出資金	177	177
長期差入保証金	1,066	1,021
繰延税金資産	824	524
その他	20	12
固定資産計	15,503	15,180
資産合計	52,959	61,058

(単位:百万円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
負債の部		
流動負債		
預り金	101	158
未払金	5,874	6,187
未払収益分配金	38	39
未払償還金	12	12
未払手数料	4,525	5,849
その他未払金	※2 1,297	※2 285
未払費用	3,987	5,035
未払法人税等	560	3,842
未払消費税等	327	872
賞与引当金	692	1,048
その他	2	1
流動負債計	11,545	17,146
固定負債		
退職給付引当金	2,276	2,227
役員退職慰労引当金	51	62
その他	0	-
固定負債計	2,329	2,289
負債合計	13,874	19,435
純資産の部		
株主資本		
資本金	15,174	15,174
資本剰余金		
資本準備金	11,495	11,495
資本剰余金合計	11,495	11,495
利益剰余金		
利益準備金	374	374
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	11,505	13,048
利益剰余金合計	11,879	13,422
株主資本合計	38,549	40,092
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	534	1,530
評価・換算差額等合計	534	1,530
純資産合計	39,084	41,623
負債・純資産合計	52,959	61,058

(2) 【損益計算書】

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	69,845	76,221
その他営業収益	559	717
営業収益計	70,405	76,939
営業費用		
支払手数料	29,405	31,497
広告宣伝費	662	947
調査費	9,638	10,709
調査費	1,469	1,700
委託調査費	8,169	9,009
委託計算費	1,783	1,783
営業雑経費	1,658	2,285
通信費	181	163
印刷費	468	514
協会費	51	51
諸会費	17	18
その他営業雑経費	939	1,538
営業費用計	43,147	47,224
一般管理費		
給料	5,788	6,601
役員報酬	317	483
給料・手当	4,369	4,543
賞与	409	527
賞与引当金繰入額	692	1,048
福利厚生費	874	969
交際費	66	96
旅費交通費	95	192
租税公課	476	508
不動産賃借料	1,300	1,269
退職給付費用	488	334
役員退職慰労引当金繰入額	38	6
固定資産減価償却費	625	478
諸経費	2,193	1,888
一般管理費計	11,946	12,346
営業利益	15,310	17,368

(単位:百万円)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
営業外収益		
投資有価証券売却益	286	220
受取配当金	25	40
有価証券償還益	150	32
その他	146	93
営業外収益計	608	388
営業外費用		
有価証券償還損	2	196
投資有価証券売却損	244	1
その他	31	18
営業外費用計	277	215
経常利益	15,642	17,540
特別損失		
システム刷新関連費用	-	153
投資有価証券評価損	257	132
関係会社整理損失	229	-
特別損失計	486	286
税引前当期純利益	15,155	17,253
法人税、住民税及び事業税	4,589	5,533
法人税等調整額	248	△139
法人税等合計	4,838	5,394
当期純利益	10,317	11,859

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	15,174	11,495	374	13,925	14,299	40,969
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△ 12,737	△ 12,737	△ 12,737
当期純利益	-	-	-	10,317	10,317	10,317
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	△ 2,419	△ 2,419	△ 2,419
当期末残高	15,174	11,495	374	11,505	11,879	38,549

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	971	971	41,941
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△ 12,737
当期純利益	-	-	10,317
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△ 436	△ 436	△ 436
当期変動額合計	△ 436	△ 436	△ 2,856
当期末残高	534	534	39,084

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		利益剰余金 合計	
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金		
当期首残高	15,174	11,495	374	11,505	11,879	38,549
当期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△ 10,316	△ 10,316	△ 10,316
当期純利益	-	-	-	11,859	11,859	11,859
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当期変動額合計	-	-	-	1,543	1,543	1,543
当期末残高	15,174	11,495	374	13,048	13,422	40,092

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	534	534	39,084
当期変動額			
剰余金の配当	-	-	△ 10,316
当期純利益	-	-	11,859
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	995	995	995
当期変動額合計	995	995	2,538
当期末残高	1,530	1,530	41,623

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10～18年
器具備品	4～20年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員及びび参与についても当事業年度末要支給額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当事業年度末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は証券投資信託の信託約款に基づき、証券投資信託の運用について履行義務を負っております。委託者報酬は、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当社が日々サービスを提供する時に当該履行義務が充足されるため、証券投資信託の運用期間にわたり収益を認識しております。

(重要な会計上の見積り)

該当事項はありません。

(表示方法の変更)

(損益計算書関係)

前事業年度において、「営業外収益」の「その他」に含めておりました「受取配当金」は、営業外収益の総額の100分の10を超えたため、当事業年度より独立掲記することとしております。この表示方法の変更を反映させるため、前事業年度の財務諸表の組替えを行っております。

この結果、前事業年度の財務諸表において、「営業外収益」のその他に表示していた171百万円は、「受取配当金」25百万円、「その他」146百万円として組替えております。

(貸借対照表関係)

※1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
建物	38百万円	39百万円
器具備品	296百万円	308百万円

※2 関係会社項目

関係会社に対する資産及び負債には区分掲記されたもののほか次のものがあります。

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
未払金	1,178百万円	236百万円

3 保証債務

前事業年度 (2023年3月31日)

子会社である Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd. の債務 2,112 百万円に対して保証を行っております。

当事業年度 (2024年3月31日)

子会社である Daiwa Asset Management (Singapore) Ltd. の債務 2,354 百万円に対して保証を行っております。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	—	—	2,608
合計	2,608	—	—	2,608

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月23日 定時株主総会	普通株式	12,737	4,883	2022年 3月31日	2022年 6月24日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
2023年6月26日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

① 剰余金の配当の総額	10,316百万円
② 配当の原資	利益剰余金
③ 1株当たり配当額	3,955円
④ 基準日	2023年3月31日
⑤ 効力発生日	2023年6月27日

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位：千株)

	当事業年度期首 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	—	—	2,608
合計	2,608	—	—	2,608

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	剰余金の配当の 総額（百万円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2023年6月26日 定時株主総会	普通株式	10,316	3,955	2023年 3月31日	2023年 6月27日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
2024年6月19日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

① 剰余金の配当の総額	11,858百万円
② 配当の原資	利益剰余金
③ 1株当たり配当額	4,546円
④ 基準日	2024年3月31日
⑤ 効力発生日	2024年6月20日

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業及び投資助言・代理業などの資産運用に関する事業を行っております。資金運用については安全性の高い金融商品に限定しております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

証券投資信託に係る運用報酬の未決済額である未収委託者報酬は、運用するファンドの財産が信託されており、「投資信託及び投資法人に関する法律」、その他関係法令等により一定の制限が設けられているためリスクは極めて軽微であります。有価証券及び投資有価証券は、証券投資信託、株式であります。証券投資信託は事業推進目的で保有しており、価格変動リスク及び為替変動リスクに晒されております。株式は上場株式、非上場株式、子会社株式並びに関連会社株式を保有しており、上場株式は価格変動リスク及び発行体の信用リスクに、非上場株式、子会社株式及び関連会社株式は発行体の信用リスクに晒されております。関係会社短期貸付金は、親会社に対して貸付を行っているものであります。

未払手数料は証券投資信託の販売に係る代行手数料の未払額であります。その他未払金は主にグループ通算制度における通算親法人へ支払う法人税の未払額であります。未払費用は主にファンド運用に関係する業務を委託したことにより発生する費用の未払額であります。これらは、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①市場リスクの管理

(i) 為替変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに為替変動リスク管理の検討を行っております。

(ii) 価格変動リスクの管理

当社は、財務リスク管理規程に従い、個別の案件ごとに価格変動リスク管理の検討を行っており、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

②信用リスクの管理

発行体の信用リスクは財務リスク管理規程に従い、定期的に財務状況等を把握しリスクマネジメント会議において報告を行っております。

2. 金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

貸借対照表計上額、時価並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

前事業年度（2023年3月31日）

（1）時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券	57	7,882	—	7,939
資産合計	57	7,882	—	7,939

当事業年度（2024年3月31日）

（1）時価をもって貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

（単位：百万円）

	貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券	144	8,141	—	8,285
資産合計	144	8,141	—	8,285

（2）時価をもって貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間（1年以内）で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（注1）時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

株式は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。当社が保有している証券投資信託は基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。

（注2）市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中の投資有価証券には含めておりません。

（単位：百万円）

区分	前事業年度	当事業年度
非上場株式	666	666
子会社株式	1,448	1,448
関連会社株式	2,027	2,027

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

前事業年度 (2023年3月31日)

子会社株式 (貸借対照表計上額 1,448百万円) 及び関連会社株式 (貸借対照表計上額 2,027百万円) は、市場価格がないことから、記載しておりません。

当事業年度 (2024年3月31日)

子会社株式 (貸借対照表計上額 1,448百万円) 及び関連会社株式 (貸借対照表計上額 2,027百万円) は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

前事業年度 (2023年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	57	55	1
(2) その他	5,084	3,923	1,161
小計	5,141	3,978	1,163
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	2,798	3,190	△392
小計	2,798	3,190	△392
合計	7,939	7,168	△771

(注) 非上場株式 (貸借対照表計上額 666百万円) については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

当事業年度 (2024年3月31日)

	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの			
(1) 株式	144	55	89
(2) その他	6,597	4,268	2,329
小計	6,742	4,323	2,419
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの			
その他	1,543	1,756	△213
小計	1,543	1,756	△213
合計	8,285	6,079	2,205

(注) 非上場株式 (貸借対照表計上額 666百万円) については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 売却したその他有価証券

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	-	-	-
(2) その他 証券投資信託	2,359	296	244
合計	2,359	296	244

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
(1) 株式	-	-	-
(2) その他 証券投資信託	1,455	220	1
合計	1,455	220	1

4. 減損処理を行った有価証券

前事業年度において、証券投資信託について257百万円、関係会社株式について229百万円の減損処理を行っております。

当事業年度において、証券投資信託について132百万円の減損処理を行っております。

(退職給付関係)

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、非積立型の確定給付制度（退職一時金制度であります）及び確定拠出制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,399百万円	2,276百万円
勤務費用	150	138
退職給付の支払額	△ 322	△ 266
その他	48	78
退職給付債務の期末残高	2,276	2,227

(2) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務	2,276 百万円	2,227 百万円
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	2,276	2,227
退職給付引当金	2,276	2,227
貸借対照表に計上された負債と 資産の純額	2,276	2,227

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
勤務費用	150 百万円	138 百万円
その他	153	9
確定給付制度に係る退職給付費用	303	147

(注) その他には、臨時に支払った割増退職金等を含んでおります。

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度184百万円、当事業年度187百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(単位：百万円)

	前事業年度 (2023年3月31日)	当事業年度 (2024年3月31日)
繰延税金資産		
退職給付引当金	697	681
賞与引当金	182	262
投資有価証券評価損	177	204
未払事業税	114	197
関係会社株式評価損	155	155
出資金評価損	94	94
システム関連費用	68	25
その他	309	289
繰延税金資産小計	1,799	1,910
評価性引当額	△ 459	△ 486
繰延税金資産合計	1,339	1,424
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	△ 356	△ 740
連結法人間取引（譲渡益）	△ 159	△ 159
繰延税金負債合計	△ 515	△ 899
繰延税金資産の純額	824	524

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度（2023年3月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

当事業年度（2024年3月31日）

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社はグループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、証券投資信託に関する運用その他の業務を行っております。営業収益の内訳は、証券投資信託に関する運用に係る業務が 76,221 百万円、その他 717 百万円であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針)の4.収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当事業年度末において存在する顧客との契約から当事業年度の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報
重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

前事業年度(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(ア) 財務諸表提出会社の親会社

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	㈱大和証券グループ本社	東京都千代田区	247,397	証券持株会社業	被所有 100.0	あり	経営管理	資金の貸付 利息の受取 (注)	17,100 0	関係会社短期貸付金 -	22,100 -

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 貸付利息については市場金利を勘案して合理的に決定し、返済期間は1年以内としております。なお、担保は受け入れておりません。

当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	㈱大和証券グループ本社	東京都千代田区	247,397	証券持株会社業	被所有 100.0	あり	経営管理	資金の貸付 利息の受取 (注)	11,100 0	関係会社短期貸付金 -	23,400 -

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 貸付利息については市場金利を勘案して合理的に決定し、返済期間は1年以内としております。なお、担保は受け入れておりません。

(イ) 財務諸表提出会社の子会社

前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore)Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	所有 直接100.0	経営管理	債務保証 (注)	2,112	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	Daiwa Asset Management (Singapore)Ltd.	Singapore	133	金融商品取引業	所有直接100.0	経営管理	債務保証 (注)	2,354	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) シンガポール通貨庁(MAS)に対する当社からの保証状により、当該関連当事者の債務不履行、及びMASへの全ての損害等に対して保証しております。なお、債務総額は当該関連当事者の総運用資産額に応じて保証状にて定めるとおりに決定しております。

(ウ) 財務諸表提出会社と同一の親会社をもつ会社

前事業年度（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売	証券投資信託の代行手数料 (注2)	13,072	未払手数料	2,663
						本社ビルの管理	不動産の賃借料(注3)	1,062	長期差入保証金	1,054
同一の親会社をもつ会社	(株)大和総研	東京都江東区	3,898	情報サービス業	-	ソフトウェアの開発・保守	ソフトウェアの購入・保守 (注4)	883	未払費用	81

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し交渉の上、決定しております。

(注4) ソフトウェアの購入・保守については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

当事業年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
同一の親会社をもつ会社	大和証券(株)	東京都千代田区	100,000	金融商品取引業	-	証券投資信託受益証券の募集販売 本社ビルの管理	証券投資信託の代行手数料 (注2)	13,749	未払手数料	3,491
							不動産の賃借料 (注3)	1,030	長期差入保証金	1,010
同一の親会社をもつ会社	株大和総研	東京都江東区	3,898	情報サービス業	-	ソフトウェアの開発・保守	ソフトウェアの購入・保守 (注4)	902	未払費用	87

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

(注2) 証券投資信託の代行手数料については、証券投資信託の信託約款に定める受益者が負担する信託報酬のうち、当社が受け取る委託者報酬から代理事務に係る手数料として代行手数料を支払います。委託者報酬の配分は、両者協議のうえ合理的に決定しております。

(注3) 差入保証金および賃借料については、近隣相場等を勘案し交渉の上、決定しております。

(注4) ソフトウェアの購入・保守については、市場の実勢価格を勘案して、その都度交渉の上、購入価格を決定しております。

2. 親会社に関する注記

株式会社大和証券グループ本社（東京証券取引所、名古屋証券取引所に上場）

(1株当たり情報)

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
1株当たり純資産額	14,983.42円	1株当たり純資産額 15,956.63円
1株当たり当期純利益	3,955.35円	1株当たり当期純利益 4,546.57円

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	当事業年度 (自 2023年4月1日 至 2024年3月31日)
当期純利益(百万円)	10,317	11,859
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525	2,608,525

(重要な後発事象)

(株式会社かんぽ生命保険を割当先とする新株式発行)

2024年5月15日開催の株主総会において、株式会社かんぽ生命保険を割当先とする新株式発行を決議いたしました。条件等は次のとおりであります。

募集等の方法	第三者割当
発行する株式の種類及び数	普通株式 652,132株
払込金額	1株につき80,506円
払込金額の総額	52,500,538,792円
増加する資本金の金額	26,250,269,396円
払込期日	2024年7月1日(予定)
資金の使途	投融資及び運転資金に充当する予定であります。
新株式発行前の発行済株式総数に対する議決権比率	株式会社大和証券グループ本社：100%
新株式発行後の発行済株式総数に対する議決権比率	株式会社大和証券グループ本社：80% 株式会社かんぽ生命保険：20%

独立監査人の中間監査報告書

2024年11月25日

大和アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 渡部 啓太

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 松田 好弘

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられている大和アセットマネジメント株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第66期事業年度の中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、大和アセットマネジメント株式会社の2024年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2024年4月1日から2024年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

強調事項

注記事項（重要な後発事象）に記載されているとおり、会社は2024年10月1日付で株式会社かんぽ生命保険を割当先とする新株式発行を実施している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

中間財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の

執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 1. 上記の監査報告書の原本は当社が別途保管しております。

(注) 2. XBRL データは監査の対象には含まれていません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

(単位:百万円)

		当中間会計期間 (2024年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金		4,555
有価証券		1,271
未収委託者報酬		18,273
関係会社短期貸付金		16,900
その他		916
流動資産合計		41,916
固定資産		
有形固定資産	※1	60
無形固定資産		
ソフトウェア		878
その他		346
無形固定資産合計		1,225
投資その他の資産		
投資有価証券		9,666
関係会社株式		3,414
繰延税金資産		748
その他		1,095
投資その他の資産合計		14,924
固定資産合計		16,211
資産合計		58,128

(単位:百万円)

当中間会計期間
(2024年9月30日)

負債の部		
流動負債		
未払金		6,580
未払費用		5,540
未払法人税等		4,405
賞与引当金		910
その他	※2	1,107
流動負債合計		18,545
固定負債		
退職給付引当金		2,270
役員退職慰労引当金		55
固定負債合計		2,325
負債合計		20,870
純資産の部		
株主資本		
資本金		15,174
資本剰余金		
資本準備金		11,495
資本剰余金合計		11,495
利益剰余金		
利益準備金		374
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		8,774
利益剰余金合計		9,148
株主資本合計		35,818
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		1,438
評価・換算差額等合計		1,438
純資産合計		37,257
負債・純資産合計		58,128

(2) 中間損益計算書

(単位:百万円)

	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
営業収益		
委託者報酬		44,508
その他営業収益		483
営業収益合計		44,992
営業費用		
支払手数料		18,092
その他営業費用		9,300
営業費用合計		27,392
一般管理費	※1	6,708
営業利益		10,890
営業外収益	※2	281
営業外費用	※3	21
経常利益		11,150
特別利益	※4	491
特別損失	※5	154
税引前中間純利益		11,487
法人税、住民税及び事業税		4,086
法人税等調整額		△183
中間純利益		7,584

(3) 中間株主資本等変動計算書

当中間会計期間（自 2024年4月1日 至 2024年9月30日）

（単位：百万円）

	株主資本					株主資本合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金		利益剰余金 合計	
		資本準備金	利益準備金	その他利益 剰余金		
当期首残高	15,174	11,495	374	13,048	13,422	40,092
当中間期変動額						
剰余金の配当	-	-	-	△11,858	△11,858	△11,858
中間純利益	-	-	-	7,584	7,584	7,584
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）	-	-	-	-	-	-
当中間期変動額 合計	-	-	-	△4,274	△4,274	△4,274
当中間期末残高	15,174	11,495	374	8,774	9,148	35,818

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	1,530	1,530	41,623
当中間期変動額			
剰余金の配当	-	-	△11,858
中間純利益	-	-	7,584
株主資本以外の 項目の当中間期 変動額（純額）	△91	△91	△91
当中間期変動額 合計	△91	△91	△4,365
当中間期末残高	1,438	1,438	37,257

注記事項

(重要な会計方針)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法により計上しております。

(2) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

中間決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	10～18年
器具備品	4～20年

(2) 無形固定資産

定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年間）に基づく定額法によっております。

3. 引当金の計上基準

(1) 賞与引当金

役員及び従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額の当中間会計期間負担額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当社の退職金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。これは、当社の退職金は、将来の昇給等による給付額の変動がなく、貢献度、能力及び実績等に応じて事業年度ごとに各人別の勤務費用が確定するためであります。また、執行役員及び参与についても当中間会計期間末要支給額を計上しております。

(3) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支給に備えるため、当社の役員退職慰労金規程に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

当社は証券投資信託の信託約款に基づき、証券投資信託の運用について履行義務を負っております。委託者報酬は、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を受け取ります。当社が日々サービスを提供する時に当該履行義務が充足されるため、証券投資信託の運用期間にわたり収益を認識しております。

5. その他中間財務諸表の作成のための基本となる重要な事項

当社は株式会社大和証券グループ本社を通算親法人とするグループ通算制度を適用しておりましたが、2024年10月1日の第三者割当増資により、株式会社大和証券グループ本社の100%子会社ではなくなったため、株式会社大和証券グループ本社を通算親法人とするグループ通算制度から離脱しています。

(中間貸借対照表関係)

※1 減価償却累計額

	当中間会計期間 (2024年9月30日現在)
有形固定資産	358百万円

※2 消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、金額的重要性が乏しいため、流動負債の「その他」に含めて表示しております。

3 保証債務

当中間会計期間(2024年9月30日現在)

子会社であるDaiwa Asset Management(Singapore)Ltd.の債務2,340百万円に対して保証を行っております。

(中間損益計算書関係)

※1 減価償却実施額

	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
有形固定資産	9百万円
無形固定資産	211百万円

※2 営業外収益の主要項目

	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
投資有価証券売却益	184百万円
有価証券償還益	45百万円
受取配当金	27百万円

※3 営業外費用の主要項目

	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
為替差損	17百万円

※4 特別利益の項目

	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
投資有価証券売却益	380百万円
固定資産売却益	
美術品	83百万円
ゴルフ会員権	26百万円

※5 特別損失の項目

	当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)
固定資産売却損	
美術品	85百万円
ゴルフ会員権	15百万円
投資有価証券評価損	53百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

(単位:千株)

	当事業年度期首 株式数	当中間会計期間 増加株式数	当中間会計期間 減少株式数	当中間会計期間末 株式数
発行済株式				
普通株式	2,608	—	—	2,608
合計	2,608	—	—	2,608

2. 配当に関する事項

配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2024年6月19日 定時株主総会	普通株式	11,858	4,546	2024年 3月31日	2024年 6月20日

(金融商品関係)

当中間会計期間 (2024年9月30日)

金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項

中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額並びにレベルごとの内訳等については、次のとおりであります。また、金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって中間貸借対照表価額とする金融資産及び金融負債

(単位:百万円)

	中間貸借対照表計上額			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券	1,602	8,991	—	10,594
資産合計	1,602	8,991	—	10,594

(2) 時価をもって中間貸借対照表価額としない金融資産及び金融負債

現金・預金、未収委託者報酬、関係会社短期貸付金、未払金及び未払費用は、短期間(1年以内)で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

市場で取得した株式及び上場投資信託は活発な市場における無調整の相場価格を利用できることから、その時価をレベル1に分類しております。当社が保有している証券投資信託のうちレベル1の時価を採用しているもの以外は基準価額を用いて評価しており、当該基準価額は活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2に分類しております。

(注2) 市場価格のない株式等の中間貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中の投資有価証券には含めておりません。

(単位：百万円)

区分	当中間会計期間
非上場株式	342
子会社株式	1,386
関連会社株式	2,027

(有価証券関係)

当中間会計期間(2024年9月30日)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式(中間貸借対照表計上額 1,386百万円)及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額 2,027百万円)は、市場価格がないことから、記載しておりません。

2. その他有価証券

	中間貸借対照表 計上額(百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が取得 原価を超えるもの			
(1) 株式	123	55	67
(2) その他	6,715	4,477	2,238
小計	6,838	4,532	2,306
中間貸借対照表計上額が取得 原価を超えないもの			
その他	3,756	3,988	△232
小計	3,756	3,988	△232
合計	10,594	8,520	2,073

(注) 非上場株式(中間貸借対照表計上額 342百万円)については、市場価格がないことから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

(収益認識関係)

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、証券投資信託に関する運用その他の業務を行っております。営業収益の内訳は、証券投資信託に関する運用に係る業務が 44,508 百万円、その他 483 百万円であります。

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

(重要な会計方針)の4.収益及び費用の計上基準に記載のとおりであります。

(3) 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当中間会計期間末において存在する顧客との契約から当中間会計期間の末日後に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

重要性が乏しいため記載を省略しております。

(セグメント情報等)

[セグメント情報]

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

当社は、資産運用に関する事業の単一セグメントであるため記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

1. サービスごとの情報

単一のサービス区分の営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

内国籍証券投資信託又は本邦顧客からの営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

営業収益のうち、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当中間会計期間(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
1株当たり純資産額	14,283.03円
1株当たり中間純利益	2,907.52円

(注1) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり中間純利益の算定上の基礎は、以下の通りであります。

当中間会計期間 (自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)	
中間純利益(百万円)	7,584
普通株式に係る中間純利益(百万円)	7,584
普通株主に帰属しない金額(百万円)	—
普通株式の期中平均株式数(株)	2,608,525

(重要な後発事象)

(株式会社かんぼ生命保険を割当先とする新株式発行)

2024年5月15日開催の株主総会及び2024年6月27日開催の臨時株主総会において、株式会社かんぼ生命保険を割当先とする新株式発行について決議し、2024年10月1日付で払込手続きが完了いたしました。

募集等の方法	第三者割当
発行する株式の種類及び数	普通株式 652,132株
払込金額	1株につき80,506円
払込金額の総額	52,500,538,792円
増加する資本金の金額	26,250,269,396円
払込日	2024年10月1日
資金の用途	投融資及び運転資金に充当する予定であります。
新株式発行前の発行済株式総数に対する議決権比率	株式会社大和証券グループ本社：100%
新株式発行後の発行済株式総数に対する議決権比率	株式会社大和証券グループ本社：80% 株式会社かんぼ生命保険：20%

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- ① 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ② 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)
- ③ 通常の見積りの条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下④⑤において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は店頭デリバティブ取引を行なうこと。
- ④ 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- ⑤ 上記③④に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

- a. 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項
2024年5月15日、株式会社かんぽ生命保険と資本業務提携を締結し、本提携に基づき2024年10月1日、かんぽ生命保険を引き受け先とする第三者割当増資を実施いたしました。
- b. 訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実
訴訟事件その他委託会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

追加型証券投資信託

(ダイワ先進国株式インデックス (為替ヘッジあり)
(投資一任専用))

約 款

大和アセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、投資成果をMSC I コクサイ指数（配当込み、円ヘッジ・ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国株式インデックス為替ヘッジ型マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、先進国の株式（DR（預託証券）を含みます。）に投資し、投資成果をMSC I コクサイ指数（配当込み、円ヘッジ・ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行ないます。
- ② マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- ③ マザーファンドにおいて、MSC I コクサイ指数（配当込み、円ヘッジ・ベース）の動きに連動させることをめざして、保有外貨建資産について為替ヘッジを行ないます。
- ④ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(3) 投資制限

- ① マザーファンドの受益証券への投資制限
マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- ② 株式への投資制限
株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ③ 投資信託証券への投資制限
投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 外貨建資産への投資制限
外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

3. 収益分配方針

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
- ③ 留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

追加型証券投資信託
(ダイワ先進国株式インデックス(為替ヘッジあり)(投資一任専用))
約 款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第 1条 この信託は、証券投資信託であり、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けません。

③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第29条において同じ。))を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的および金額)

第 2条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けません。

(信託金の限度額)

第 3条 委託者は、受託者と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第47条第1項、第48条第1項、第49条第1項および第51条第2項の規定による信託終了日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第 5条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第 6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第 7条 委託者は、第2条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

③ 前項の規定により受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行ないません。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託者が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託者が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

③ 外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ④ 第27条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として委託者が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める積立投資約款に従い積立投資契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。

- ③ 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

- ④ 第1項および第2項の規定にかかわらず、委託者および指定販売会社は、次の各号に掲げる日を取得申込受付日とする受益権の取得申込の受付を行ないません。

1. 別に定める取引所の休業日と同じ日付の日
2. 第45条第2項第2号に定める日

- ⑤ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

- ⑥ 前項の規定にかかわらず、受益者が積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第37条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下

同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、指定販売会社は、取得申込の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込を取消することができるものとします。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限ります。)

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された外国株式インデックス為替ヘッジ型マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券、ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)

6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)

8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)

9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券

します。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第23条まで、第25条、第27条、第32条から第34条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

（投資する株式等の範囲）

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとし、ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとし、

（信用取引の指図範囲）

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができます。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとし、

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限り、）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第21条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとし、（以下同じ。）。)

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取

金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（デリバティブ取引等にかかる投資制限）

第24条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

（有価証券の貸付けの指図および範囲）

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
3. 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第26条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図および範囲）

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産にかかる為替の売予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ④ 第2項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当

する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第28条 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(信託業務の委託等)

第29条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第30条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第31条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第32条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第33条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第34条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払

資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡り日までの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第35条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第36条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第37条 この信託の計算期間は、毎年11月21日から翌年11月20日までとします。ただし、第1計算期間は、2022年2月18日から2022年11月20日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

（信託財産に関する報告等）

第38条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用および監査報酬）

第39条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要な費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

（信託報酬等の額および支弁の方法）

第40条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の26.5の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日（6カ月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から

支弁します。

(収益の分配方式)

第41条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第42条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行なうものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第43条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金および償還金の時効)

第44条 受益者が、収益分配金については第42条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については同条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第45条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位として委託者または指定販売会社

が定める単位（積立投資契約にかかる受益権については、1口の整数倍とします。）をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、委託者は、次の各号に掲げる日を一部解約請求受付日とする一部解約請求の受付を行いません。なお、前項の一部解約請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
 1. 別に定める取引所の休業日と同じ日付の日
 2. 前号のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託者が定める日
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約請求をするときは、委託者または指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約請求の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた一部解約請求を取消することができるものとします。
- ⑥ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第46条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

（信託契約の解約）

- 第47条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
 - ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
 - ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
 - ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行なうことが困難な場合も同じとします。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

- 第48条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。
- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第52条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

- 第49条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第52条の書面決議で否決された場合を除き、

当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第50条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第51条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第52条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第52条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第53条 この信託は、受益者が第45条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第47条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第54条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第55条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第56条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.daiwa-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第57条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第 1条 この約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第 2条 第42条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第 3条 第23条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第 4条 第23条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

2022年2月18日

委託者 大和アセットマネジメント株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

I 別に定める取引所

約款第12条および第45条の「別に定める取引所」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所

追加型証券投資信託

(ダイワ先進国株式インデックス (為替ヘッジなし)
(投資一任専用))

約 款

大和アセットマネジメント株式会社

運用の基本方針

約款第18条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、投資成果をMSCIコクサイ指数（配当込み、円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行いません。

2. 運用方法

(1) 投資対象

外国株式インデックスマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- ① 主として、マザーファンドの受益証券を通じて、先進国の株式（DR（預託証券）を含みます。）に投資し、投資成果をMSCIコクサイ指数（配当込み、円ベース）の動きに連動させることをめざして運用を行いません。
- ② マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。
- ③ 為替変動リスクを回避するための為替ヘッジは原則として行いません。
- ④ 当初設定日直後、大量の追加設定または解約が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったとき等ならびに信託財産の規模によっては、上記の運用が行なわれないことがあります。

(3) 投資制限

- ① マザーファンドの受益証券への投資制限
マザーファンドの受益証券への投資割合には、制限を設けません。
- ② 株式への投資制限
株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ③ 投資信託証券への投資制限
投資信託証券（マザーファンドの受益証券および上場投資信託証券を除きます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以下とします。
- ④ 外貨建資産への投資制限
外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。

3. 収益分配方針

- ① 分配対象額は、経費控除後の配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等とします。
- ② 原則として、信託財産の成長に資することを目的に、配当等収益の中から基準価額の水準等を勘案して分配金額を決定します。ただし、配当等収益が少額の場合には、分配を行なわないことがあります。
- ③ 留保益は、上記「基本方針」および「運用方法」に基づいて運用します。

追加型証券投資信託
(ダイワ先進国株式インデックス(為替ヘッジなし)(投資一任専用))
約 款

(信託の種類、委託者および受託者、信託事務の委託)

第 1条 この信託は、証券投資信託であり、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし、三井住友信託銀行株式会社を受託者とします。

② この信託は、信託法(平成18年法律第108号)(以下「信託法」といいます。)の適用を受けません。

③ 受託者は、信託法第28条第1号に基づく信託事務の委託として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託者の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第2条第1項にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下本条、第17条第1項、同条第2項および第29条において同じ。))を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。

④ 前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行なうものとします。

(信託の目的および金額)

第 2条 委託者は、金100万円を受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引き受けません。

(信託金の限度額)

第 3条 委託者は、受託者と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。

② 委託者は、受託者と合意のうえ、前項の限度額を変更することができます。

(信託期間)

第 4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第47条第1項、第48条第1項、第49条第1項および第51条第2項の規定による信託終了日までとします。

(受益権の取得申込の勧誘の種類)

第 5条 この信託にかかる受益権の取得申込の勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(当初の受益者)

第 6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条の規定により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(受益権の分割および再分割)

第 7条 委託者は、第2条の規定による受益権については100万口に、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

② 委託者は、受託者と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律(以下「社振法」といいます。)に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

③ 前項の規定により受益権の再分割を行なうにあたり、各受益者が保有する受益権口数に1口未満の端数が生じることとなる場合には、当該端数を切り捨てるものとし、当該端数処理は口座管理機関ごとに行ないます。また、各受益者が保有することとなる受益権口数の合計数と、受益権の再分割の比率に基づき委託者が計算する受益権口数の合計数との間に差が生じることとなる場合には、委託者が計算する受益権口数を当該差分減らし、当該口数にかかる金額については益金として計上することとします。

(追加信託の価額および口数、基準価額の計算方法)

第 8条 追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に、当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

② この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権口数で除した金額をいいます。

③ 外貨建資産(外国通貨表示の有価証券(以下「外貨建有価証券」といいます。))、預金その他の資産をいいます。以下同じ。)の円換算については、原則として、わが国における計算日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。

- ④ 第27条に規定する予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

(信託日時の異なる受益権の内容)

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(受益権の帰属と受益証券の不発行)

第10条 この信託のすべての受益権は、社振法の規定の適用を受け、受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」をいい、以下「振替機関」といいます。）および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ② 委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

- ③ 委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(受益権の設定にかかる受託者の通知)

第11条 受託者は、信託契約締結日に生じた受益権については信託契約締結時に、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行ないます。

(受益権の申込単位および価額)

第12条 委託者は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として委託者が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。

- ② 委託者の指定する第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者をいいます。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。）（以下総称して「指定販売会社」といいます。）は、第7条第1項の規定により分割される受益権の取得申込者に対し、最低単位を1円単位または1口単位として指定販売会社が定める単位をもって取得の申込に応じることができます。ただし、指定販売会社と別に定める積立投資約款に従い積立投資契約を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得の申込に応じることができるものとします。

- ③ 前項の取得申込者は指定販売会社に、取得申込と同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、指定販売会社は、当該取得申込の代金（第5項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行なうことができます。

- ④ 第1項および第2項の規定にかかわらず、委託者および指定販売会社は、次の各号に掲げる日を取得申込受付日とする受益権の取得申込の受付を行ないません。

1. 別に定める取引所の休業日と同じ日付の日
2. 第45条第2項第2号に定める日

- ⑤ 第1項および第2項の受益権の価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料ならびに当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、委託者または指定販売会社が別に定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。

- ⑥ 前項の規定にかかわらず、受益者が積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する場合の受益権の価額は、原則として、第37条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

- ⑦ 前各項の規定にかかわらず、金融商品取引所（金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下

同じ。)等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情が発生し、委託者が追加設定を制限する措置をとった場合には、指定販売会社は、取得申込の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた取得申込を取消することができるものとします。

(受益権の譲渡にかかる記載または記録)

第13条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。

③ 委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(受益権の譲渡の対抗要件)

第14条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

(投資の対象とする資産の種類)

第15条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条に掲げるものをいいます。以下同じ。)

イ. 有価証券

ロ. デリバティブ取引にかかる権利(金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第21条、第22条および第23条に定めるものに限りません。)

ハ. 約束手形

ニ. 金銭債権のうち、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則第22条第1項第6号に掲げるもの

2. 次に掲げる特定資産以外の資産

イ. 為替手形

(有価証券および金融商品の指図範囲等)

第16条 委託者は、信託金を、主として、大和アセットマネジメント株式会社を委託者とし三井住友信託銀行株式会社を受託者として締結された外国株式インデックスマザーファンド(以下「マザーファンド」といいます。)の受益証券、ならびに次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図することができます。

1. 株券または新株引受権証券

2. 国債証券

3. 地方債証券

4. 特別の法律により法人の発行する債券

5. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)

6. 特定目的会社にかかる特定社債券(金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。)

7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券(金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。)

8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券(金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。)

9. 特定目的会社にかかる優先出資証券または新優先出資引受権を表示する証券(金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。)

10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。)および新株予約権証券

します。

③ 委託者は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、信託財産と、委託者、その取締役、執行役および委託者の利害関係人等（金融商品取引法第31条の4第3項および同条第4項に規定する親法人等または子法人等をいいます。）または委託者が運用の指図を行なう他の信託財産との間で、第15条、第16条第1項および同条第2項に掲げる資産への投資等ならびに第20条から第23条まで、第25条、第27条、第32条から第34条までに掲げる取引その他これらに類する行為を行なうことの指図をすることができ、受託者は、委託者の指図により、当該投資等ならびに当該取引、当該行為を行なうことができます。

④ 前3項の場合、委託者および受託者は、受益者に対して信託法第31条第3項および同法第32条第3項の通知は行ないません。

（運用の基本方針）

第18条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針に従って、その指図を行ないます。

（投資する株式等の範囲）

第19条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、金融商品取引所に上場されている株式の発行会社の発行するもの、金融商品取引所に準ずる市場において取引されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

② 前項の規定にかかわらず、上場予定または登録予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場または登録されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

（信用取引の指図範囲）

第20条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売り付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行なうことの指図をすることができます。

② 前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行なうことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）の新株予約権に限り。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

（先物取引等の運用指図）

第21条 委託者は、わが国の金融商品取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の金融商品取引所におけるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めるものとします（以下同じ。）。

② 委託者は、わが国の金融商品取引所における通貨にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における通貨にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

③ 委託者は、わが国の金融商品取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の金融商品取引所における金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行なうことの指図をすることができます。

（スワップ取引の運用指図）

第22条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、異なった通貨、異なった受取

金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行なうことの指図をすることができます。

- ② スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ スワップ取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ④ 委託者は、スワップ取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（金利先渡取引および為替先渡取引の運用指図）

第23条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうことの指図をすることができます。

- ② 金利先渡取引および為替先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則として、第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③ 金利先渡取引および為替先渡取引の評価は、市場実勢金利等をもとに算出した価額で行なうものとします。
- ④ 委託者は、金利先渡取引および為替先渡取引を行なうにあたり担保の提供あるいは受入れが必要と認めるときは、担保の提供あるいは受入れの指図を行なうものとします。

（デリバティブ取引等にかかる投資制限）

第24条 委託者は、デリバティブ取引等について、一般社団法人投資信託協会規則に定める合理的な方法により算出した額が、信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

（有価証券の貸付けの指図および範囲）

第25条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式、公社債および投資信託証券を次の各号の範囲内で貸付けることの指図をすることができます。

1. 株式の貸付けは、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
2. 公社債の貸付けは、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
3. 投資信託証券の貸付けは、貸付時点において、貸付投資信託証券の時価合計額が、信託財産で保有する投資信託証券の時価合計額を超えないものとします。
- ② 前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は、すみやかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- ③ 委託者は、有価証券の貸付けにあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。

（特別の場合の外貨建有価証券への投資制限）

第26条 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

（外国為替予約取引の指図および範囲）

第27条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、外国為替の売買の予約取引の指図をすることができます。

- ② 前項の予約取引の指図は、信託財産にかかる為替の買予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額と、信託財産にかかる為替の売予約とマザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額との合計額との差額につき円換算した額が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。ただし、信託財産に属する外貨建資産の為替変動リスクを回避するためにする当該予約取引の指図については、この限りではありません。
- ③ 前項においてマザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の買予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる為替の売予約の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ④ 第2項の限度額を超えることとなった場合には、委託者は所定の期間内に、その超える額に相当

する為替予約の一部を解消するための外国為替の売買の予約取引の指図をするものとします。

(信用リスク集中回避のための投資制限)

第28条 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行なうこととします。

(信託業務の委託等)

第29条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務にかかる実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ② 受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③ 前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存にかかる業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為にかかる業務
 4. 受託者が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

(混蔵寄託)

第30条 金融機関または第一種金融商品取引業者（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下本条において同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または第一種金融商品取引業者が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または第一種金融商品取引業者の名義で混蔵寄託できるものとします。

(信託財産の登記等および記載等の留保等)

第31条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

- ② 前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、すみやかに登記または登録をするものとします。
- ③ 信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- ④ 動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

(一部解約の請求および有価証券売却等の指図)

第32条 委託者は、信託財産に属するマザーファンドの受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求および信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

(再投資の指図)

第33条 委託者は、前条の規定による一部解約代金および売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(資金の借入れ)

第34条 委託者は、信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払

資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

- ② 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から、信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡りまでの間、または解約代金の入金日までの間、もしくは償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行なう日における信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
- ③ 収益分配金の再投資にかかる借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④ 借入金の利息は信託財産中から支弁します。

（損益の帰属）

第35条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

（受託者による資金の立替え）

第36条 信託財産に属する有価証券について、借替、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ② 信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰り入れることができます。
- ③ 前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

（信託の計算期間）

第37条 この信託の計算期間は、毎年11月21日から翌年11月20日までとします。ただし、第1計算期間は、2022年2月18日から2022年11月20日までとします。

- ② 前項の規定にかかわらず、前項の規定により各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日の場合には、各計算期間終了日は該当日の翌営業日とし、その翌日から次の計算期間が開始されるものとします。

（信託財産に関する報告等）

第38条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ② 受託者は、信託終了のときに最終計算を行ない、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。
- ③ 受託者は、前2項の報告を行なうことにより、受益者に対する信託法第37条第3項に定める報告は行なわないこととします。
- ④ 受益者は、受託者に対し、信託法第37条第2項に定める書類または電磁的記録の作成に欠くことのできない情報その他の信託に関する重要な情報および当該受益者以外の者の利益を害するおそれのない情報を除き、信託法第38条第1項に定める閲覧または謄写の請求をすることはできないものとします。

（信託事務の諸費用および監査報酬）

第39条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託者の立替えた立替金の利息および信託財産にかかる監査報酬ならびに当該監査報酬にかかる消費税等に相当する金額（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

- ② 信託財産に属する有価証券等に関連して発生した訴訟係争物たる権利その他の権利に基づいて益金が生じた場合、当該支払いに際して特別に必要な費用（データ処理費用、郵送料等）は、受益者の負担とし、当該益金から支弁します。

（信託報酬等の額および支弁の方法）

第40条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第37条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の26.5の率を乗じて得た額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。

- ② 前項の信託報酬は、毎計算期間の最初の6カ月終了日（6カ月終了日が休業日の場合には、翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁します。
- ③ 第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から

支弁します。

(収益の分配方式)

第41条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 配当金、利子、貸付有価証券にかかる品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額（以下「配当等収益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
2. 売買損益に評価損益を加減した利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。

② 毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

(収益分配金、償還金および一部解約金の支払い)

第42条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。

② 前項の規定にかかわらず、積立投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が指定販売会社に支払われます。この場合、指定販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の取得の申込に応じるものとします。当該取得申込により増加した受益権は、第10条第3項の規定に従い、振替口座簿に記載または記録されます。

③ 償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権口数で除した額をいいます。以下同じ。）は、信託終了日後1カ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者として）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

④ 一部解約金は、一部解約請求受付日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。

⑤ 前各項（第2項を除きます。）に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、指定販売会社の営業所等において行なうものとします。ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行なうものとします。

⑥ 収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとします。

(収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責)

第43条 受託者は、収益分配金については原則として毎計算期間終了日の翌営業日までに、償還金については前条第3項に規定する支払開始日までに、一部解約金については前条第4項に規定する支払開始日までに、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

② 受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じません。

(収益分配金および償還金の時効)

第44条 受益者が、収益分配金については第42条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないときならびに信託終了による償還金については同条第3項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

(信託契約の一部解約)

第45条 受益者は、自己に帰属する受益権につき、最低単位を1口単位として委託者または指定販売会社

が定める単位（積立投資契約にかかる受益権については、1口の整数倍とします。）をもって、委託者に一部解約請求をすることができます。

- ② 委託者は、前項の一部解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。ただし、委託者は、次の各号に掲げる日を一部解約請求受付日とする一部解約請求の受付を行いません。なお、前項の一部解約請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。
 1. 別に定める取引所の休業日と同じ日付の日
 2. 前号のほか、一部解約金の支払い等に支障を来すおそれがあるとして委託者が定める日
- ③ 前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の翌営業日の基準価額とします。
- ④ 受益者が第1項の一部解約請求をするときは、委託者または指定販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。
- ⑤ 委託者は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約請求の受付を中止することができるほか、すでに受け付けた一部解約請求を取消することができるものとします。
- ⑥ 前項により一部解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約請求を撤回することができます。ただし、受益者がその一部解約請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約請求を受け付けたものとして、第3項の規定に準じて算出した価額とします。

（質権口記載または記録の受益権の取扱い）

第46条 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等に従って取り扱われます。

（信託契約の解約）

第47条 委託者は、信託期間中において、受益権の口数が30億口を下ることとなった場合もしくはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ② 委託者は、前項の事項について、書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行いません。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに信託契約の解約の理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。
- ③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託契約にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。
- ④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。
- ⑤ 第2項から前項までの規定は、委託者が信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第2項から前項までの手続を行なうことが困難な場合も同じとします。

（信託契約に関する監督官庁の命令）

第48条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ② 委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第52条の規定に従います。

（委託者の登録取消等に伴う取扱い）

第49条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ② 前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、第52条の書面決議で否決された場合を除き、

当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

(委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い)

第50条 委託者は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

② 委託者は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(受託者の辞任および解任に伴う取扱い)

第51条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を申立てることができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第52条の規定に従い、新受託者を選任します。なお、受益者は、上記によって行なう場合を除き、受託者を解任することはできないものとします。

② 委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(信託約款の変更等)

第52条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行なうことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は本条に定める以外の方法によって変更することができないものとします。

② 委託者は、前項の事項（前項の変更事項にあつては、その内容が重大なものに該当する場合に限り、前項の併合事項にあつては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下「重大な信託約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに重大な信託約款の変更等の内容およびその理由等の事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託約款にかかる知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を發します。

③ 前項の書面決議において、受益者（委託者およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するときの当該受益権にかかる受益者としての受託者を除きます。以下本項において同じ。）は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、この信託約款にかかる知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

④ 第2項の書面決議は議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行ないます。

⑤ 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

⑥ 第2項から前項までの規定は、委託者が重大な信託約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。

⑦ 前各項の規定にかかわらず、この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあつても、当該併合にかかる一または複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行なうことはできません。

(反対受益者の受益権買取請求の不適用)

第53条 この信託は、受益者が第45条の規定による一部解約請求を行なったときは、委託者が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、第47条に規定する信託契約の解約または前条に規定する重大な信託約款の変更等を行なう場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権買取請求の規定の適用を受けません。

(他の受益者の氏名等の開示の請求の制限)

第54条 この信託の受益者は、委託者または受託者に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

1. 他の受益者の氏名または名称および住所
2. 他の受益者が有する受益権の内容

(運用報告書に記載すべき事項の提供)

第55条 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により提供します。

② 前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付します。

(公告)

第56条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行ない、次のアドレスに掲載します。

<https://www.daiwa-am.co.jp/>

② 前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

(信託約款に関する疑義の取扱い)

第57条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付 則)

第 1条 この約款において「積立投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と指定販売会社が締結する「積立投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとし、この場合、「積立投資約款」は当該別の名称に読み替えるものとします。

第 2条 第42条第6項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。また、同条同項に規定する「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

第 3条 第23条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間にかかる国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取決めにかかる数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

第 4条 第23条に規定する「為替先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ決済日から満期日までの期間にかかる為替スワップ取引（同一の相手方との間で直物外国為替取引および当該直物外国為替取引と反対売買の関係に立つ先物外国為替取引を同時に約定する取引をいいます。以下本条において同じ。）のスワップ幅（当該直物外国為替取引にかかる外国為替相場と当該先物外国為替取引にかかる外国為替相場との差を示す数値をいいます。以下本条において同じ。）を取り決め、その取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭またはその取決めにかかるスワップ幅から決済日における当該為替スワップ取引の現実のスワップ幅を差し引いた値にあらかじめ元本として定めた金額を乗じた額とあらかじめ元本として定めた金額について決済日を受渡日として行なった先物外国為替取引を決済日における直物外国為替取引で反対売買したときの差金にかかる決済日から満期日までの利息とを合算した額を決済日における指標利率の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

2022年2月18日

委託者 大和アセットマネジメント株式会社

受託者 三井住友信託銀行株式会社

I 別に定める取引所

約款第12条および第45条の「別に定める取引所」とは、次のものをいいます。

ニューヨーク証券取引所